令和３年度第１回東大阪市都市計画審議会

議　案　書

日　時　　令和３年11月26日（金）　　午後２時

場　所　　市役所本庁舎18階　大会議室

目　　次

議案第１号　東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（付議）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

議案第２号　特定生産緑地の指定について（諮問）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４１

議案第３号　東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）について（諮問）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７３

議案第４号　東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）について（諮問）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　９４

議　案　　第　１　号

令和３年１１月２６日

東大阪市都市計画審議会会長　様

東大阪市長　野　田　義　和

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）について（付議）

標記のことについて、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、別紙のとおり付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名　　称	位　　置	面　　積	備　　考	図面番号
川俣1-H-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.13 ha	区域変更	5/24
長田西5-A-8	東大阪市長田西五丁目地内	約 0.07 ha	区域変更	6/24
中部区画整理地区MMM-10	東大阪市水走二丁目地内	約 0.03 ha	追加	8/24
元町1-2-4	東大阪市元町一丁目地内	約 1.61 ha	区域変更	3/24
横小路町1-E-30	東大阪市横小路町一丁目地内	約 0.05 ha	追加	22/24
日下町1-D-11	東大阪市日下町一丁目及び東石切町六丁目地内	約 0.32 ha	区域変更	9/24
客坊町G-25	東大阪市客坊町地内	約 0.34 ha	区域変更	18,19/24
中石切町3-C-2-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.17 ha	区域変更	8/24
五条町J-17	東大阪市五条町及び客坊町地内	約 0.37 ha	区域変更	13,18/24
中石切町3-G-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	8/24
岩田町5-D-16	東大阪市岩田町五丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	12/24
長田中4-B-8	東大阪市長田中四丁目地内	約 0.15 ha	区域変更	6/24
下六万寺町1-A-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.32 ha	区域変更	18,22/24
若江東町4-D-3-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.06 ha	区域変更	17/24
稲田新町3-C-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	約 0.51 ha	区域変更	6/24
池島町3-G-24	東大阪市池島町三丁目地内	－	廃止	18/24
三島B-2-2	東大阪市三島一丁目及び三島二丁目地内	約 3.27 ha	区域変更	1,6/24
新庄B-2	東大阪市新庄二丁目地内	約 0.17 ha	区域変更	1/24
池島町3-J-1-24	東大阪市池島町二丁目地内	約 0.47 ha	区域変更	18/24
新喜多D-14	東大阪市西堤西地内	約 0.05 ha	区域変更	10/24
池島町3-B-24	東大阪市池島町三丁目地内	－	廃止	18/24
鴻池B-9	東大阪市川田一丁目地内	約 0.13 ha	区域変更	7/24
中部区画整理地区K-4	東大阪市加納六丁目地内	－	廃止	3/24
玉串町東2-H-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	－	廃止	17/24
西堤本通東2-A-14	東大阪市西堤本通東二丁目地内	－	廃止	10/24
中部区画整理地区I-4	東大阪市加納六丁目地内	－	廃止	3/24
鴻池E-9	東大阪市新鴻池町地内	約 0.10 ha	区域変更	7/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

名　　称	位　　置	面　　積	備　　考	図面番号
若江南町2-C-22	東大阪市若江南町二丁目地内	約 0.05 ha	区域変更	16/24
横枕西I-8	東大阪市横枕西地内	－	廃止	6/24
東鴻池町5-D-4-3	東大阪市東鴻池町五丁目地内	－	廃止	2/24
横枕東A-9	東大阪市横枕地内	－	廃止	7/24
玉串町東1-D-23	東大阪市玉串町東一丁目地内	－	廃止	17/24
菱江E-16	東大阪市菱江五丁目地内	約 0.03 ha	区域変更	12/24
中部区画整理地区U-3	東大阪市加納三丁目地内	約 0.07 ha	区域変更	2/24
元町2-A-2-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.25 ha	面積表記の変更	3/24
小　　計		約 9.08 ha		
善根寺町1-A-5 他594地区		約 95.21 ha	変更なし	
合　　計	630地区	約 104.29 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　由

良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有する農地を新たに生産緑地地区に指定するとともに、行為制限の解除により、計画的・永続的に保全することが困難となったものを生産緑地地区から除外することにともなって、生産緑地地区の追加、廃止及び区域変更をおこなうものである。

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 / 変更後 面積(ha)	追加区域変更廃止の別	変更理由	備考	計画図図面番号	参考図図面番号
川俣1-H-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.10 / 0.13	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		5/24	1/32
長田西5-A-8	東大阪市長田西五丁目地内	約 0.05 / 0.07	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		6/24	2/32
中部区画整理地区MMM-10	東大阪市水走二丁目地内	約 ― / 0.03	追加	都市計画決定権者の判断による追加（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		8/24	3/32
元町1-2-4	東大阪市元町一丁目地内	約 1.57 / 1.61	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		3/24	4/32
横小路町1-E-30	東大阪市横小路町一丁目地内	約 ― / 0.05	追加	都市計画決定権者の判断による追加（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		22/24	5/32
日下町1-D-11	東大阪市日下町一丁目及び東石切町六丁目地内	約 0.30 / 0.32	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		9/24	6/32
客坊町G-25	東大阪市客坊町地内	約 0.28 / 0.34	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		18,19/24	7/32
中石切町3-C-2-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.13 / 0.17	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		8/24	8/32
五条町J-17	東大阪市五条町及び客坊町地内	約 0.28 / 0.37	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		13,18/24	9/32
中石切町3-G-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.14 / 0.18	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		8/24	8/32
岩田町5-D-16	東大阪市岩田町五丁目地内	約 0.10 / 0.18	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		12/24	10/32
長田中4-B-8	東大阪市長田中四丁目地内	約 0.07 / 0.15	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		6/24	11/32
下六万寺町1-A-24	東大阪市下六万寺町一丁目地内	約 0.23 / 0.32	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更（良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有するため）		18,22/24	12/32
若江東町4-D-3-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.13 / 0.06	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出（従事者故障）後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日：令和2年7月3日	17/24	13/32
稲田新町3-C-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	約 0.61 / 0.51	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出（従事者死亡）後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日：令和2年8月7日	6/24	14/32

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 / 変更後 面積(ha)	追加区域変更廃止の別	変更理由	備考	計画図図面番号	参考図図面番号
池島町3-G-24	東大阪市池島町三丁目地内	約 0.07 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和2年8月11日	18/24	15/32
三島B-2-2	東大阪市三島一丁目及び三島二丁目地内	約 3.39 / 3.27	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和2年9月11日	1,6/24	16/32
新庄B-2	東大阪市新庄二丁目地内	約 0.27 / 0.17	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和2年10月6日	1/24	17/32
池島町3-J-1-24	東大阪市池島町二丁目地内	約 0.59 / 0.47	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和2年10月9日	18/24	18/32
新喜多D-14	東大阪市西堤西地内	約 0.08 / 0.05	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年1月7日	10/24	19/32
池島町3-B-24	東大阪市池島町三丁目地内	約 0.07 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年1月30日	18/24	15/32
鴻池B-9	東大阪市川田一丁目地内	約 0.26 / 0.13	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年2月11日	7/24	20/32
中部区画整理地区K-4	東大阪市加納六丁目地内	約 0.05 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年3月14日	3/24	21/32
玉串町東2-H-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.08 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年3月23日	17/24	22/32
西堤本通東2-A-14	東大阪市西堤本通東二丁目地内	約 0.10 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年4月8日	10/24	23/32
中部区画整理地区I-4	東大阪市加納六丁目地内	約 0.39 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年4月19日	3/24	24/32
鴻池E-9	東大阪市新鴻池町地内	約 0.13 / 0.10	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年4月26日	7/24	25/32
若江南町2-C-22	東大阪市若江南町二丁目地内	約 0.10 / 0.05	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者故障)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年5月5日	16/24	26/32
横枕西I-8	東大阪市横枕西地内	約 0.11 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年5月12日	6/24	27/32
東鴻池町5-D-4-3	東大阪市東鴻池町五丁目地内	約 0.07 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年5月12日	2/24	28/32

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 / 変更後 面積(ha)	追加区域変更廃止の別	変更理由	備考	計画図図面番号	参考図図面番号
横枕東A-9	東大阪市横枕地内	約 0.09 / －	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年5月12日	7/24	29/32
玉串町東1-D-23	東大阪市玉串町東一丁目地内	約 0.11 / －	廃止	生産緑地法第12条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の廃止	制限解除日:令和3年6月8日	17/24	30/32
菱江E-16	東大阪市菱江五丁目地内	約 0.07 / 0.03	区域変更	生産緑地法第12条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年6月22日	12/24	31/32
中部区画整理地区U-3	東大阪市加納三丁目地内	約 0.09 / 0.07	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申出(従事者死亡)後の行為制限解除による地区の区域変更	制限解除日:令和3年6月24日	2/24	32/32
元町2-A-2-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.26 / 0.25	面積表記の変更	測量により生じた地積錯誤による生産緑地地区面積の変更	生産緑地等面積変更申出書 受領日:令和2年7月13日	3/24	4/32
変更地区合計	35 地区	約 10.37 / 9.08 ha		計 追加 2地区 区域変更 22地区 廃止 10地区 面積表記 1地区			
生産緑地地区合計	638地区 / 630地区	約 105.58 / 104.29 ha					

2500

参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
1/32
東　大　阪　市
川俣水みらいセンター
川俣1-M-7
川俣1-H-7
2・2・227－66川俣公園
森河内B-2-7
227－1長瀬川緑地
川俣1-W-7
森河内B-1-7
高井田駅前交通広場
(4L)
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

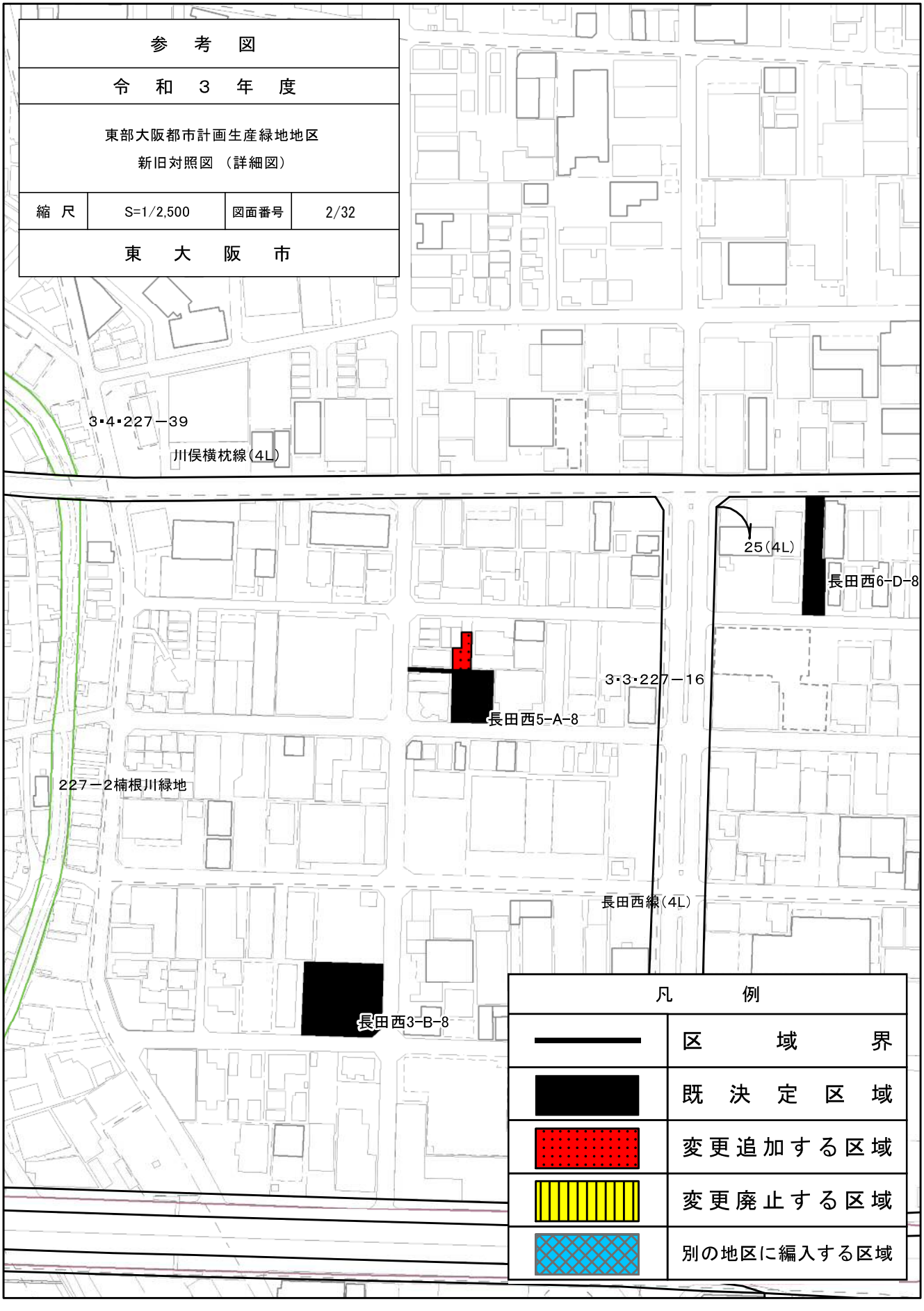
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
2/32
東　大　阪　市
3･4･227－39
川俣横枕線（4L）
25（4L）
長田西6-D-8
3･3･227－16
長田西5-A-8
227－2楠根川緑地
長田西線（4L）
長田西3-B-8
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

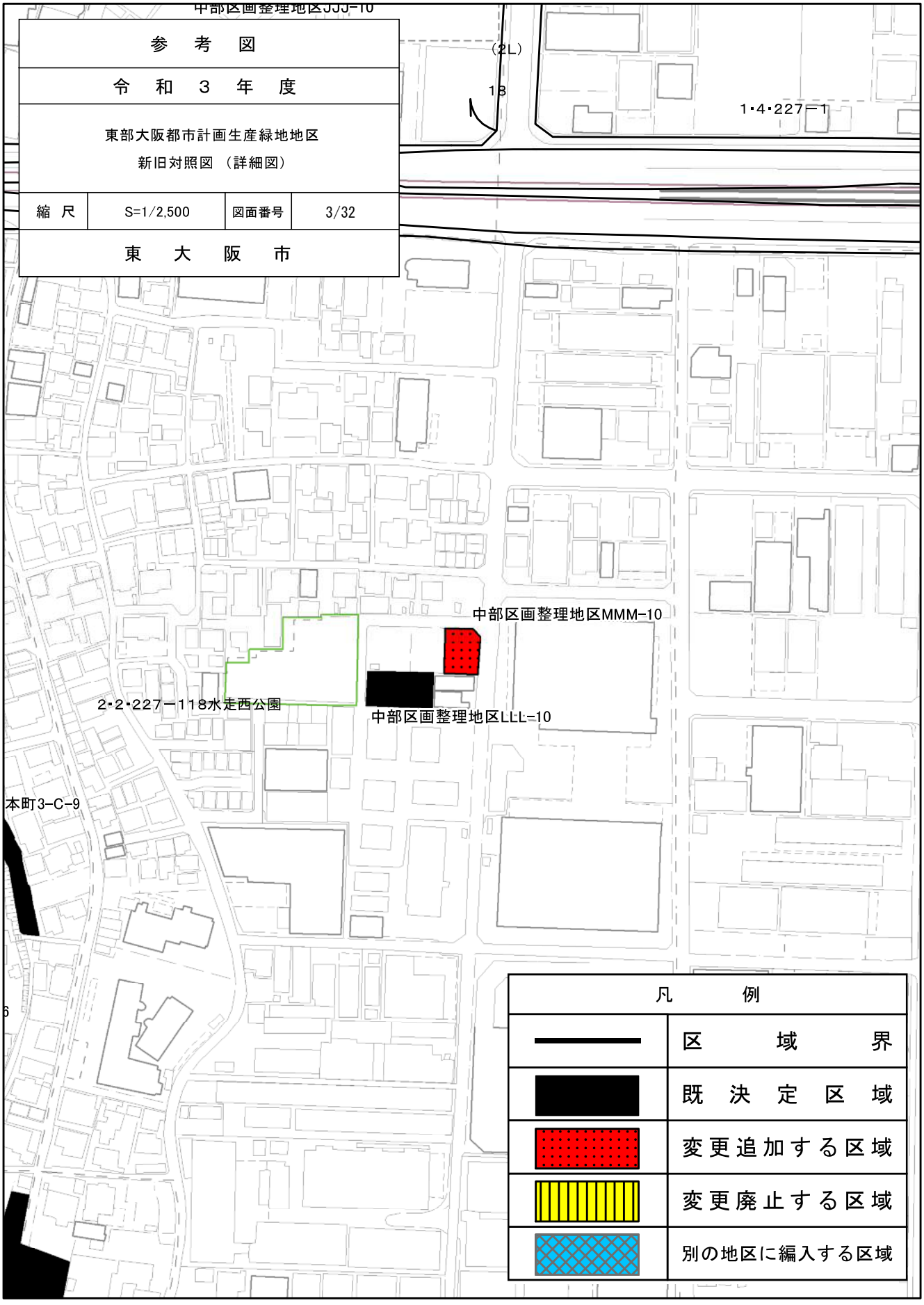

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	3/32
東　大　阪　市			

2500

参　考　図			
令　和　3　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	4/32
東　大　阪　市			

0　100 m

2500

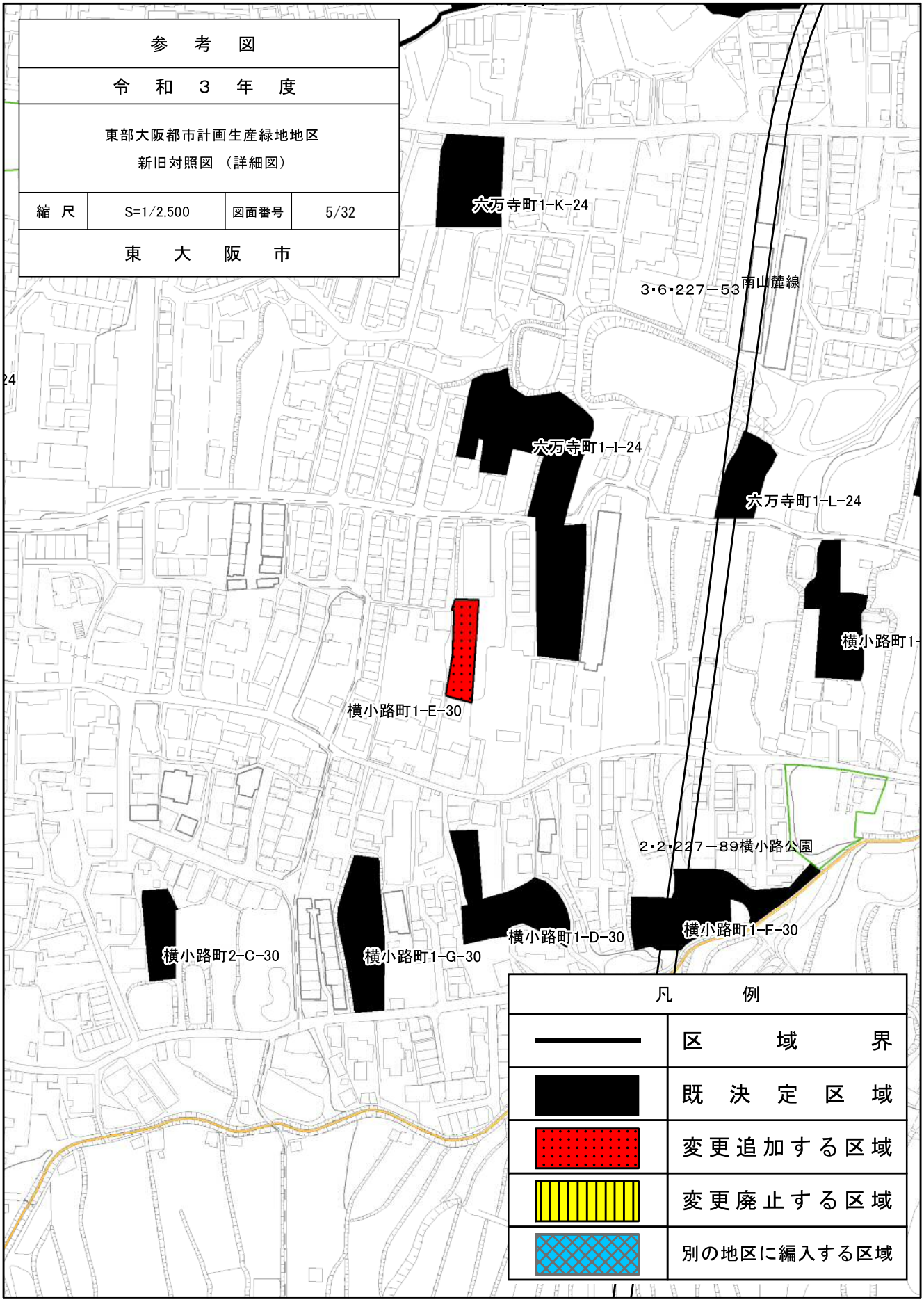
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
5/32
東　大　阪　市
六万寺町1-K-24
3・6・227－53南山麓線
六万寺町1-I-24
六万寺町1-L-24
横小路町1-
横小路町1-E-30
2・2・227－89横小路公園
横小路町2-C-30
横小路町1-G-30
横小路町1-D-30
横小路町1-F-30
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	6/32
東　大　阪　市			

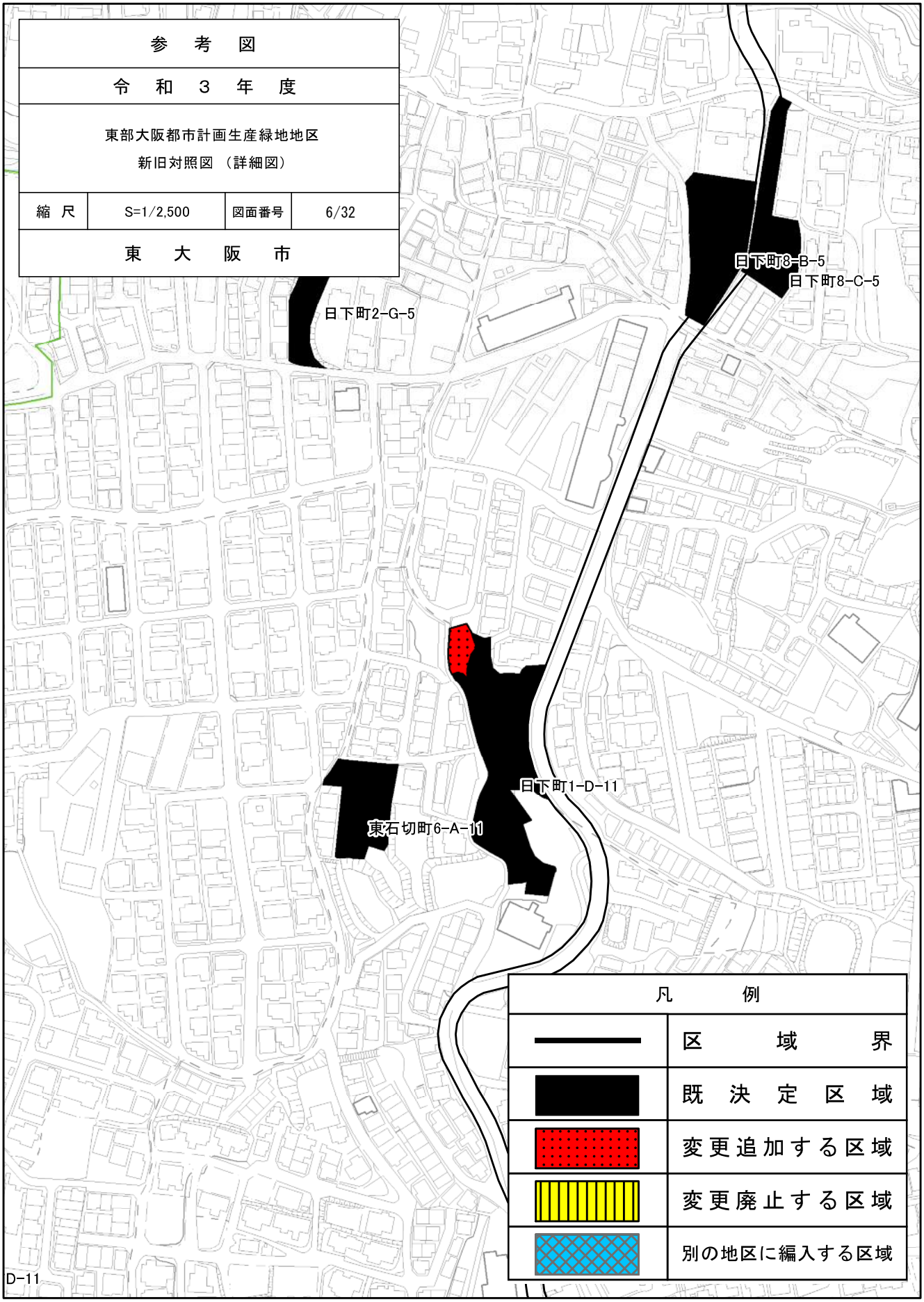

2500

参　考　図			
令　和　3　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	7/32
東　大　阪　市			

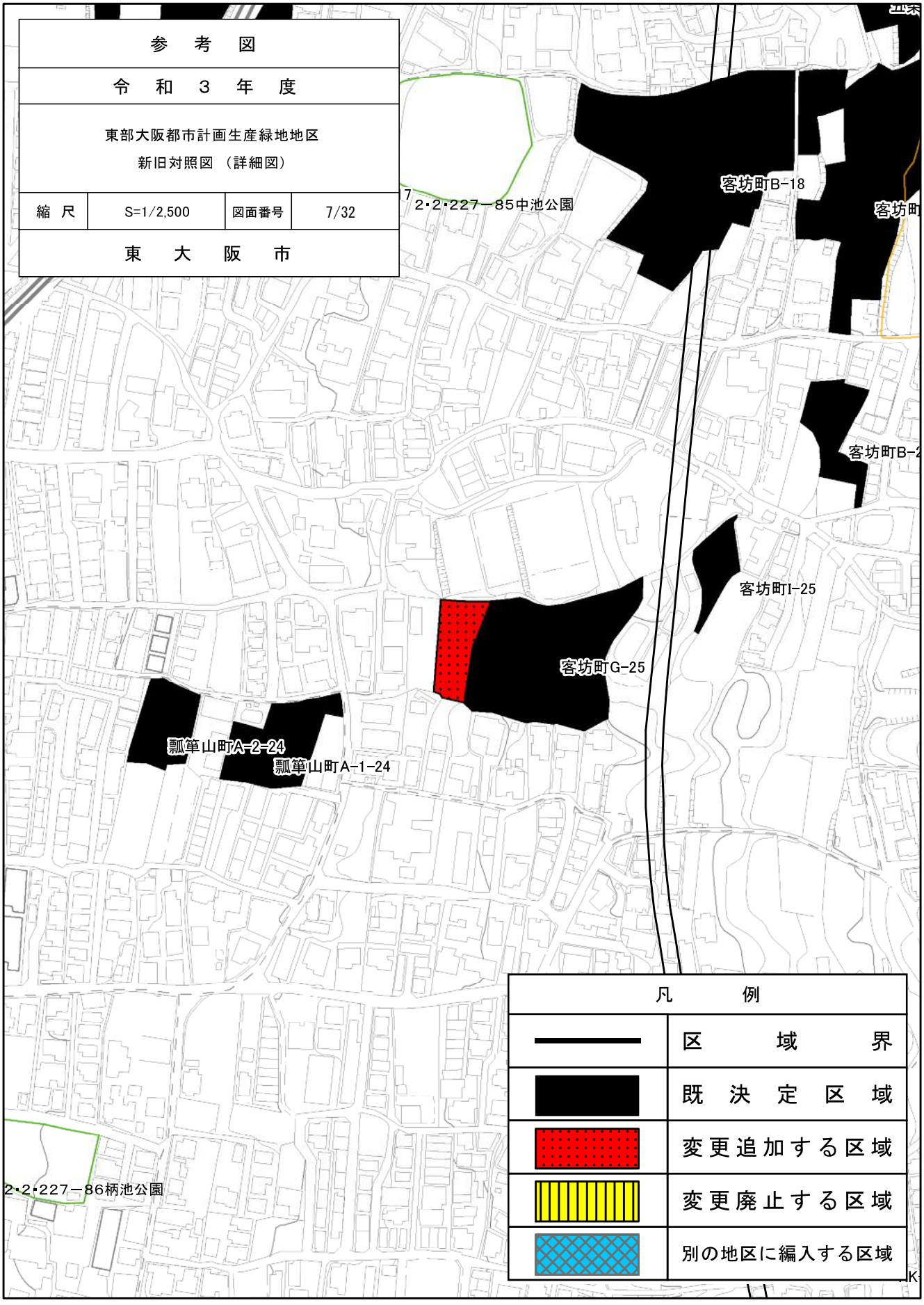

0　100 m

2500

参　考　図			
令　和　3　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	8/32
東　大　阪　市			

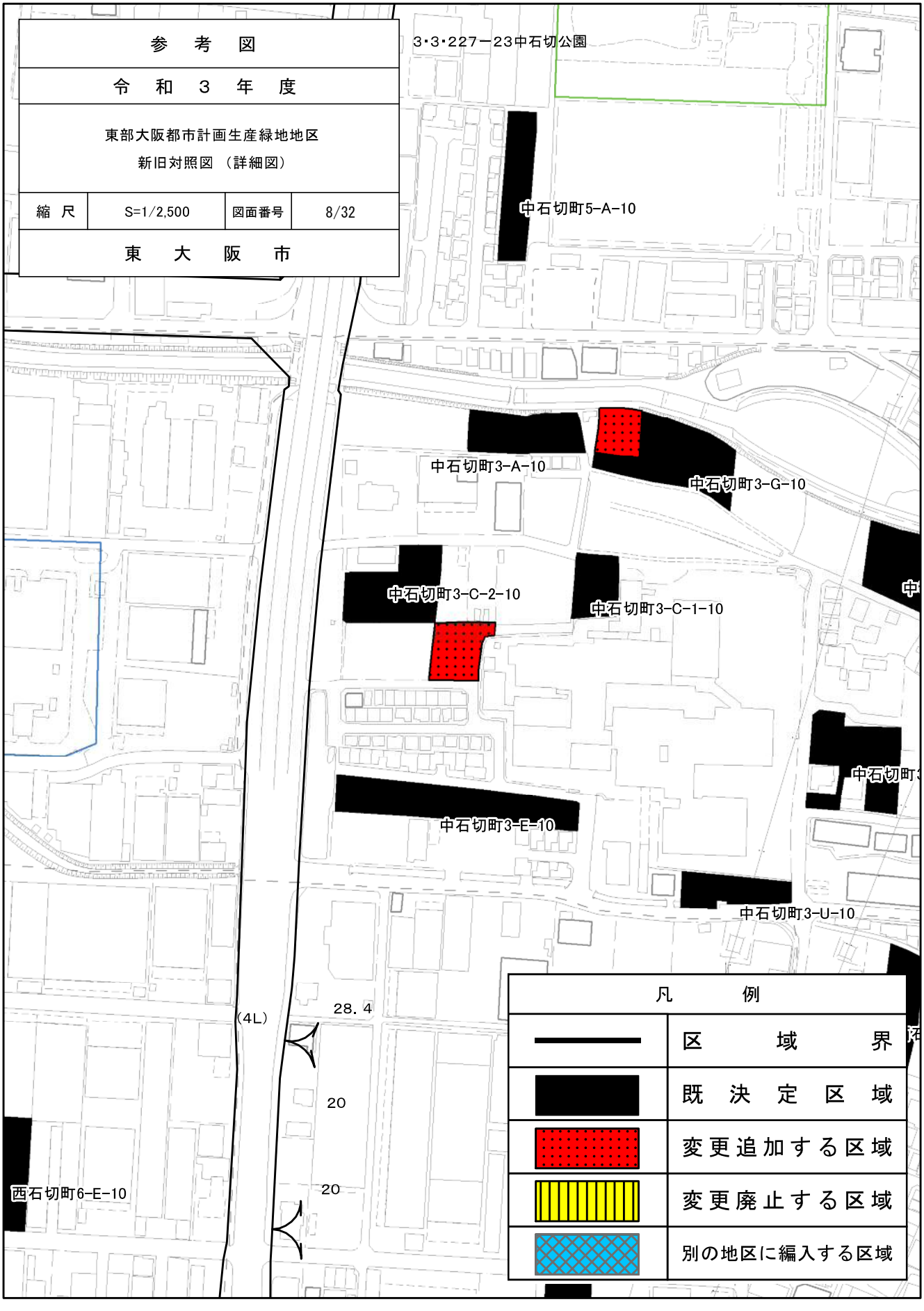

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	9/32
東　大　阪　市			

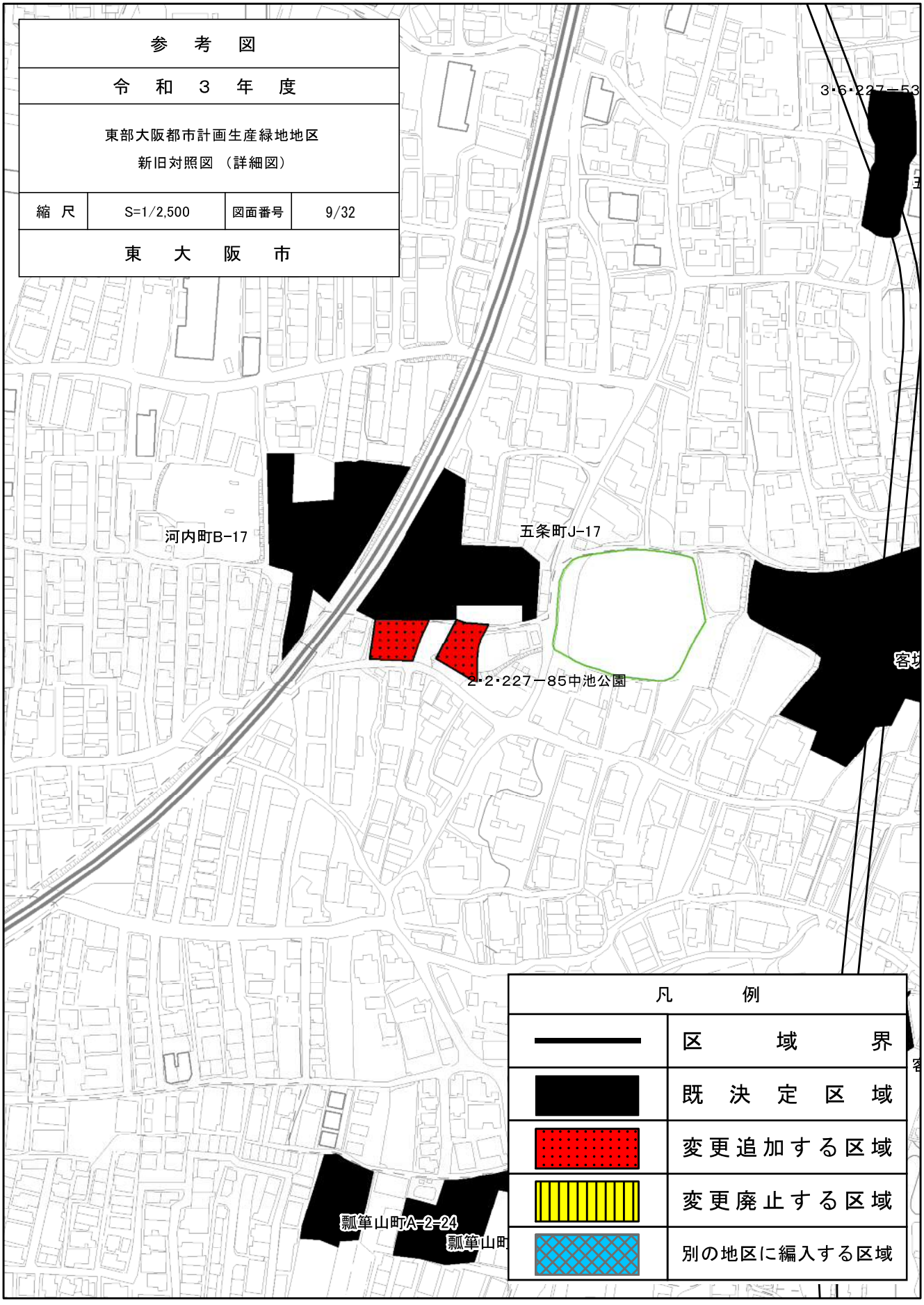

2500

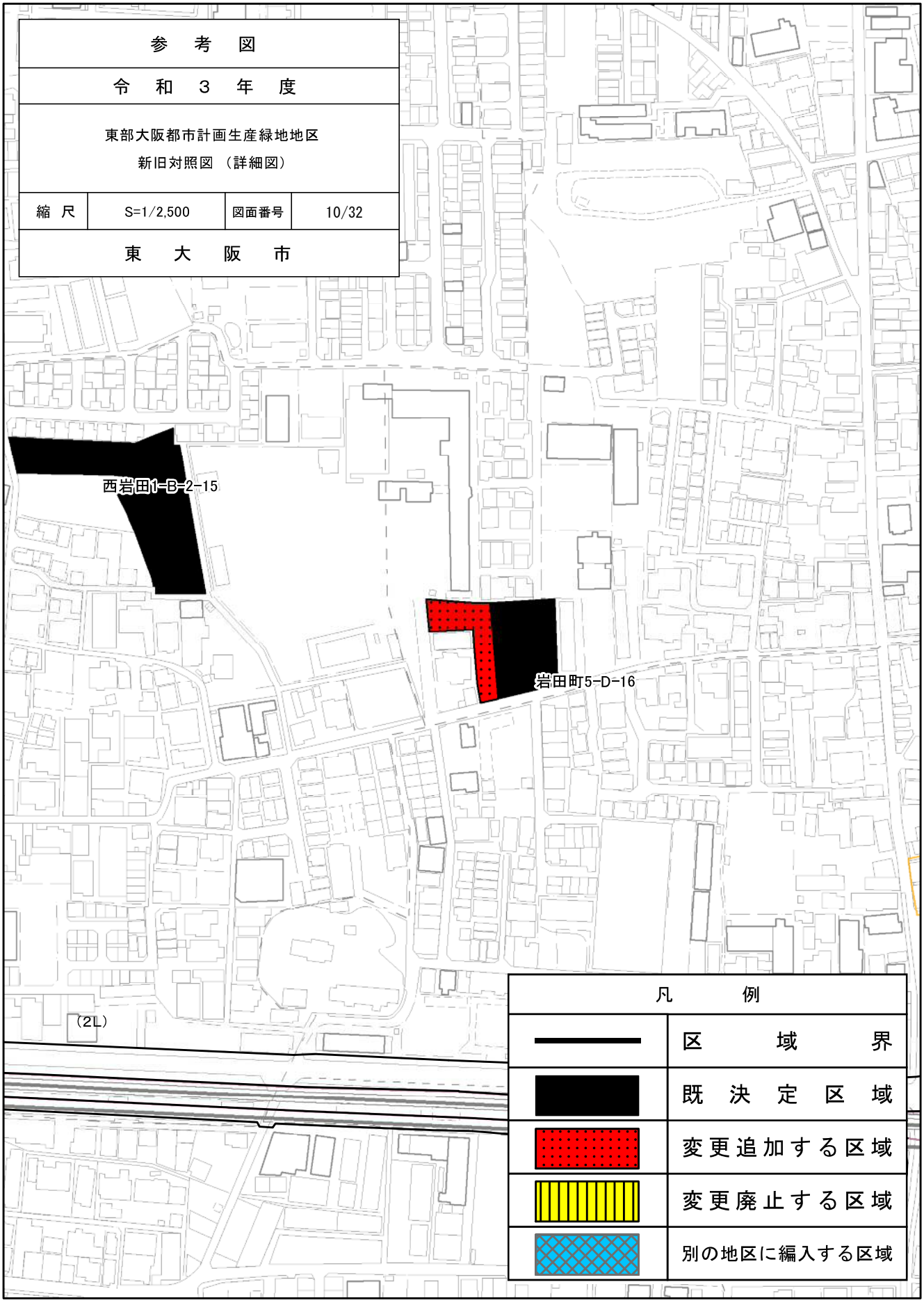
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
10/32
東　大　阪　市
西岩田1-B-2-15
岩田町5-D-16
（2L）
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　3　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	11/32
東　大　阪　市			

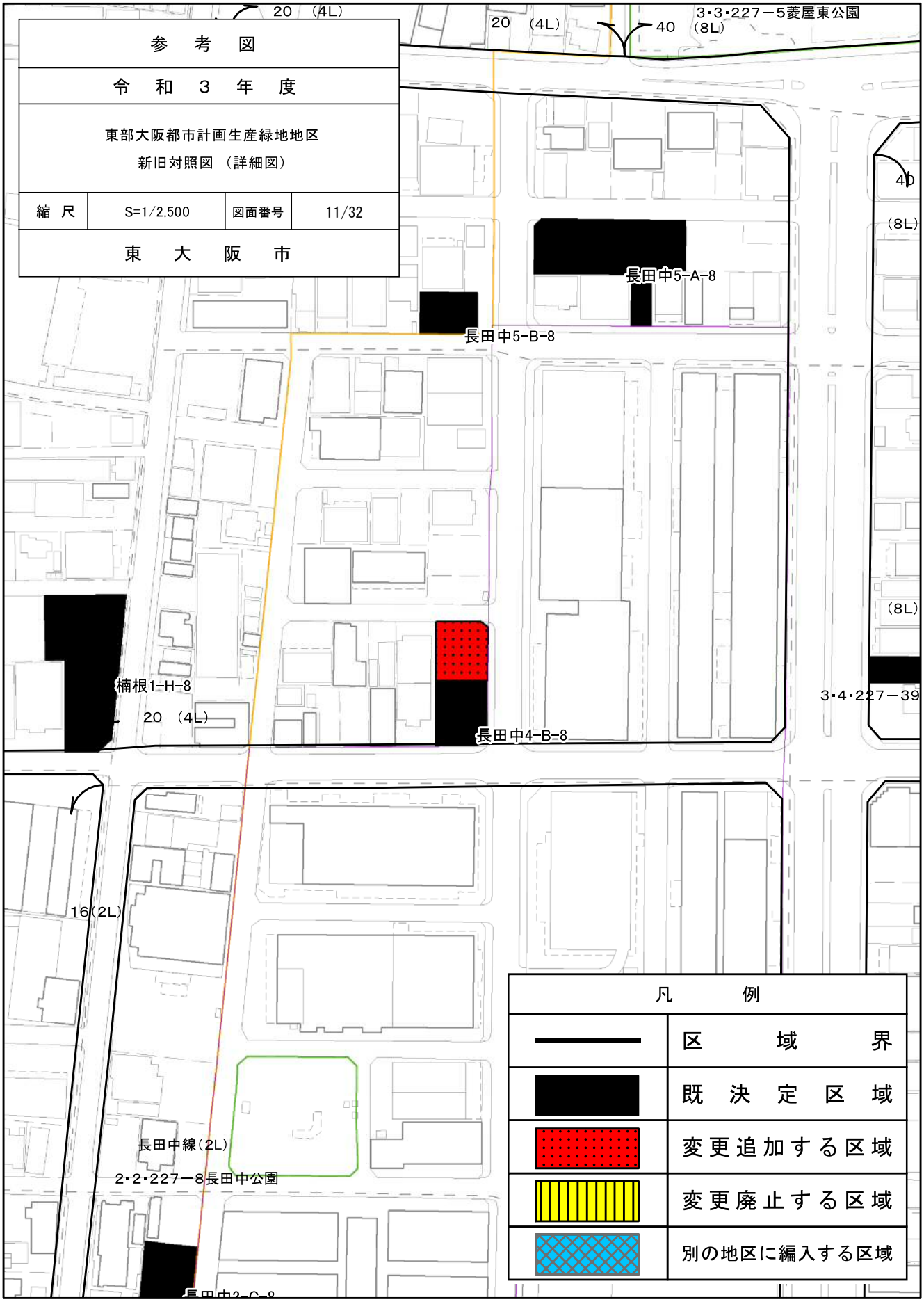

2500

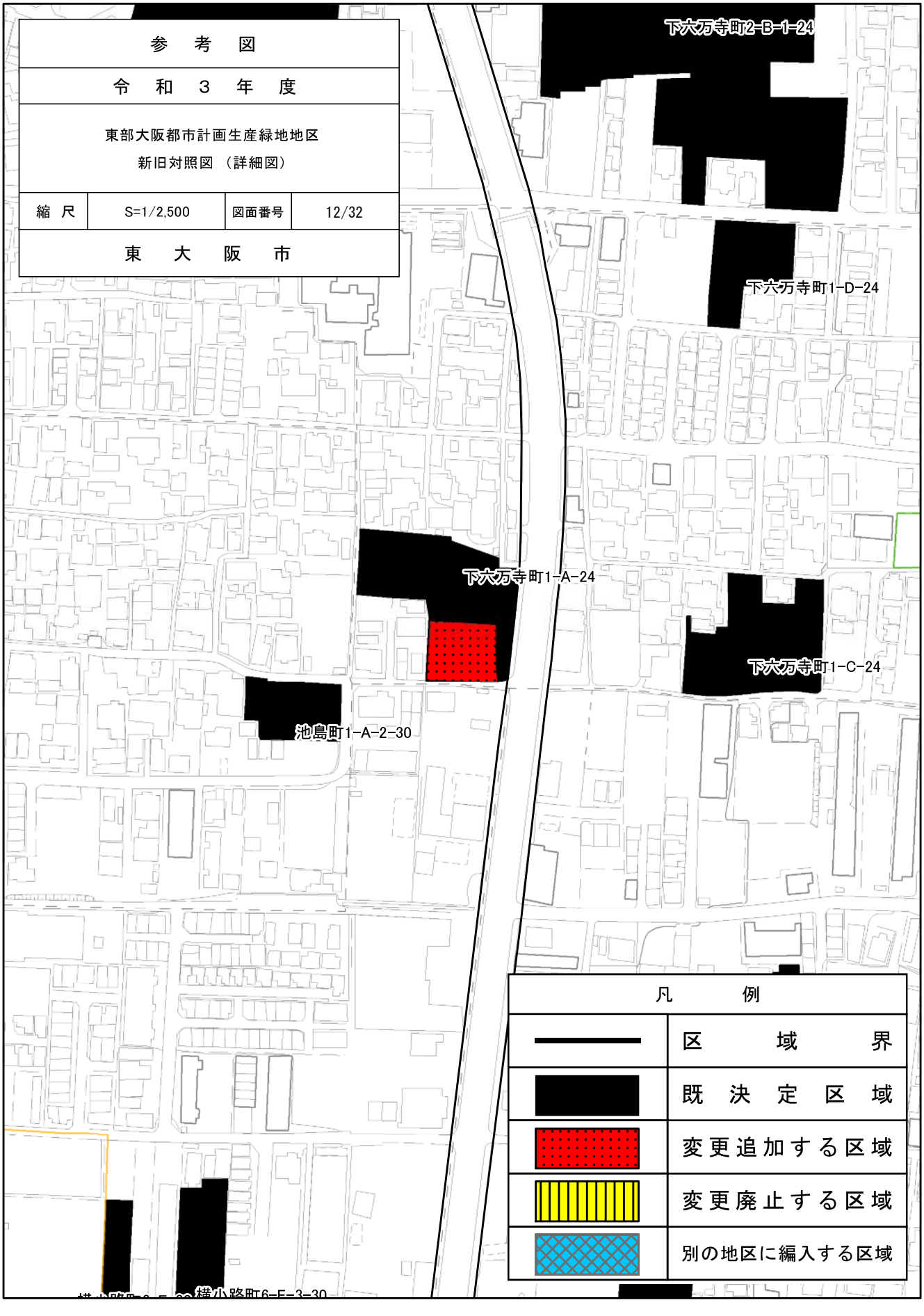
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
12/32
東　大　阪　市
下六万寺町2-B-1-24
下六万寺町1-D-24
下六万寺町1-A-24
下六万寺町1-C-24
池島町1-A-2-30
横小路町6-E-3-30
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

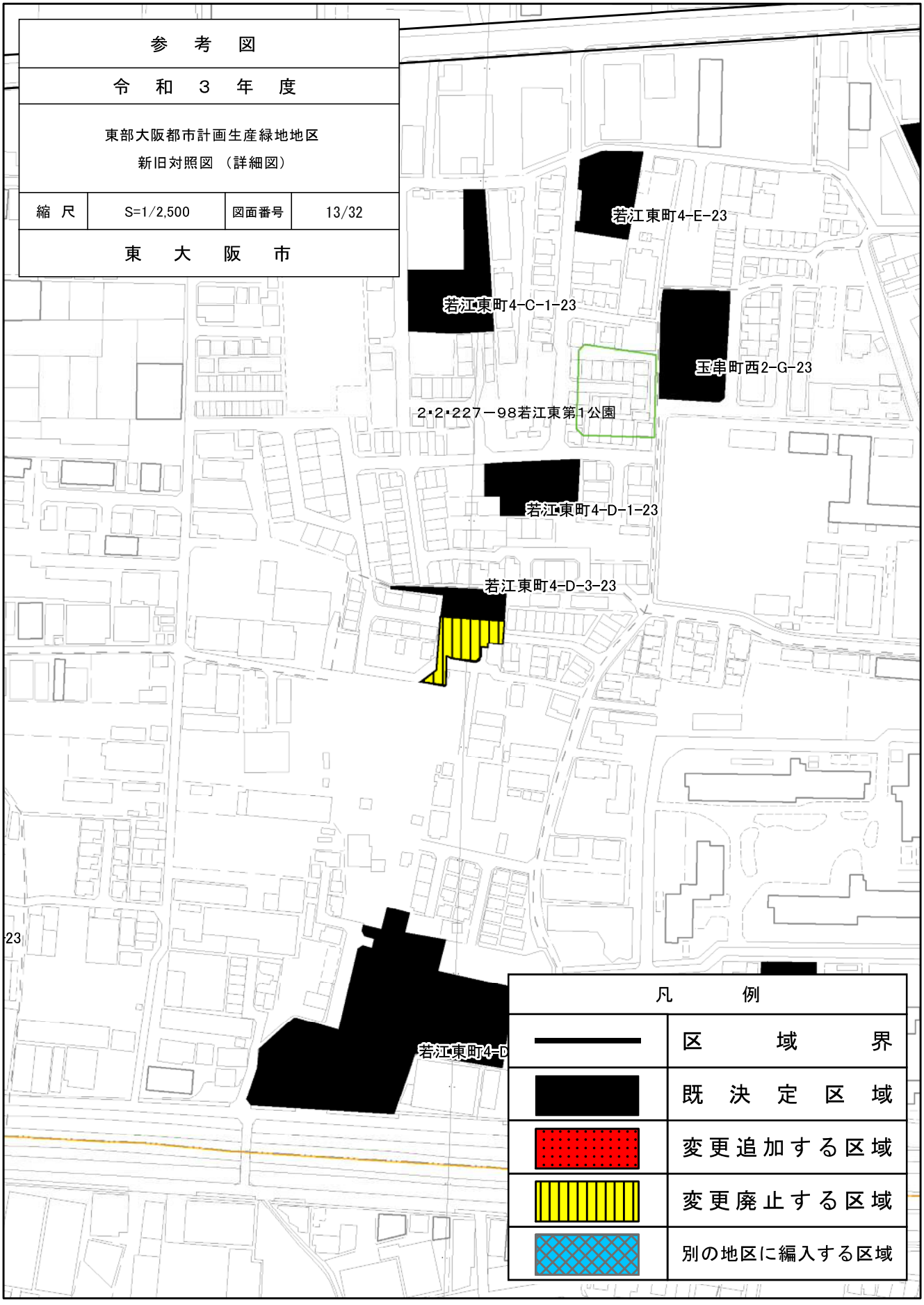
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
13/32
東　大　阪　市
若江東町4-E-23
若江東町4-C-1-23
玉串町西2-G-23
2･2･227－98若江東第1公園
若江東町4-D-1-23
若江東町4-D-3-23
若江東町4-D
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

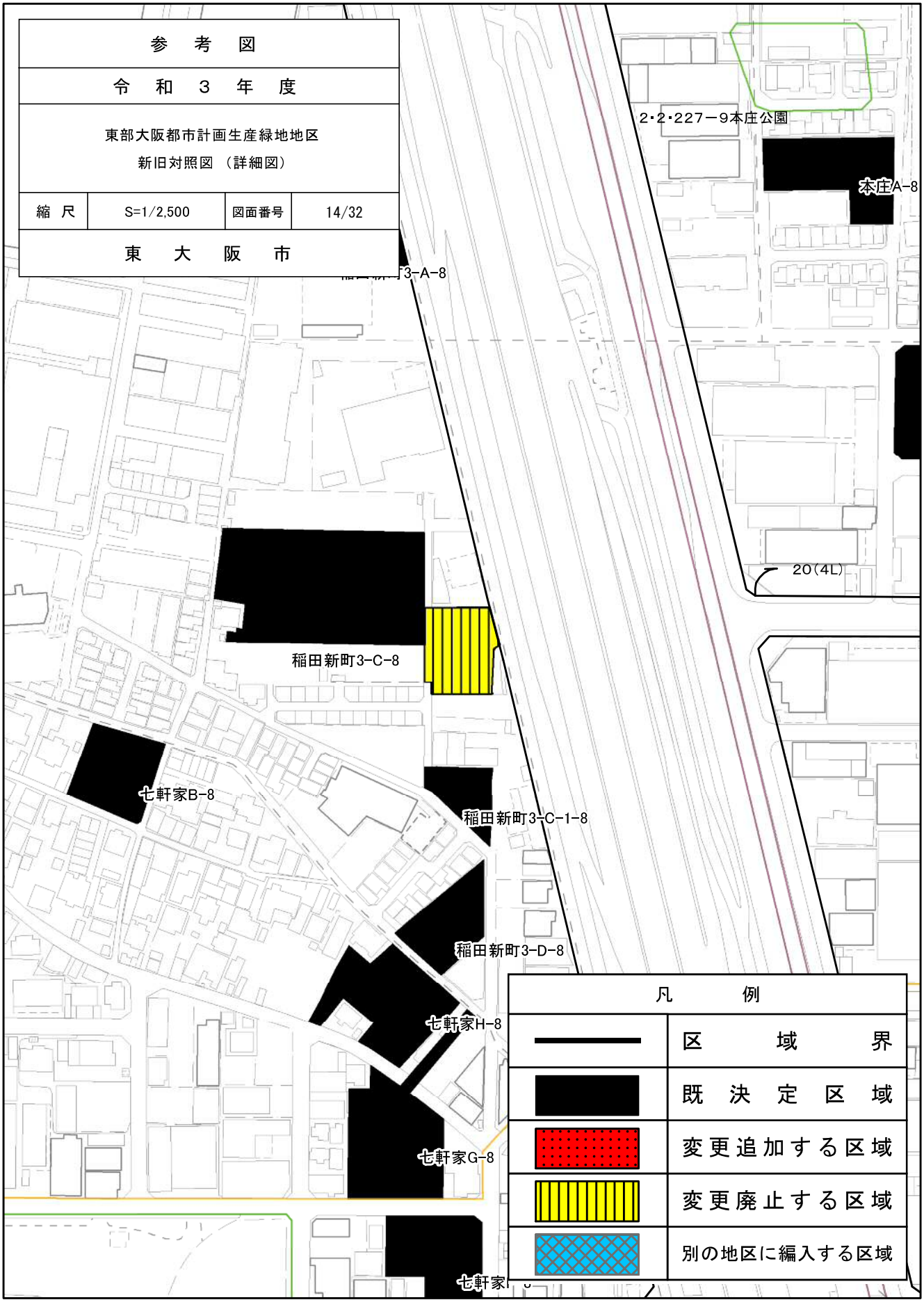
参　考　図
令　和　3　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
14/32
東　大　阪　市
2・2・227－9本庄公園
本庄A-8
3-A-8
20(4L)
稲田新町3-C-8
七軒家B-8
稲田新町3-C-1-8
稲田新町3-D-8
七軒家H-8
七軒家G-8
七軒家
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	15/32
東　大　阪　市			

2500

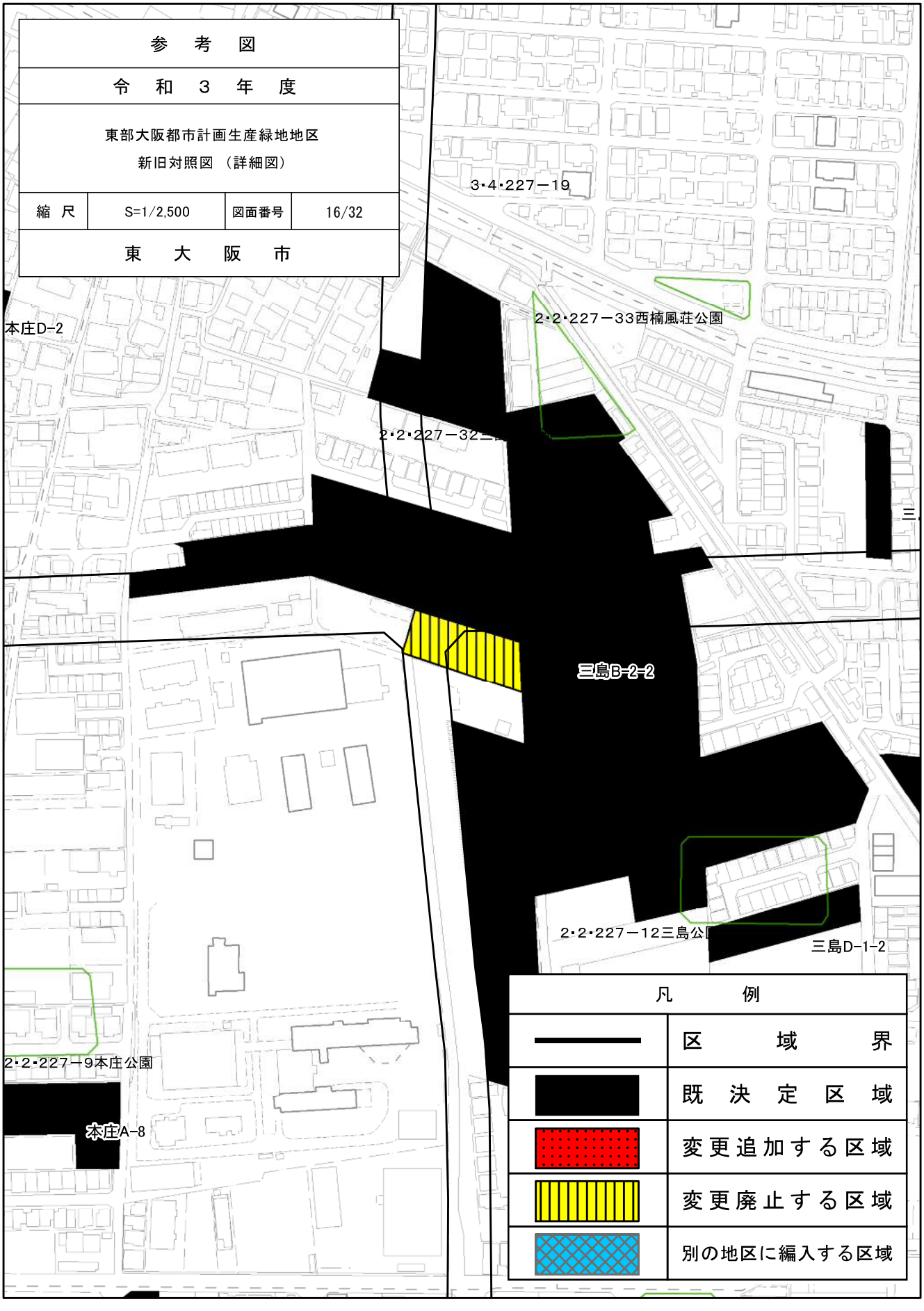
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図（詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
16/32
東　大　阪　市
3･4･227－19
2･2･227－33西楠風荘公園
本庄D-2
2･2･227－32
三島B-2-2
2･2･227－12三島公園
三島D-1-2
2･2･227－9本庄公園
本庄A-8
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	17/32
東　大　阪　市			

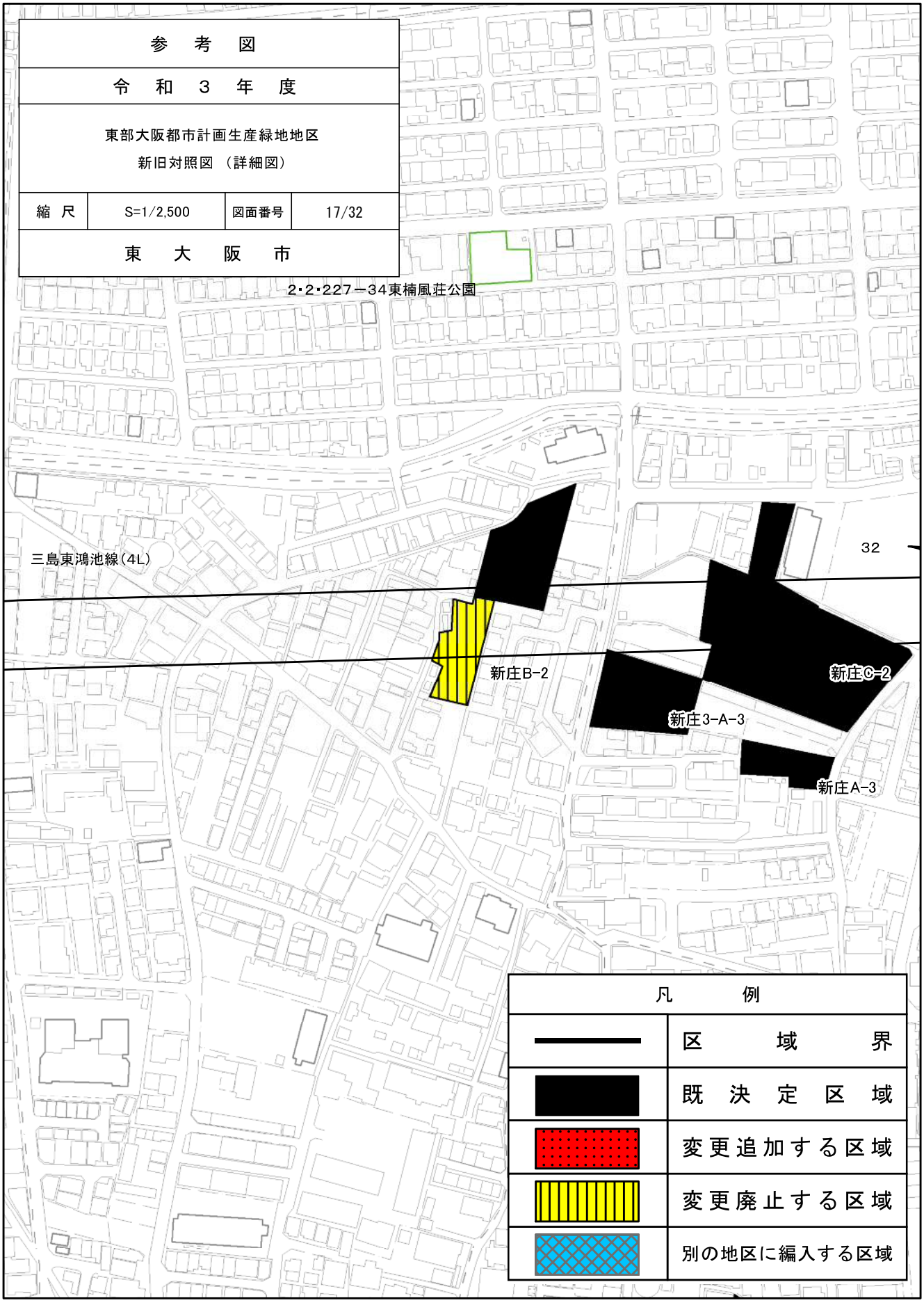

2500

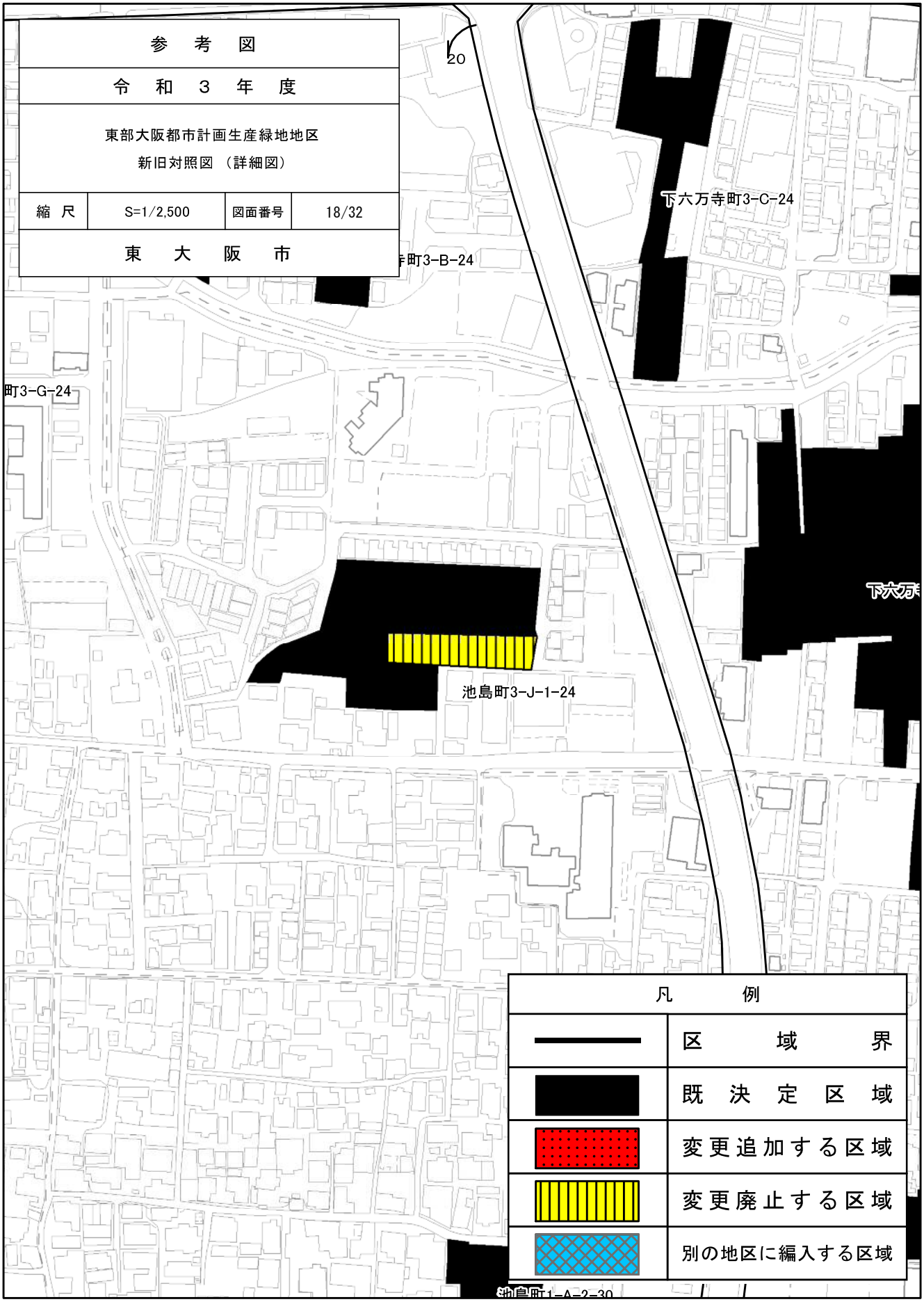
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図（詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
18/32
東　大　阪　市
20
下六万寺町3-C-24
寺町3-B-24
町3-G-24
池島町3-J-1-24
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

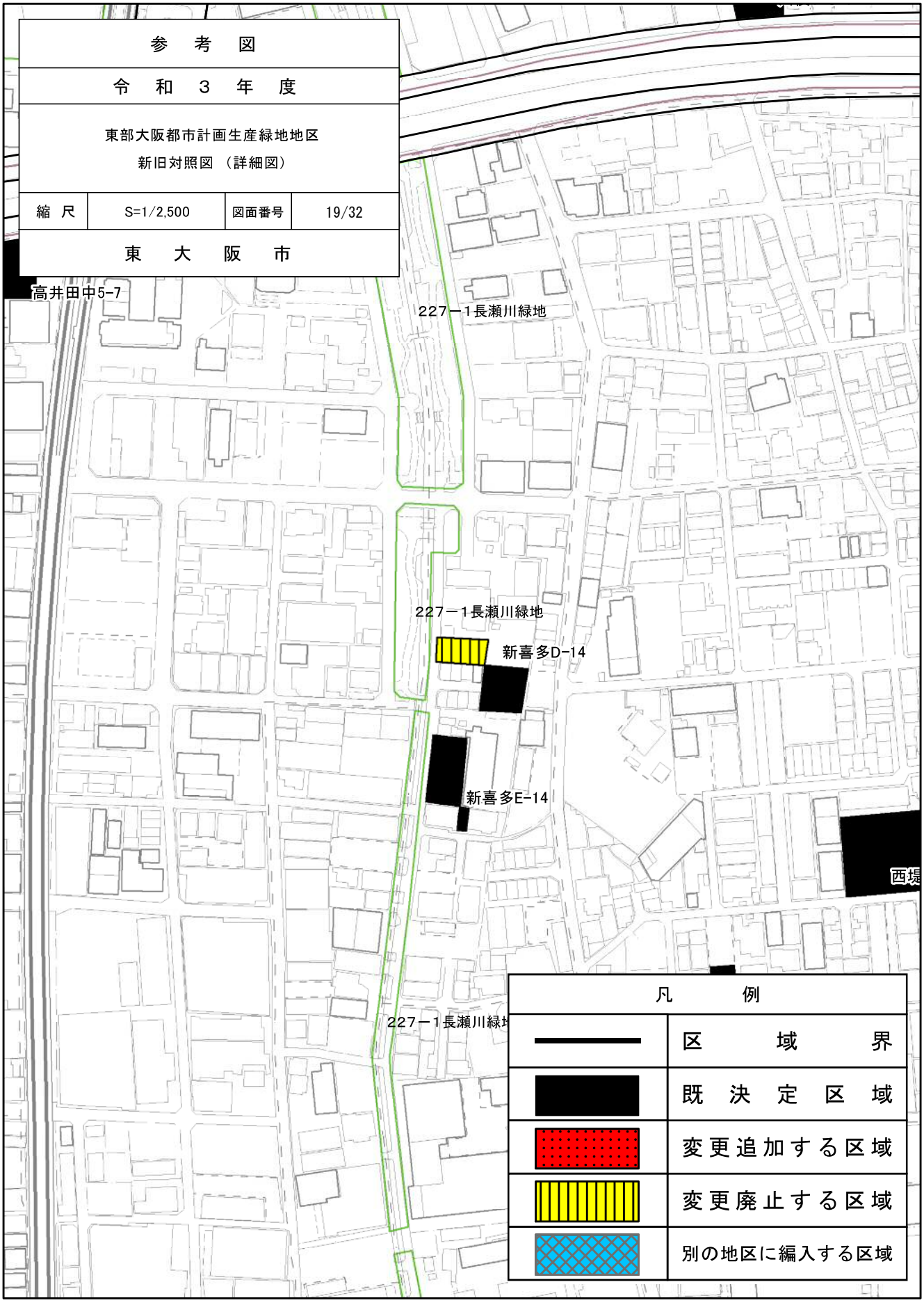
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
19/32
東　大　阪　市
高井田中5-7
227－1長瀬川緑地
227－1長瀬川緑地
新喜多D-14
新喜多E-14
227－1長瀬川緑地
西堤
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	20/32
東　大　阪　市			

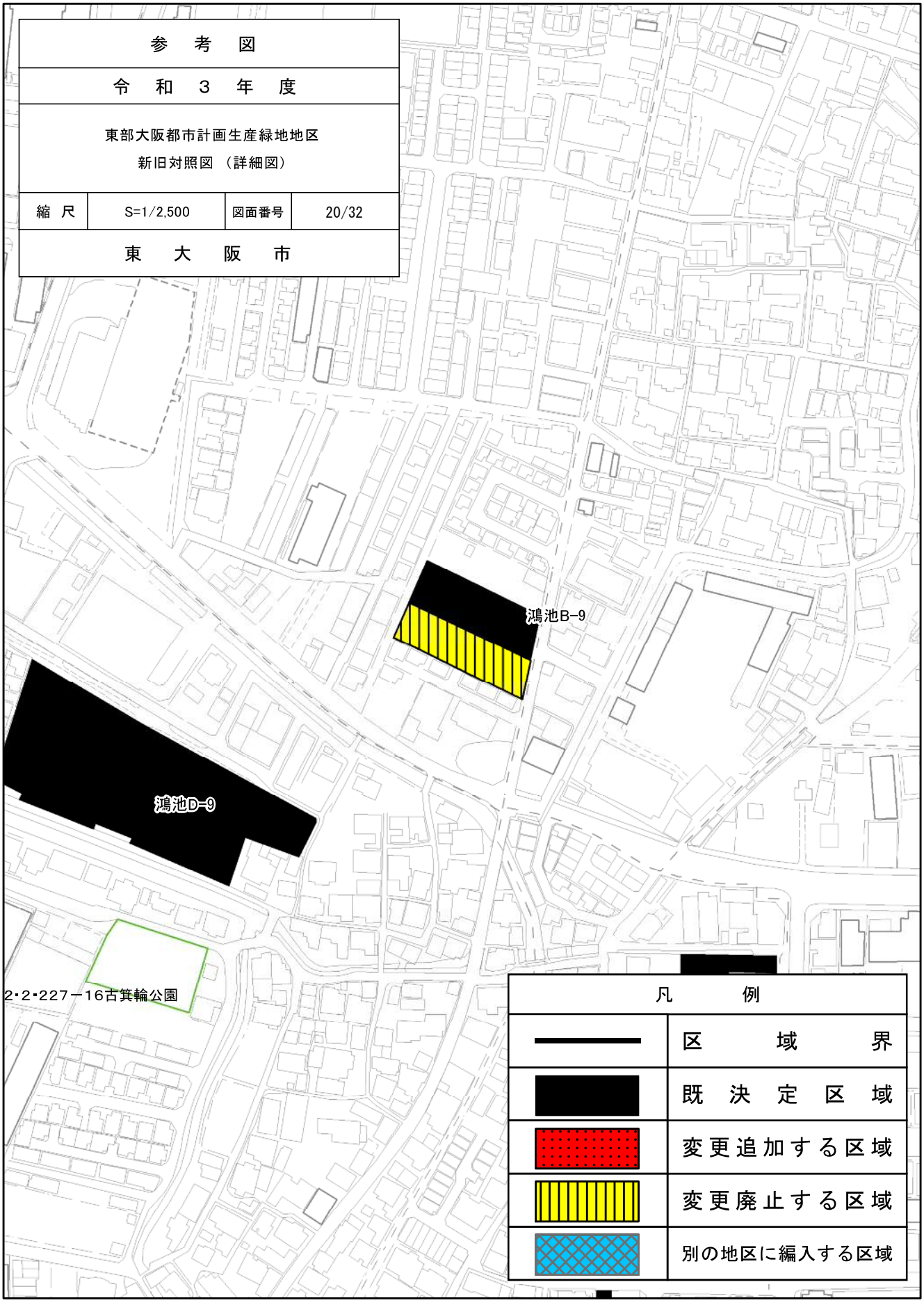

2500

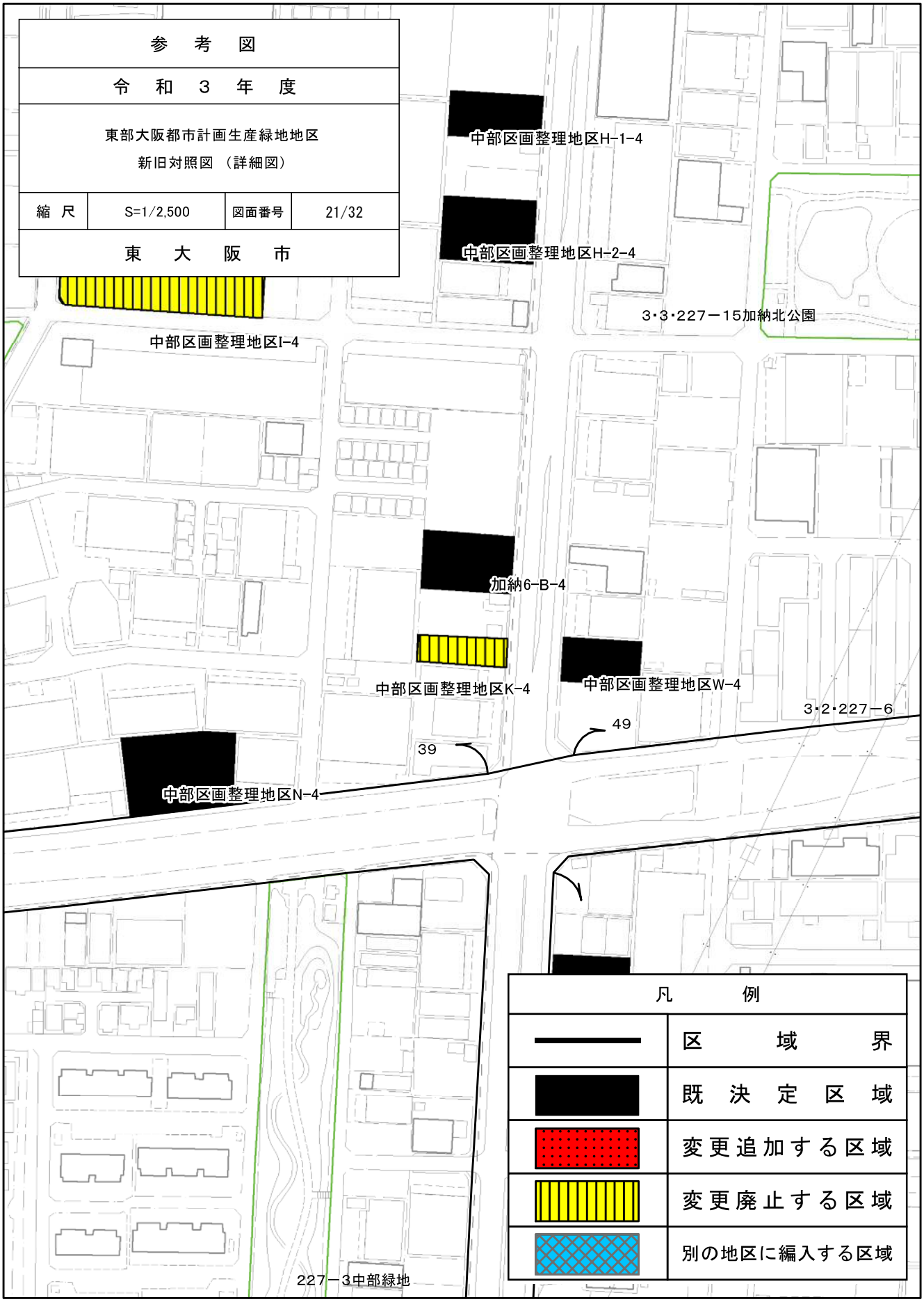
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
21/32
東　大　阪　市
中部区画整理地区H-1-4
中部区画整理地区H-2-4
3･3･227－15加納北公園
中部区画整理地区I-4
加納6-B-4
中部区画整理地区K-4
中部区画整理地区W-4
3･2･227－6
49
39
中部区画整理地区N-4
227－3中部緑地
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

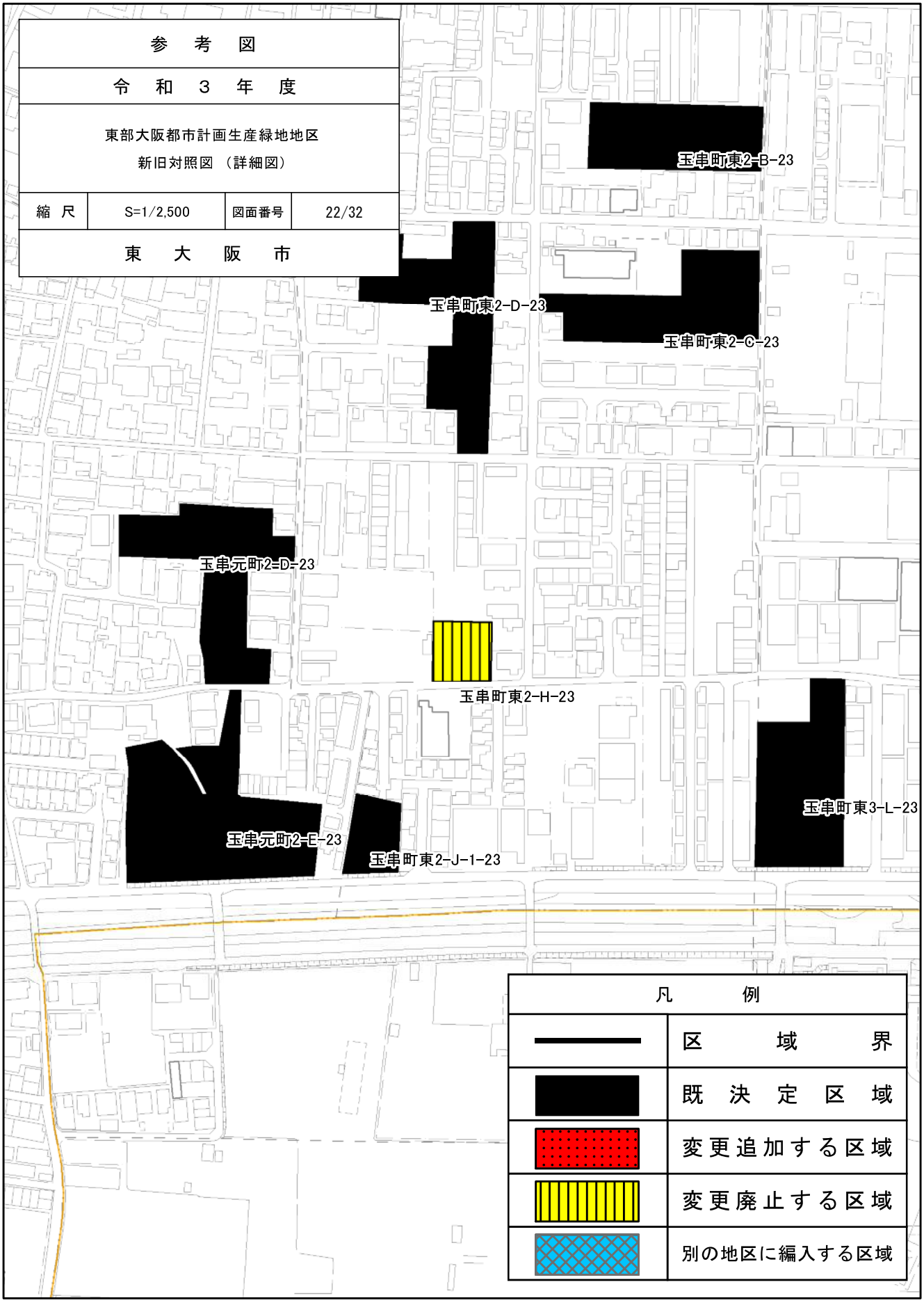
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
22/32
東　大　阪　市
玉串町東2-B-23
玉串町東2-D-23
玉串町東2-C-23
玉串元町2-D-23
玉串町東2-H-23
玉串町東3-L-23
玉串元町2-E-23
玉串町東2-J-1-23
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

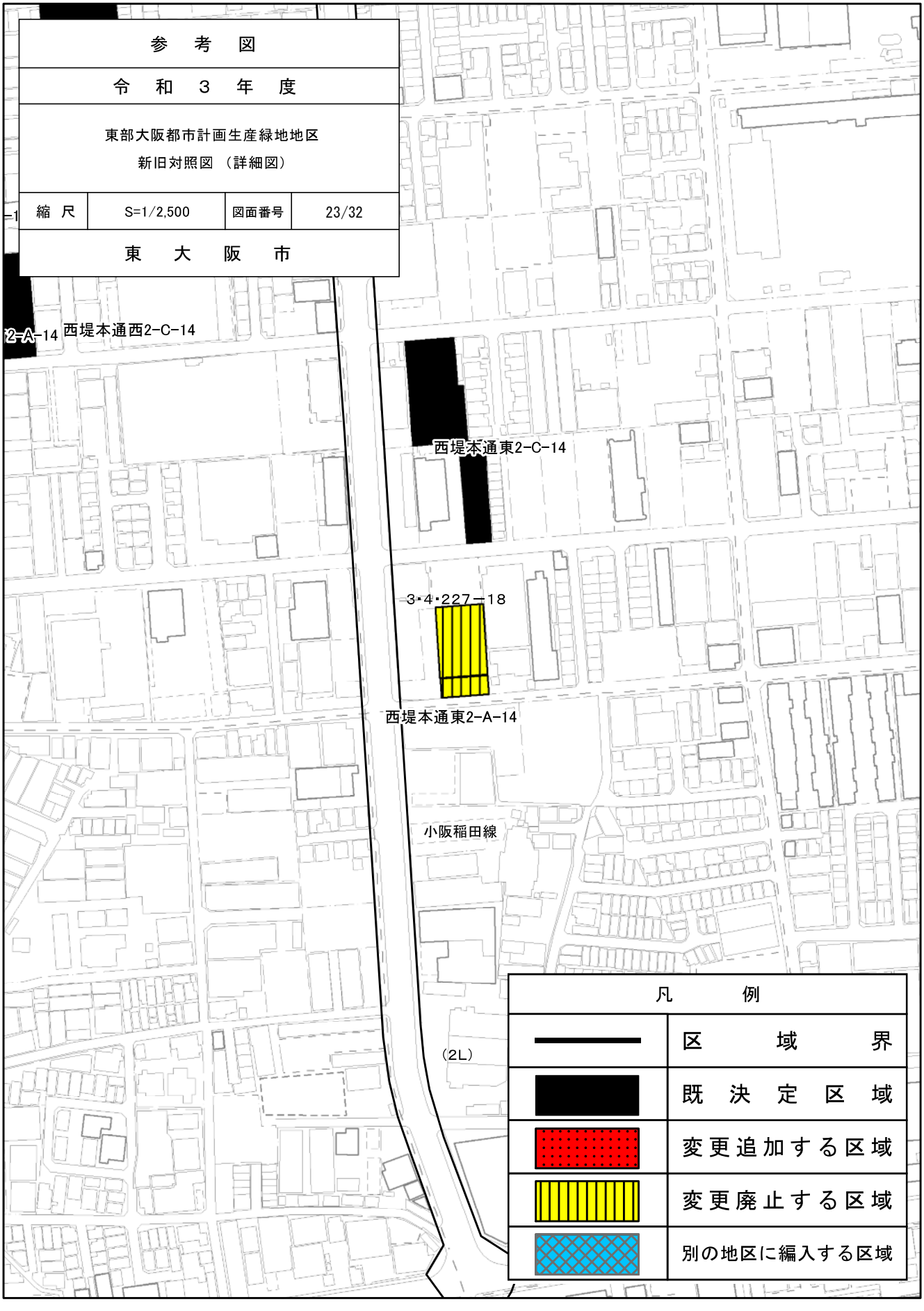
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
23/32
東　大　阪　市
2-A-14
西堤本通西2-C-14
西堤本通東2-C-14
3・4・227－18
西堤本通東2-A-14
小阪稲田線
(2L)
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　3　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	24/32
東　大　阪　市			

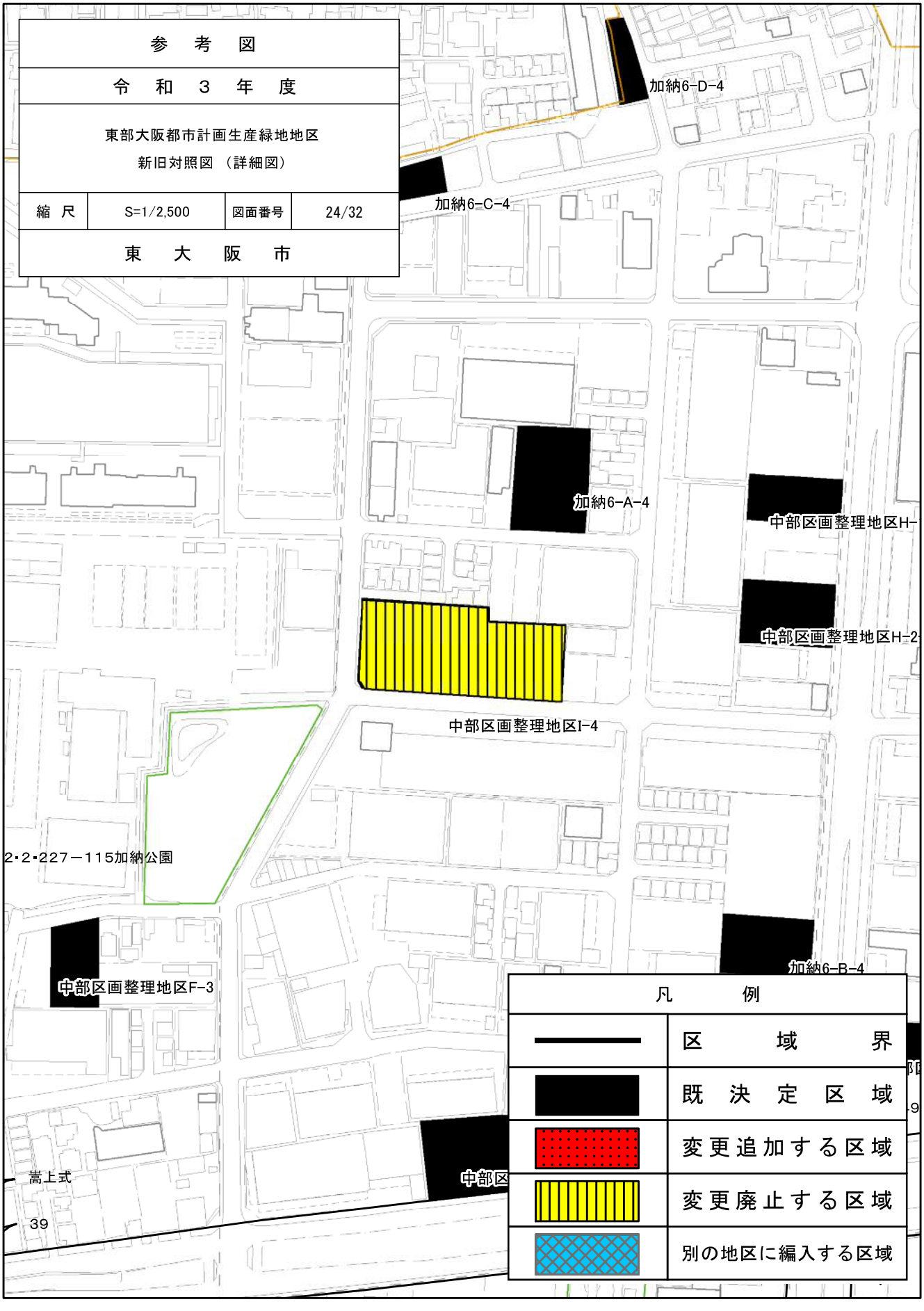

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	25/32
東　大　阪　市			

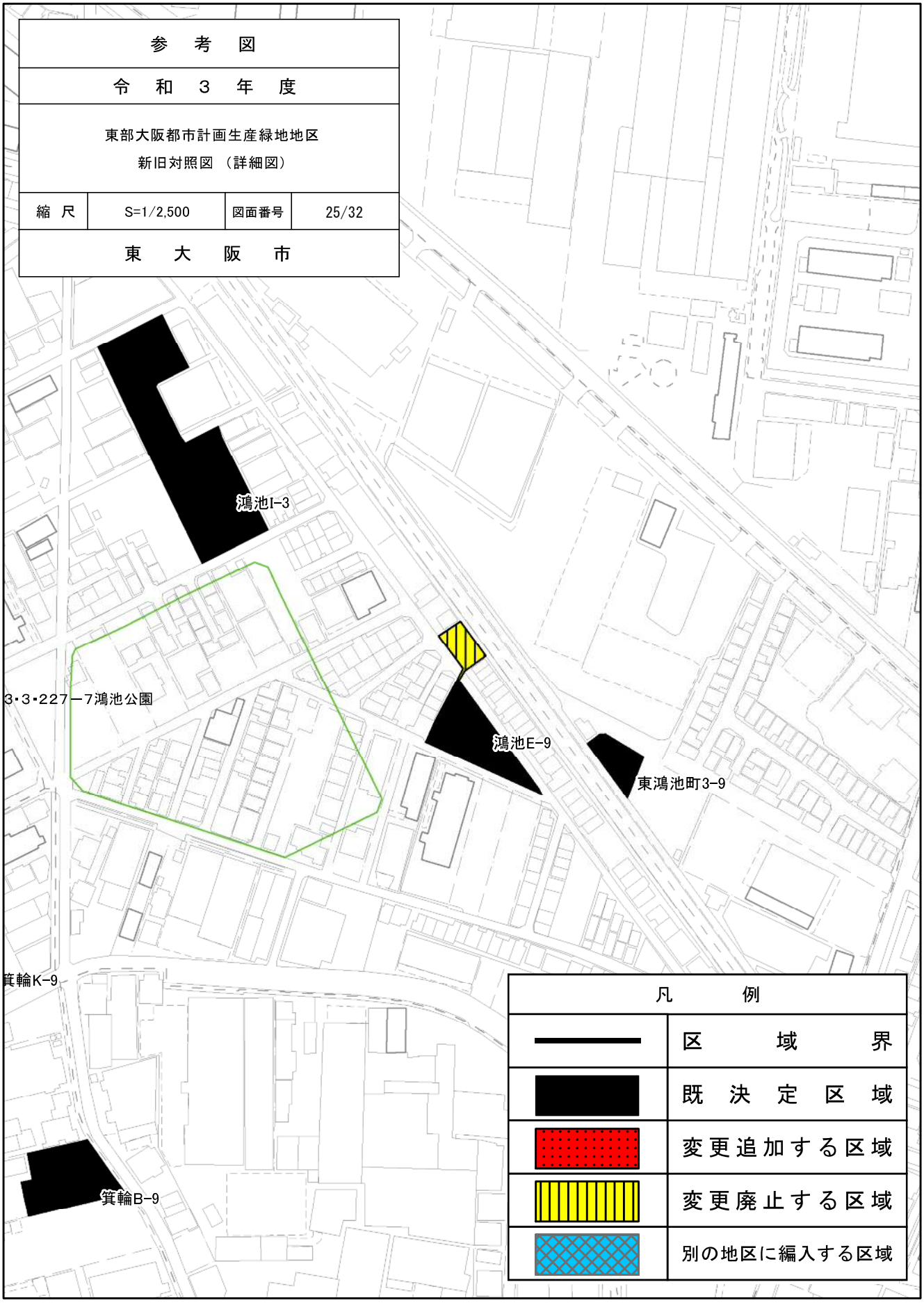

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	26/32
東　大　阪　市			

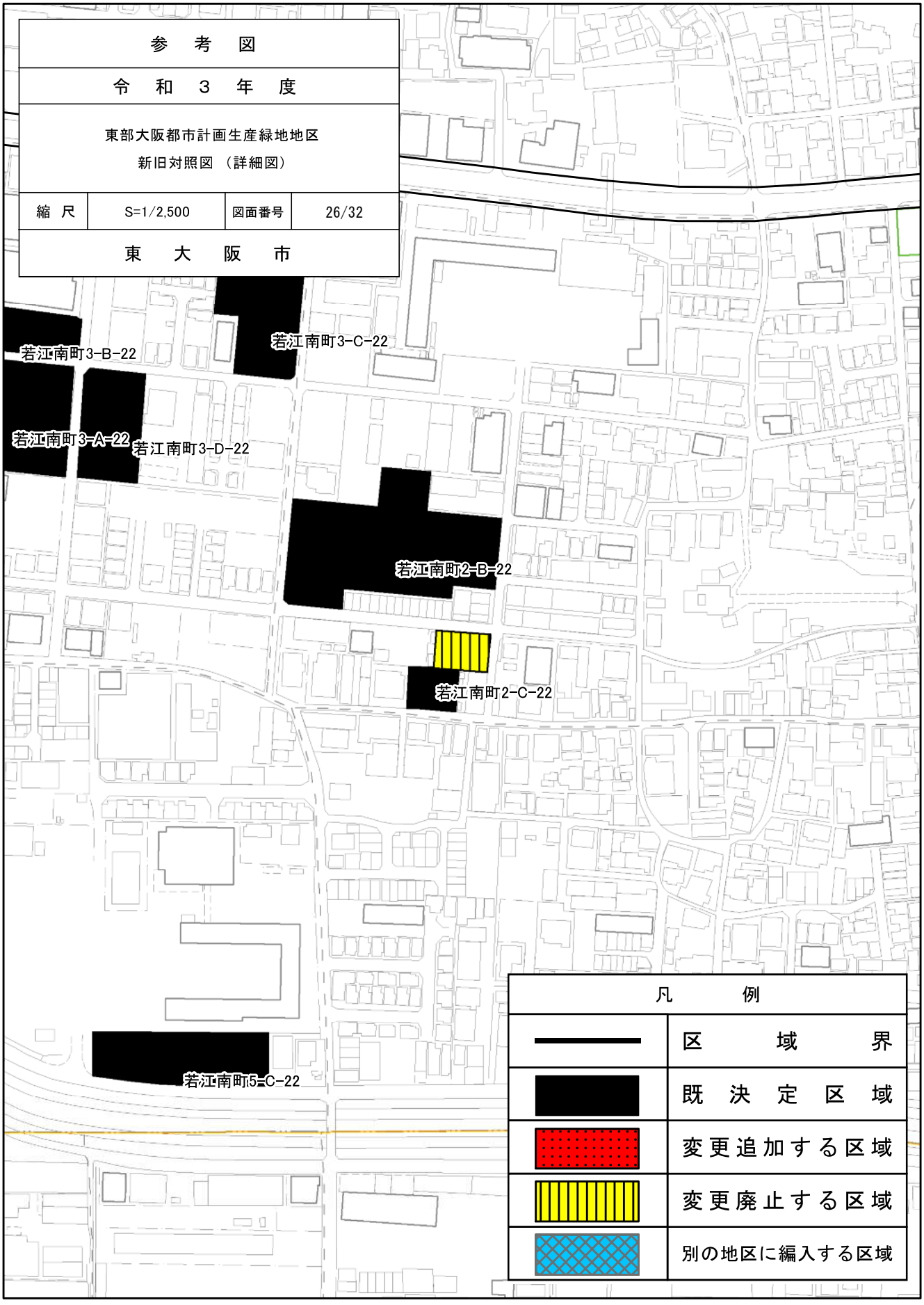

2500

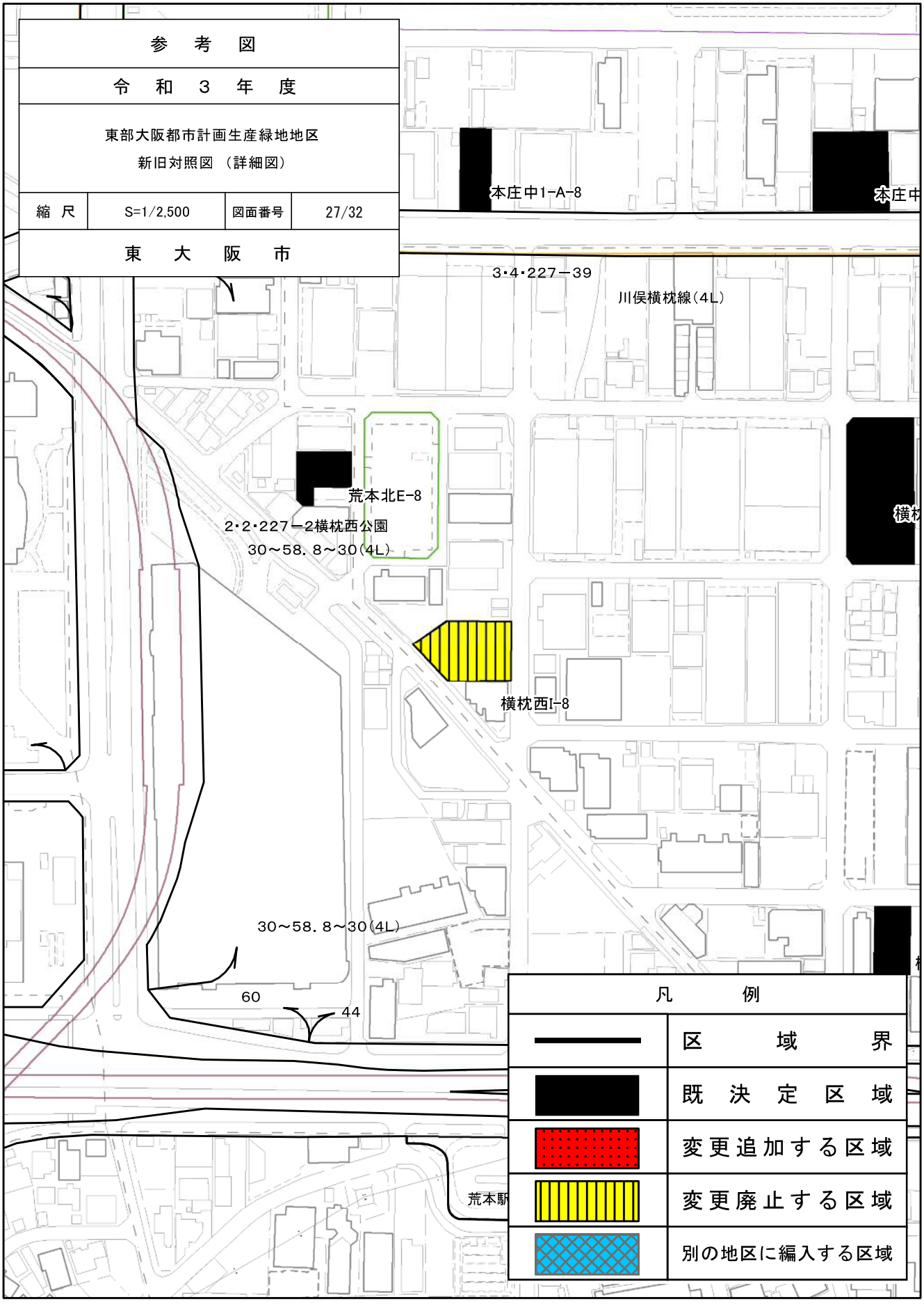
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
27/32
東　大　阪　市
本庄中1-A-8
本庄中
3･4･227－39
川俣横枕線（4L）
荒本北E-8
2･2･227－2横枕西公園
30～58．8～30（4L）
横枕
横枕西I-8
30～58．8～30（4L）
60
44
荒本駅
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

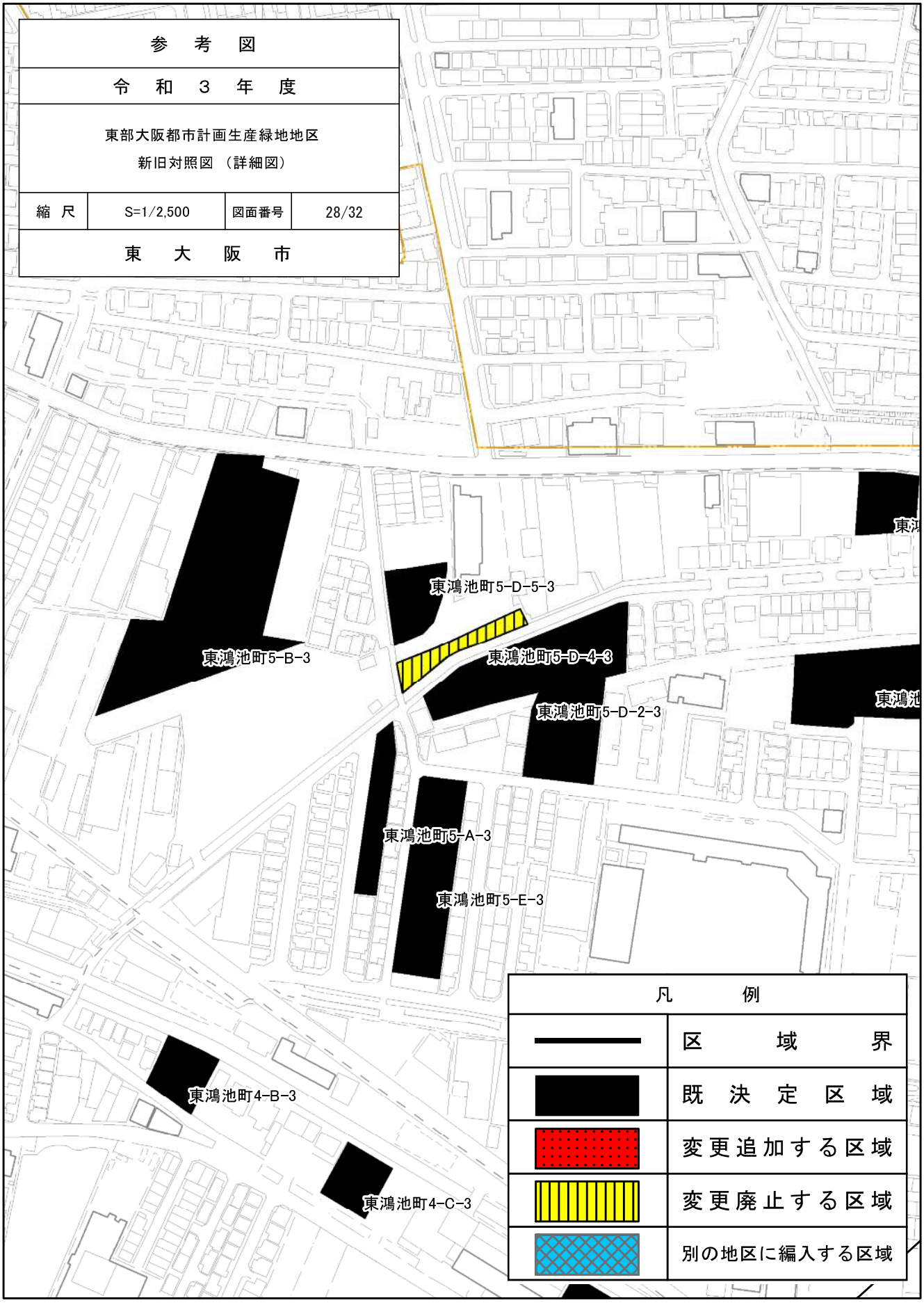
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
28/32
東　大　阪　市
東鴻池町5-D-5-3
東鴻池町5-B-3
東鴻池町5-D-4-3
東鴻池町5-D-2-3
東鴻池町5-A-3
東鴻池町5-E-3
東鴻池町4-B-3
東鴻池町4-C-3
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

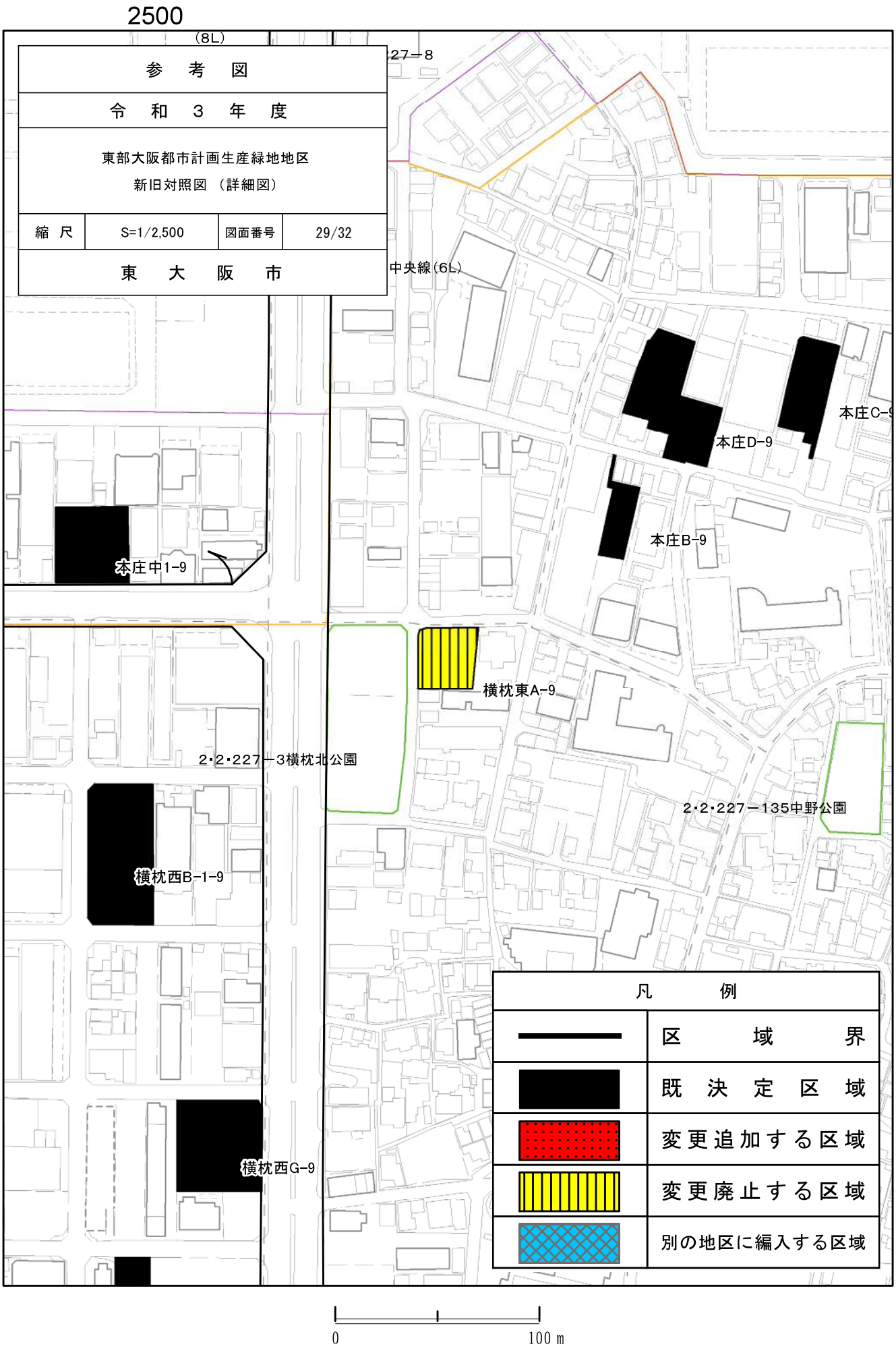
2500
(8L)
参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
29/32
東　大　阪　市
27－8
中央線(6L)
本庄C-9
本庄D-9
本庄B-9
本庄中1-9
横枕東A-9
2･2･227－3横枕北公園
2･2･227－135中野公園
横枕西B-1-9
横枕西G-9
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	30/32
東　大　阪　市			

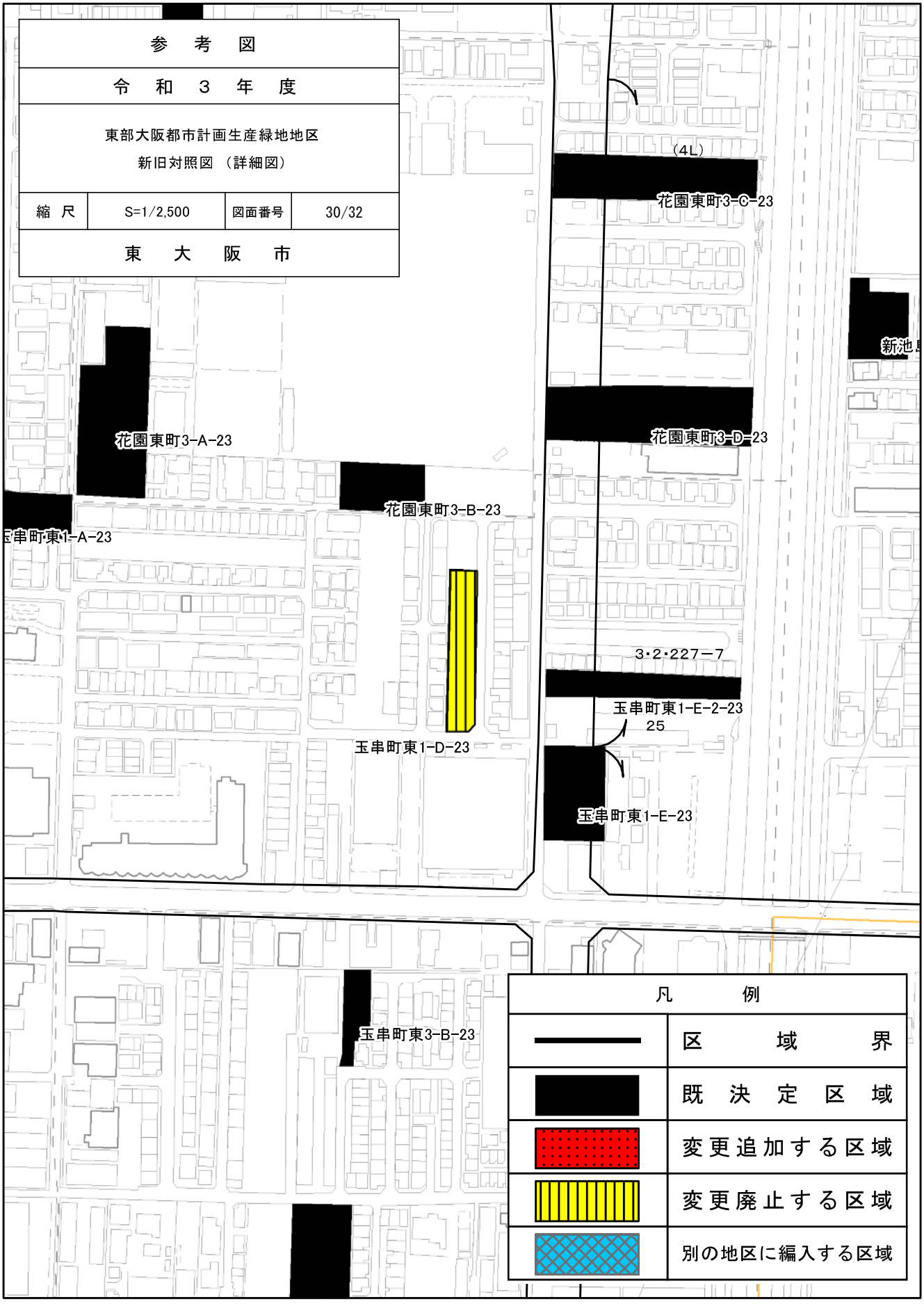

2500

参　考　図			
令　和　３　年　度			
東部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図 （詳細図）			
縮　尺	S=1/2,500	図面番号	31/32
東　大　阪　市			

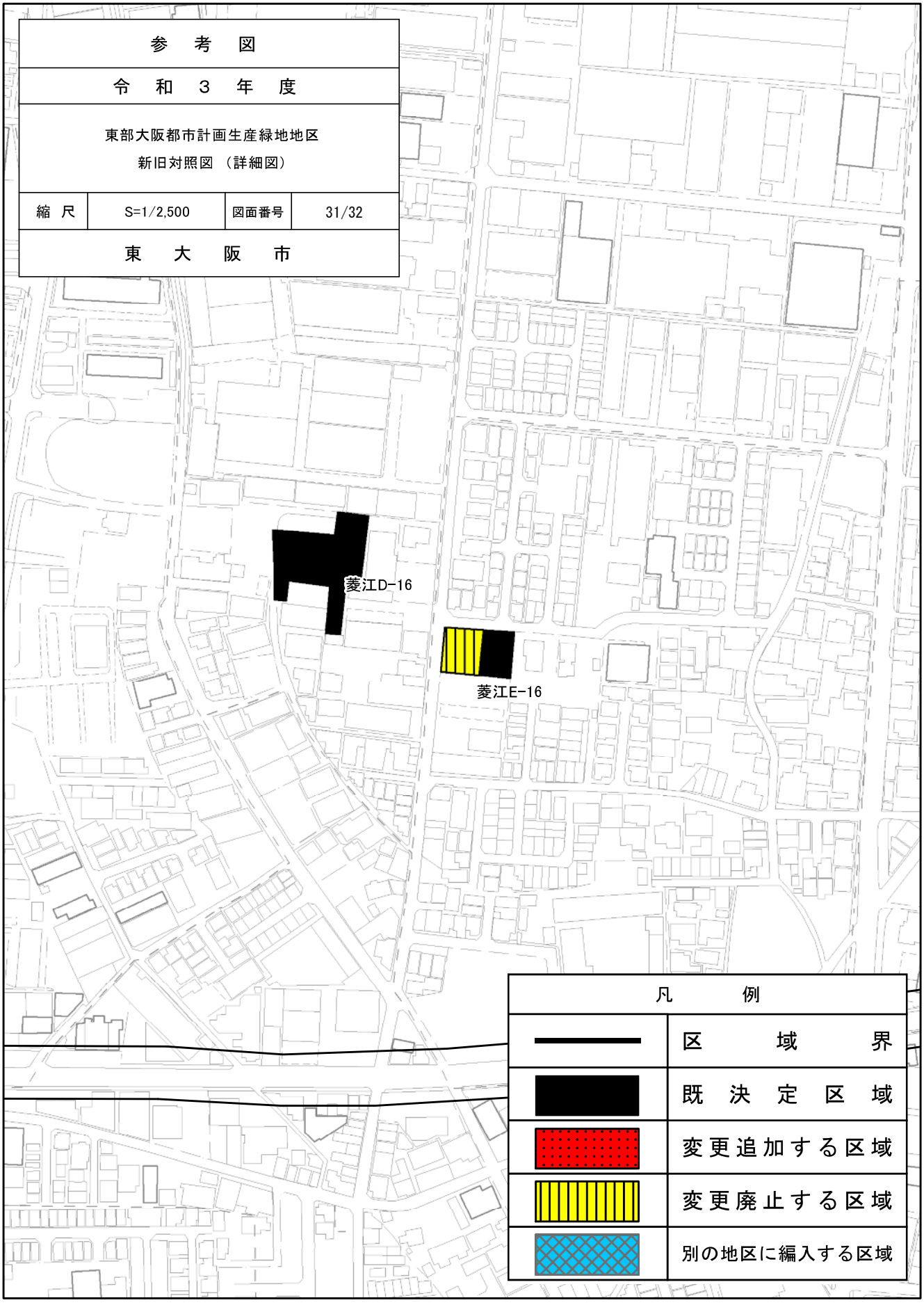

2500

参　考　図
令　和　３　年　度
東部大阪都市計画生産緑地地区
新旧対照図 （詳細図）
縮　尺
S=1/2,500
図面番号
32/32
東　大　阪　市
部区画整理地区W-3
中部区画整理地区O-3
中部区画整理地区Q-2-3
中部区画整理地区U-3
中部区画整理地区FF-3
中部区画整理地区EE-3
加納2-A-3
中部区画整理地区Y-3
凡　例
区　域　界
既　決　定　区　域
変更追加する区域
変更廃止する区域
別の地区に編入する区域
0
100 m

令和3年度　東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（東大阪市決定）資料

○生産緑地地区の変更

生産緑地地区	変更前	増減	変更後
地区数	638	▼8	630
面積(ha)	105.58	▼1.29	104.29

【参考】東大阪市の農地

市内農地		面積
市街化区域内農地	生産緑地	105.58 ha
	宅地化農地	43.56 ha
市街化調整区域内農地		46.26 ha
計		195.40 ha

（令和3年1月1日現在）

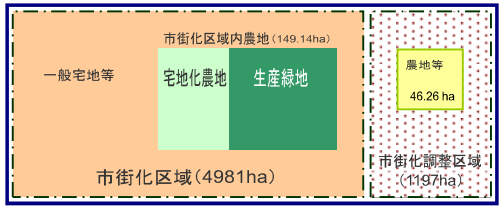

都市計画区域（東大阪市域）6178ha

○生産緑地地区の変更の概要

変更の別	変更前	追加・廃止	変更後	摘要	追加 地区数	追加 面積(ha)	区域変更 地区数	区域変更 面積(ha)	廃止 地区数	廃止 面積(ha)	面積表記 地区数	面積表記 面積(ha)	変更理由
追加変更		追加	A地区	A地区を追加	2	0.08							○都市計画決定権者の判断による追加（2地区）
追加変更	A地区	追加	A地区	A地区を区域変更（拡大）			(11)	0.59					○都市計画決定権者の判断による追加（11地区）
追加変更	A地区 B地区	追加	A地区	A地区を区域変更（拡大） B地区を廃止			-	-	-	-			○都市計画決定権者の判断による追加（0地区）
廃止変更	A地区	廃止		A地区を廃止					▼10	▼1.14			○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止（10地区）
廃止変更	A地区	廃止	A地区	A地区を区域変更（縮小）			(11)	▼0.81					○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止（11地区）
廃止変更	A地区	廃止	A地区 B地区	A地区を区域変更（縮小） B地区を追加	-	-	-	-					○買取申出にともなう行為制限の解除による廃止(0地区) ○廃止にともなう地区分割による追加(0地区)
その他	A地区		A地区	区域は変わらないが、面積が変更							1	▼0.01	○地積錯誤による生産緑地地区面積の変更（1地区）
合　計					2	0.08	(22)	▼0.22	▼10	▼1.14	1	▼0.01	増減 ▼8 ▼1.29

議　案　　第　２　号

令和３年１１月２６日

東大阪市都市計画審議会会長　様

東大阪市長　野　田　義　和

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記のことについて、生産緑地法第１０条の２第３項の規定により、別紙のとおり諮問します。

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名　　称	位　　置	面　　積			備　　考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
善根寺町1-C-5	東大阪市善根寺町一丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.21 ha		4/24
善根寺町2-F-4	東大阪市善根寺町二丁目地内	約 0.29 ha	-	約 0.09 ha		3/24
善根寺町3-B-2-4	東大阪市善根寺町三丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		3/24
善根寺町4-G-4	東大阪市善根寺町四丁目地内	約 0.28 ha	-	約 0.09 ha		3/24
善根寺町5-D-4	東大阪市善根寺町五丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.27 ha		3/24
善根寺町5-F-4	東大阪市善根寺町五丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		3/24
日下町1-D-11	東大阪市日下町一丁目及び東石切町六丁目地内	約 0.32 ha	-	約 0.18 ha		9/24
日下町3-D-4	東大阪市日下町三丁目地内	約 0.23 ha	約 0.08 ha	約 0.15 ha		3/24
日下町5-A-4	東大阪市日下町五丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.18 ha		3/24
日下町5-D-4	東大阪市日下町五丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		3/24
日下町6-E-4	東大阪市日下町六丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		3/24
日下町7-A-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		4/24
日下町7-E-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.26 ha	-	約 0.04 ha		4/24
日下町8-E-5	東大阪市日下町八丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		4,9/24
西石切町2-A-1-10	東大阪市西石切町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		8/24
西石切町2-D-10	東大阪市西石切町二丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.03 ha		8/24
中石切町3-A-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.04 ha		8/24
中石切町3-G-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.14 ha		8/24
中石切町3-K-1-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		8/24
中石切町3-R-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		8/24
中石切町3-T-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.03 ha		8/24
中石切町4-E-10	東大阪市中石切町四丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		8/24
中石切町5-D-10	東大阪市中石切町五丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		8/24
中石切町5-F-10	東大阪市中石切町五丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		8/24
中石切町5-L-10	東大阪市中石切町五丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		8/24
中石切町6-B-10	東大阪市中石切町六丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		8/24
中石切町6-B-1-10	東大阪市中石切町六丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		8/24
布市町3-A-3-4	東大阪市元町一丁目地内	約 0.64 ha	-	約 0.22 ha		3/24
布市町4-A-4	東大阪市布市町四丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		3/24
元町1-2-4	東大阪市元町一丁目地内	約 1.61 ha	-	約 0.74 ha		3/24
元町1-3-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.58 ha	-	約 0.19 ha		3/24
元町2-A-1-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.27 ha	約 0.07 ha	約 0.20 ha		3/24
元町2-A-2-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.25 ha	-	約 0.25 ha		3/24
元町2-B-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.74 ha	-	約 0.11 ha		3/24
元町2-D-1-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.77 ha	約 0.14 ha	約 0.27 ha		3/24
池之端町D-2-5	東大阪市池之端町地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		4/24
弥生町I-3-10	東大阪市弥生町地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		8/24
立花町-17	東大阪市立花町地内	約 0.21 ha	-	約 0.19 ha		13/24
客坊町A-1-18	東大阪市客坊町地内	約 0.34 ha	-	約 0.07 ha		14,19/24
客坊町B-18	東大阪市客坊町地内	約 0.51 ha	-	約 0.33 ha		14,19/24
客坊町G-25	東大阪市客坊町地内	約 0.34 ha	-	約 0.24 ha		18,19/24
客坊町I-25	東大阪市客坊町地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		19/24
東山町B-10	東大阪市東山町地内	約 0.22 ha	-	約 0.07 ha		8/24
東山町C-10	東大阪市東山町地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		8/24
新池島町2-C-24	東大阪市新池島町二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		18/24
上四条町B-25	東大阪市上四条町地内	約 0.33 ha	-	約 0.33 ha		19/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名　　称	位　　置	面　　積			備　　考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
上四条町K-1-25	東大阪市上四条町地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		19/24
上四条町M-2-25	東大阪市上四条町地内	約 0.33 ha	-	約 0.09 ha		19/24
上四条町R-25	東大阪市上四条町地内	約 0.15 ha	-	約 0.14 ha		19/24
六万寺町1-A-1-24	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		18/24
六万寺町1-B-24	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		18/24
六万寺町1-E-25	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.08 ha		19/24
六万寺町1-I-24	東大阪市六万寺町一丁目地内	約 0.36 ha	-	約 0.16 ha		18,22/24
六万寺町3-C-24	東大阪市六万寺町三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		18/24
六万寺町3-E-24	東大阪市六万寺町三丁目地内	約 0.24 ha	約 0.12 ha	約 0.12 ha		18/24
六万寺町3-L-24	東大阪市六万寺町三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.05 ha		18/24
上六万寺町D-24	東大阪市上六万寺町地内	約 0.31 ha	-	約 0.25 ha		18/24
下六万寺町2-B-1-24	東大阪市下六万寺町二丁目地内	約 1.57 ha	-	約 1.43 ha		18/24
下六万寺町2-B-2-24	東大阪市下六万寺町二丁目地内	約 0.35 ha	-	約 0.31 ha		18/24
下六万寺町3-C-24	東大阪市下六万寺町三丁目地内	約 0.38 ha	-	約 0.26 ha		18/24
若草町B-24	東大阪市若草町地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		18/24
横小路町1-F-30	東大阪市横小路町一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.03 ha		22,23/24
横小路町2-C-30	東大阪市横小路町二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		22/24
横小路町4-F-30	東大阪市横小路町四丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		22/24
横小路町5-A-30	東大阪市横小路町五丁目地内	約 0.24 ha	-	約 0.11 ha		22/24
横小路町5-B-30	東大阪市横小路町五丁目地内	約 0.66 ha	-	約 0.19 ha		22/24
横小路町6-A-1-30	東大阪市横小路町六丁目地内	約 0.56 ha	-	約 0.34 ha		22/24
横小路町6-A-2-30	東大阪市横小路町六丁目地内	約 0.51 ha	-	約 0.08 ha		22/24
横小路町6-F-30	東大阪市横小路町六丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		22/24
鴻池元町A-2	東大阪市鴻池元町地内	約 0.12 ha	-	約 0.05 ha		1/24
中鴻池町2-B-2	東大阪市中鴻池町二丁目地内	約 0.35 ha	-	約 0.35 ha		1/24
東鴻池町1-B-3	東大阪市東鴻池町一丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		2/24
東鴻池町1-E-3	東大阪市東鴻池町一丁目地内	約 0.52 ha	約 0.08 ha	約 0.40 ha		2/24
東鴻池町3-9	東大阪市東鴻池町三丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		7/24
東鴻池町4-B-3	東大阪市東鴻池町四丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		2/24
東鴻池町5-D-2-3	東大阪市東鴻池町五丁目地内	約 0.39 ha	-	約 0.20 ha		2/24
東鴻池町5-D-5-3	東大阪市東鴻池町五丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		2/24
鴻池D-9	東大阪市古箕輪一丁目地内	約 0.74 ha	-	約 0.50 ha		7/24
三島B-2-2	東大阪市三島一丁目及び三島二丁目地内	約 3.27 ha	約 0.33 ha	約 1.57 ha		1,6/24
三島D-1-2	東大阪市三島一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		1/24
本庄A-8	東大阪市三島二丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		6/24
本庄B-9	東大阪市本庄一丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		7/24
本庄C-9	東大阪市本庄一丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		7/24
本庄D-9	東大阪市本庄一丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.07 ha		7/24
本庄中1-9	東大阪市本庄中一丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		7/24
本庄西1-B-8	東大阪市本庄西一丁目地内	約 0.07 ha	約 0.05 ha	約 0.02 ha		6/24
本庄西1-C-8	東大阪市本庄西一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		6/24
菱江D-16	東大阪市菱江六丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		12/24
箕輪J-9	東大阪市古箕輪一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		7/24
吉原B-9	東大阪市吉原一丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		7/24
中野G-9	東大阪市角田二丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		7/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名　　称	位　　置	面　　積			備　　考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
中野L-9	東大阪市古箕輪一丁目及び角田三丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		7/24
中野M-9	東大阪市角田三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		7/24
新庄B-2	東大阪市新庄二丁目地内	約 0.17 ha	約 0.09 ha	約 0.08 ha		1/24
新庄C-2	東大阪市新庄三丁目地内	約 0.52 ha	約 0.42 ha	約 0.10 ha		2/24
新庄A-3	東大阪市新庄三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		2/24
新庄C-3	東大阪市新庄三丁目地内	約 0.26 ha	-	約 0.13 ha		2/24
新庄D-3	東大阪市新庄三丁目地内	約 0.59 ha	約 0.50 ha	約 0.03 ha		2/24
新庄H-2-3	東大阪市新庄四丁目地内	約 0.97 ha	約 0.87 ha	約 0.10 ha		2,7/24
新庄H-3-3	東大阪市新庄四丁目地内	約 0.50 ha	約 0.44 ha	約 0.06 ha		2,7/24
新庄H-4-3	東大阪市新庄四丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		2,7/24
新庄I-8	東大阪市新庄南地内	約 0.23 ha	-	約 0.12 ha		6/24
新庄B-9	東大阪市新庄一丁目地内	約 0.25 ha	-	約 0.25 ha		7/24
新庄-8	東大阪市新庄南地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		6/24
稲葉2-E-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		12/24
稲葉2-G-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.07 ha		12/24
稲葉4-B-16	東大阪市稲葉四丁目地内	約 0.24 ha	-	約 0.18 ha		12/24
松原A-17	東大阪市松原一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.03 ha		13/24
岩田町2-23	東大阪市花園西町一丁目及び岩田町二丁目地内	約 0.65 ha	-	約 0.09 ha		17/24
岩田町6-A-15	東大阪市岩田町六丁目地内	約 0.19 ha	約 0.10 ha	約 0.03 ha		11/24
西岩田1-A-1-15	東大阪市西岩田二丁目地内	約 0.50 ha	-	約 0.50 ha		11/24
西岩田4-C-1-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		11/24
西岩田4-C-3-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha		11/24
西岩田4-C-5-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		11/24
西岩田4-C-7-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.31 ha	-	約 0.13 ha		11/24
西岩田4-C-8-15	東大阪市西岩田四丁目地内	約 0.29 ha	-	約 0.29 ha		11/24
吉田2-B-16	東大阪市吉田二丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		12/24
吉田3-D-16	東大阪市吉田三丁目地内	約 0.33 ha	-	約 0.33 ha		12/24
吉田3-E-16	東大阪市吉田三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		12/24
吉田3-F-16	東大阪市吉田三丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		12/24
吉田3-L-16	東大阪市吉田三丁目地内	約 0.28 ha	-	約 0.10 ha		12/24
吉田4-B-2-16	東大阪市吉田四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		12/24
吉田4-D-16	東大阪市吉田四丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		12/24
吉田4-E-16	東大阪市吉田四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		12/24
吉田5-A-16	東大阪市吉田五丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.20 ha		12/24
吉田5-C-23	東大阪市吉田五丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
吉田7-A-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		13,18/24
吉田7-C-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		13/24
吉田7-E-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.10 ha		13/24
吉田7-E-24	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.08 ha		18/24
吉田7-H-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		13/24
吉田7-J-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		13/24
吉田7-L-17	東大阪市吉田七丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		13/24
吉田8-H-17	東大阪市吉田八丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		13/24
若江東町1-A-23	東大阪市若江東町一丁目地内	約 0.43 ha	-	約 0.23 ha		17/24
若江東町2-B-23	東大阪市若江東町二丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		17/24
若江東町4-D-2-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.56 ha	-	約 0.21 ha		17/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名称	位置	面積			備考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
若江東町6-A-23	東大阪市若江東町六丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.30 ha		17/24
若江東町6-B-23	東大阪市若江東町六丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
若江南町2-B-22	東大阪市若江南町二丁目地内	約 0.46 ha	-	約 0.46 ha		16/24
若江南町2-C-22	東大阪市若江南町二丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		16/24
若江南町3-C-22	東大阪市若江南町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		16/24
若江南町3-D-22	東大阪市若江南町三丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		16/24
若江南町5-A-1-22	東大阪市若江南町五丁目地内	約 0.51 ha	約 0.09 ha	約 0.31 ha		16/24
若江南町5-A-2-22	東大阪市若江南町五丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		16/24
若江北町1-B-22	東大阪市若江北町一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		16/24
若江北町1-C-22	東大阪市若江北町一丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		16/24
若江北町1-E-1-22	東大阪市若江北町一丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		16/24
若江北町1-E-2-22	東大阪市若江北町一丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		16/24
若江北町2-E-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.33 ha	-	約 0.21 ha		16/24
若江北町2-H-22	東大阪市若江北町二丁目地内	約 0.27 ha	-	約 0.27 ha		16/24
若江北町3-A-22	東大阪市若江北町三丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		16/24
若江北町3-D-22	東大阪市若江北町三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		16/24
若江西新町1-B-3-22	東大阪市若江西新町一丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.05 ha		16/24
若江西新町1-F-22	東大阪市若江西新町一丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		16/24
若江西新町1-G-22	東大阪市若江西新町一丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.11 ha		16/24
若江西新町2-A-22	東大阪市若江西新町二丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		16/24
若江西新町2-B-22	東大阪市若江西新町二丁目地内	約 0.26 ha	-	約 0.26 ha		16/24
若江西新町2-D-22	東大阪市若江西新町二丁目地内	約 0.35 ha	-	約 0.35 ha		16/24
若江西新町4-A-22	東大阪市若江西新町四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		16/24
若江西新町4-D-22	東大阪市若江西新町四丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		16/24
花園東町2-A-23	東大阪市花園東町二丁目地内	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha		17/24
花園東町2-G-23	東大阪市花園東町二丁目地内	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha		17/24
花園東町3-A-23	東大阪市花園東町三丁目地内	約 0.23 ha	-	約 0.23 ha		17/24
花園西町2-C-23	東大阪市花園西町二丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.05 ha		17/24
玉串町東2-D-23	東大阪市玉串町東二丁目地内	約 0.34 ha	-	約 0.24 ha		17/24
玉串町東3-D-23	東大阪市玉串町東三丁目地内	約 0.39 ha	約 0.12 ha	約 0.27 ha		17/24
玉串町西1-C-23	東大阪市玉串町西一丁目地内	約 0.29 ha	-	約 0.24 ha		17/24
玉串町西2-A-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.40 ha	-	約 0.28 ha		17/24
玉串町西2-F-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.39 ha	-	約 0.11 ha		17/24
玉串町西2-G-23	東大阪市玉串町西二丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		17/24
玉串町西3-D-23	東大阪市玉串町西三丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.23 ha		17/24
玉串町西3-F-23	東大阪市玉串町西三丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		17/24
玉串町西3-G-23	東大阪市玉串町西三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
玉串元町2-A-23	東大阪市玉串元町二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		17/24
玉串元町2-D-23	東大阪市玉串元町二丁目地内	約 0.33 ha	約 0.13 ha	約 0.20 ha		17/24
玉串元町2-E-23	東大阪市玉串元町二丁目地内	約 0.49 ha	約 0.31 ha	約 0.18 ha		17/24
中部区画整理地区F-3	東大阪市加納七丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		2/24
中部区画整理地区J-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.15 ha		2/24
中部区画整理地区AA-2-3	東大阪市川田三丁目地内	約 0.24 ha	-	約 0.13 ha		2/24
中部区画整理地区H-1-4	東大阪市加納六丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		3/24
中部区画整理地区H-2-4	東大阪市加納六丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.09 ha		3/24
中部区画整理地区N-4	東大阪市加納六丁目地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		3/24
中部区画整理地区S-4	東大阪市加納五丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		3/24
中部区画整理地区HH-4	東大阪市加納五丁目地内	約 0.21 ha	-	約 0.21 ha		3/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名　　称	位　　置	面　　積			備　　考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
中部区画整理地区DDD-4	東大阪市川田四丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		3,8/24
中部区画整理地区C-9	東大阪市川田二丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.11 ha		7/24
中部区画整理地区I-9	東大阪市川田二丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.11 ha		7/24
中部区画整理地区P-9	東大阪市吉原一丁目地内	約 0.21 ha	-	約 0.17 ha		7/24
中部区画整理地区Q-9	東大阪市吉原二丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		7/24
中部区画整理地区W-9	東大阪市吉原一丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.01 ha		7/24
中部区画整理地区B-10	東大阪市川田三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		8/24
中部区画整理地区C-10	東大阪市川田四丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		8/24
中部区画整理地区F-10	東大阪市川田四丁目地内	約 0.21 ha	-	約 0.21 ha		8/24
中部区画整理地区T-10	東大阪市今米二丁目地内	約 0.24 ha	-	約 0.24 ha		8/24
中部区画整理地区W-10	東大阪市水走四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		8/24
中部区画整理地区A-16	東大阪市菱江三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		12/24
中部区画整理地区E-16	東大阪市菱江三丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		12/24
中部区画整理地区HH-1-16	東大阪市菱江二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		12/24
中部区画整理地区NN-16	東大阪市菱江一丁目地内	約 0.08 ha	-	約 0.08 ha		12/24
中部区画整理地区SS-16	東大阪市菱江一丁目地内	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha		12/24
中部区画整理地区TT-16	東大阪市菱江一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		12/24
中部区画整理地区KKK-16	東大阪市吉田本町一丁目地内	約 0.30 ha	-	約 0.30 ha		12/24
中部区画整理地区MMM-16	東大阪市吉田本町一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.09 ha		12/24
中部区画整理地区PPP-16	東大阪市吉田本町二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		12/24
中部区画整理地区D-17	東大阪市水走一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.10 ha		13/24
稲田新町1-A-8	東大阪市稲田新町一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		6/24
稲田新町3-D-8	東大阪市稲田新町三丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.12 ha		6/24
森河内本通2-7	東大阪市森河内東一丁目地内	約 0.16 ha	-	約 0.16 ha		5/24
古川町A-7	東大阪市森河内東二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		5/24
新喜多A-7	東大阪市森河内東二丁目地内	約 0.16 ha	約 0.06 ha	約 0.10 ha		5/24
新喜多E-7	東大阪市森河内東一丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		5/24
川俣1-H-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.10 ha		5/24
川俣1-M-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		5/24
川俣1-P-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		5/24
川俣1-W-7	東大阪市川俣一丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		5/24
楠根1-H-8	東大阪市楠根一丁目地内	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha		6/24
楠根2-A-8	東大阪市楠根二丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		6/24
楠根2-D-8	東大阪市楠根二丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		6/24
楠根3-D-8	東大阪市楠根三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		6/24
楠根3-H-8	東大阪市楠根三丁目地内	約 0.40 ha	-	約 0.40 ha		6/24
七軒家E-8	東大阪市七軒家地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		6/24
七軒家F-8	東大阪市七軒家地内	約 0.19 ha	-	約 0.19 ha		6/24
七軒家G-8	東大阪市七軒家地内	約 0.27 ha	-	約 0.24 ha		6/24
長田西3-B-8	東大阪市長田西三丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		6/24
長田西4-B-8	東大阪市長田西四丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		6/24
長田西5-A-8	東大阪市長田西五丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.05 ha		6/24
長田中4-B-8	東大阪市長田中四丁目地内	約 0.15 ha	-	約 0.07 ha		6/24
長田中5-A-8	東大阪市長田中五丁目地内	約 0.20 ha	-	約 0.10 ha		6/24
長田東1-A-15	東大阪市長田東一丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		11/24
長田東1-F-8	東大阪市長田東一丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		6,11/24
長田東4-C-8	東大阪市長田東四丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		6/24
長田内介E-15	東大阪市長田三丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.05 ha		11/24

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

特定生産緑地（東大阪市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名　　称	位　　置	面　　積			備　　考	図面番号
		生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地			
			既に指定されている区域	新たに指定する区域		
高井田中5-7	東大阪市高井田中五丁目地内	約 0.05 ha	-	約 0.05 ha		5/24
西堤楠町2-A-14	東大阪市西堤楠町二丁目地内	約 0.18 ha	-	約 0.18 ha		10/24
西堤楠町3-F-14	東大阪市西堤楠町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		10/24
西堤本通西2-C-14	東大阪市西堤本通西二丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		10/24
西堤本通西3-E-14	東大阪市西堤本通西三丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha		10/24
西堤本通東2-C-14	東大阪市西堤本通東二丁目地内	約 0.20 ha	約 0.05 ha	約 0.13 ha		10/24
新家東町A-15	東大阪市新家東町地内	約 0.09 ha	-	約 0.05 ha		11/24
新家東町B-15	東大阪市新家東町地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		11/24
新家東町E-15	東大阪市新家三丁目地内	約 0.09 ha	-	約 0.09 ha		11/24
新家東町F-15	東大阪市新家三丁目地内	約 0.39 ha	約 0.20 ha	約 0.17 ha		11/24
藤戸新田D-15	東大阪市藤戸新田一丁目地内	約 0.13 ha	-	約 0.13 ha		11/24
荒本西3-B-15	東大阪市荒本西三丁目地内	約 0.07 ha	-	約 0.07 ha		11/24
御厨B-15	東大阪市御厨四丁目地内	約 0.11 ha	-	約 0.06 ha		11/24
渋川町1-A-27	東大阪市渋川町一丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		20/24
南上小阪E-28	東大阪市南上小阪地内	約 0.56 ha	-	約 0.33 ha		21/24
友井1-B-28	東大阪市友井一丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		21/24
友井2-D-28	東大阪市友井二丁目地内	約 0.06 ha	-	約 0.06 ha		21/24
友井4-A-28	東大阪市友井四丁目地内	約 0.14 ha	-	約 0.14 ha		21/24
衣摺4-B-27	東大阪市衣摺四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		20/24
衣摺5-A-27	東大阪市衣摺五丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.17 ha		20/24
衣摺5-G-27	東大阪市衣摺五丁目地内	約 0.29 ha	-	約 0.11 ha		20/24
大蓮北4-B-32	東大阪市大蓮北四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.09 ha		24/24
大蓮南4-A-32	東大阪市大蓮南四丁目地内	約 0.12 ha	-	約 0.12 ha		24/24
合　　計	256 地区			約 38.29 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H614（2）

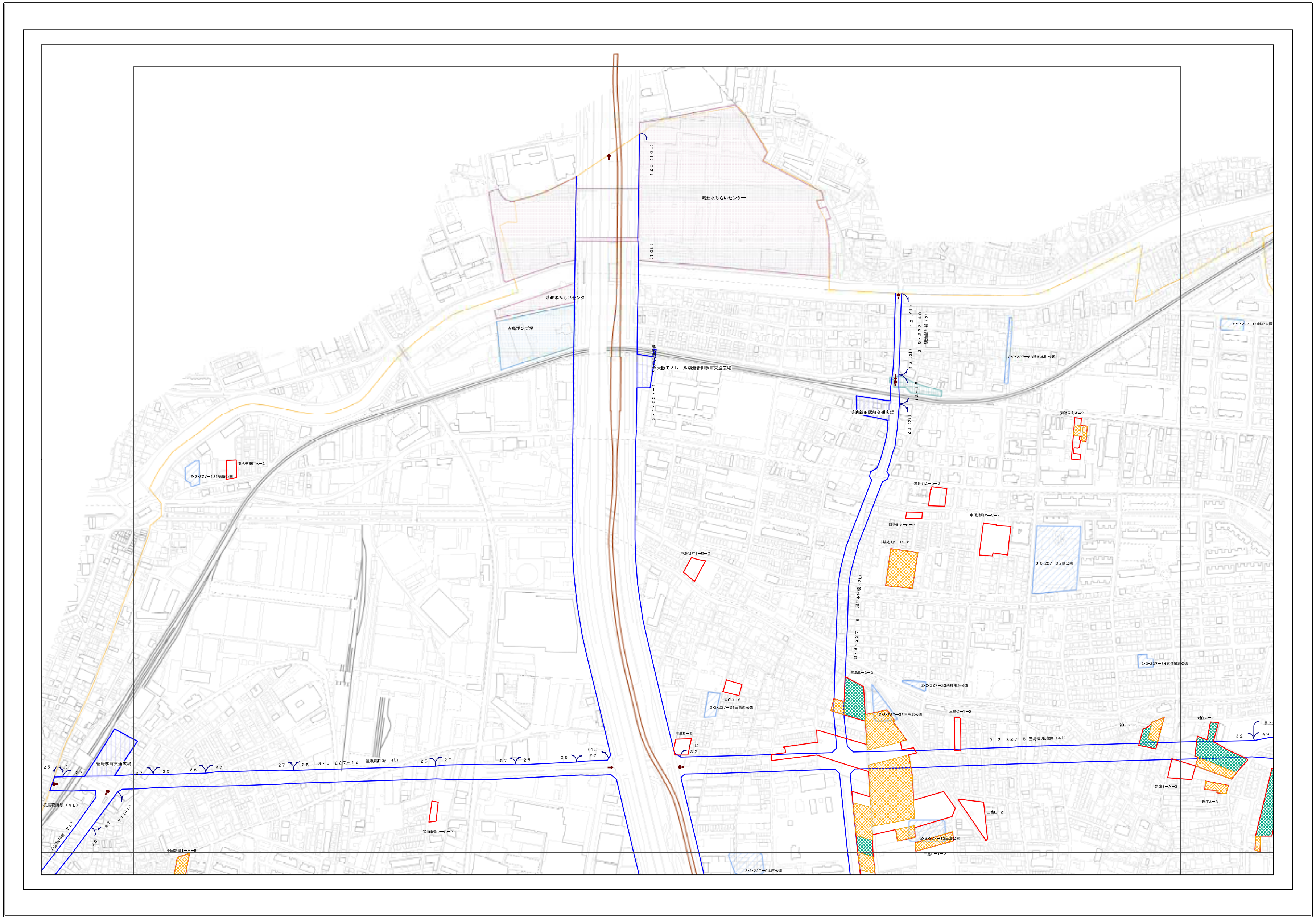

東大阪市

H614（2）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 1/24

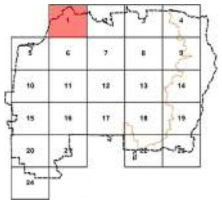

凡　例

- 都市計画 生産緑地地区
- 特定生産緑地 新規指定区域
- 特定生産緑地 既指定区域

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）平11　近公 第292号
（承認番号）平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

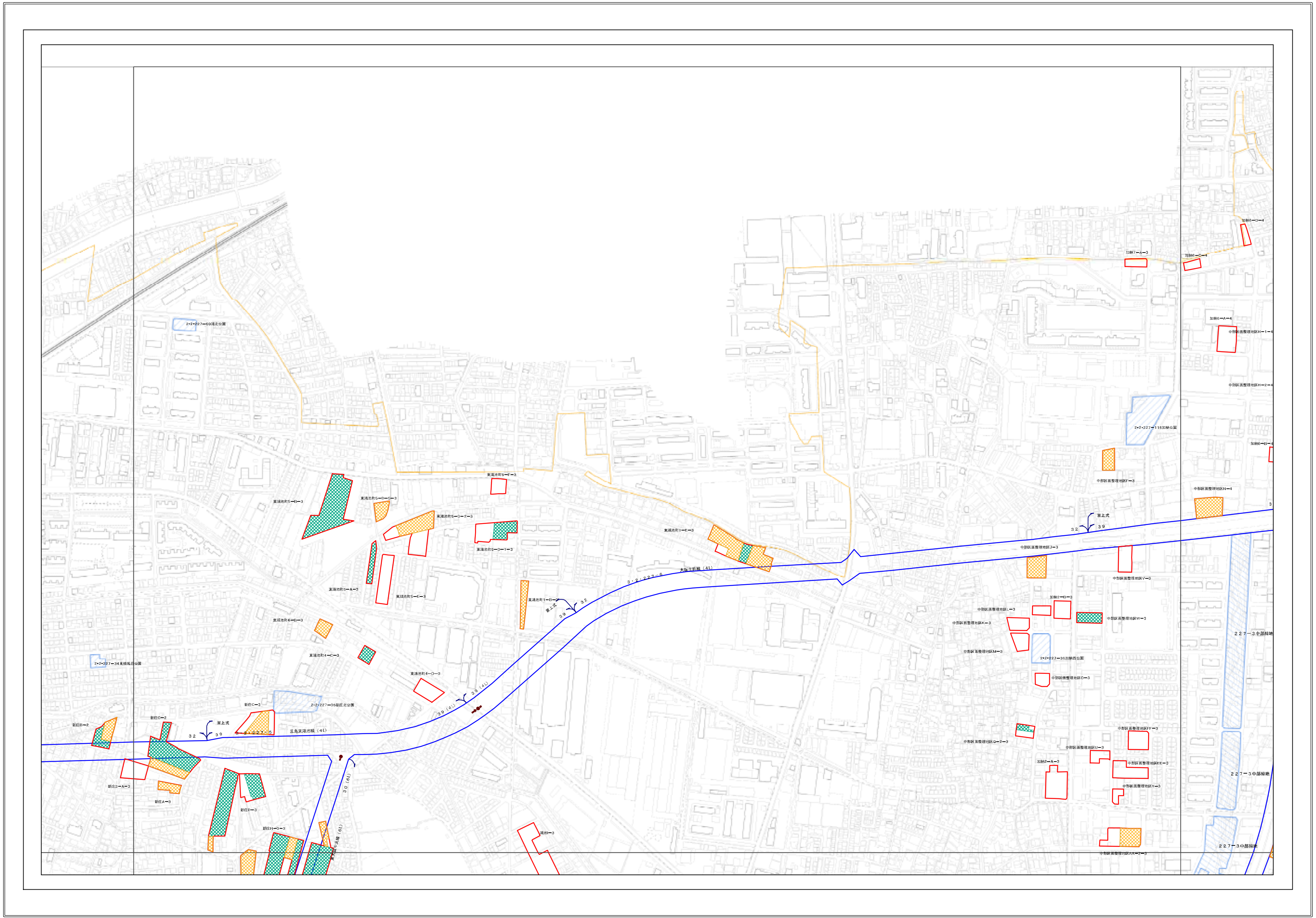

H615（3）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 2/24

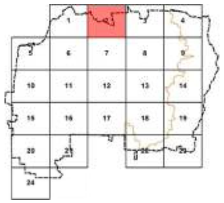

凡　例

- 都市計画 生産緑地地区
- 特定生産緑地 新規指定区域
- 特定生産緑地 既指定区域

H615（3）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T．P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500　　H616（4）

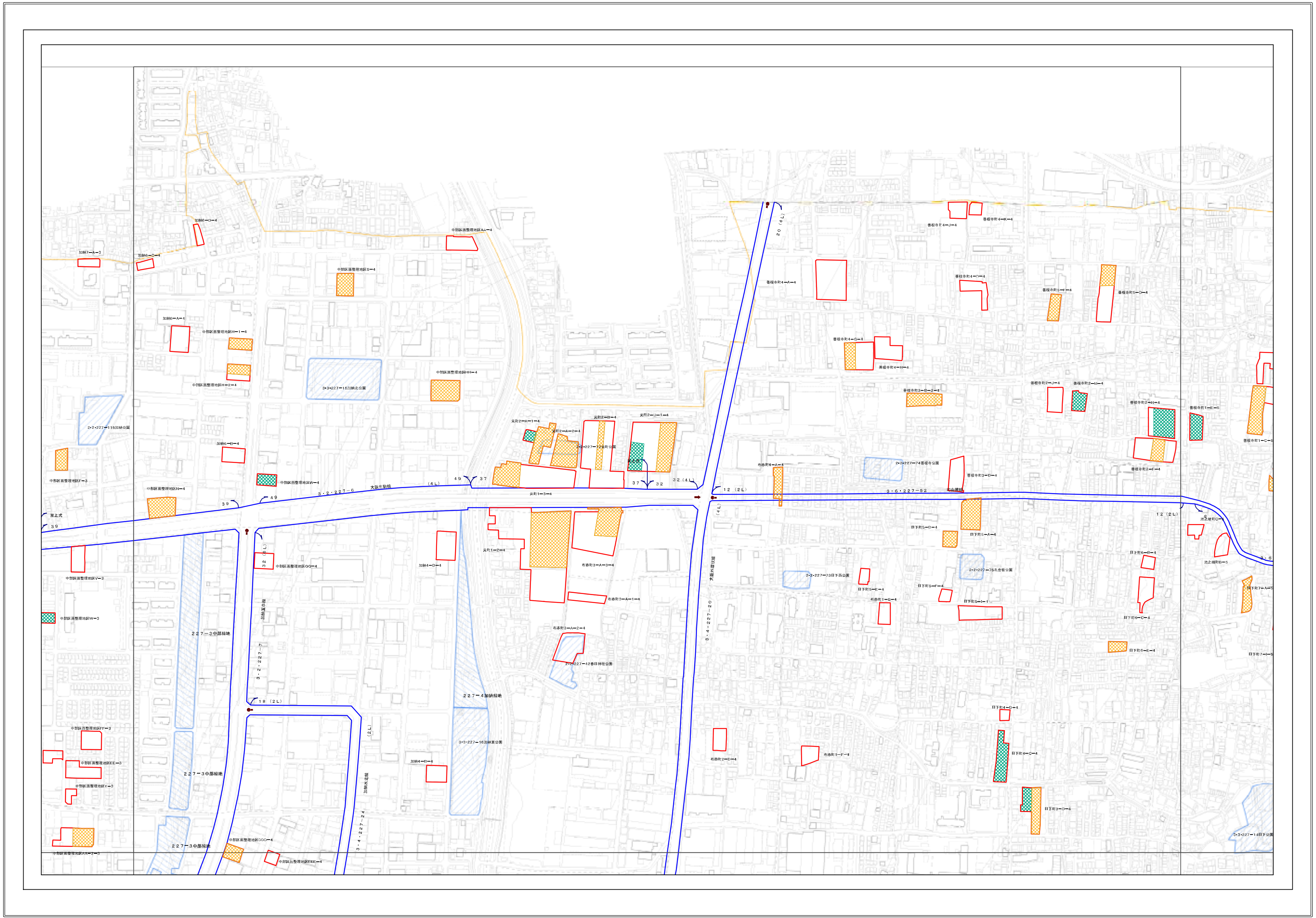

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

H616（4）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 3/24

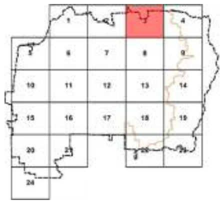

東大阪市

凡　例

都市計画
生産緑地地区

特定生産緑地
新規指定区域

特定生産緑地
既指定区域

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T．P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）平11　近公 第292号
（承認番号）平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H713（5）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 4/24

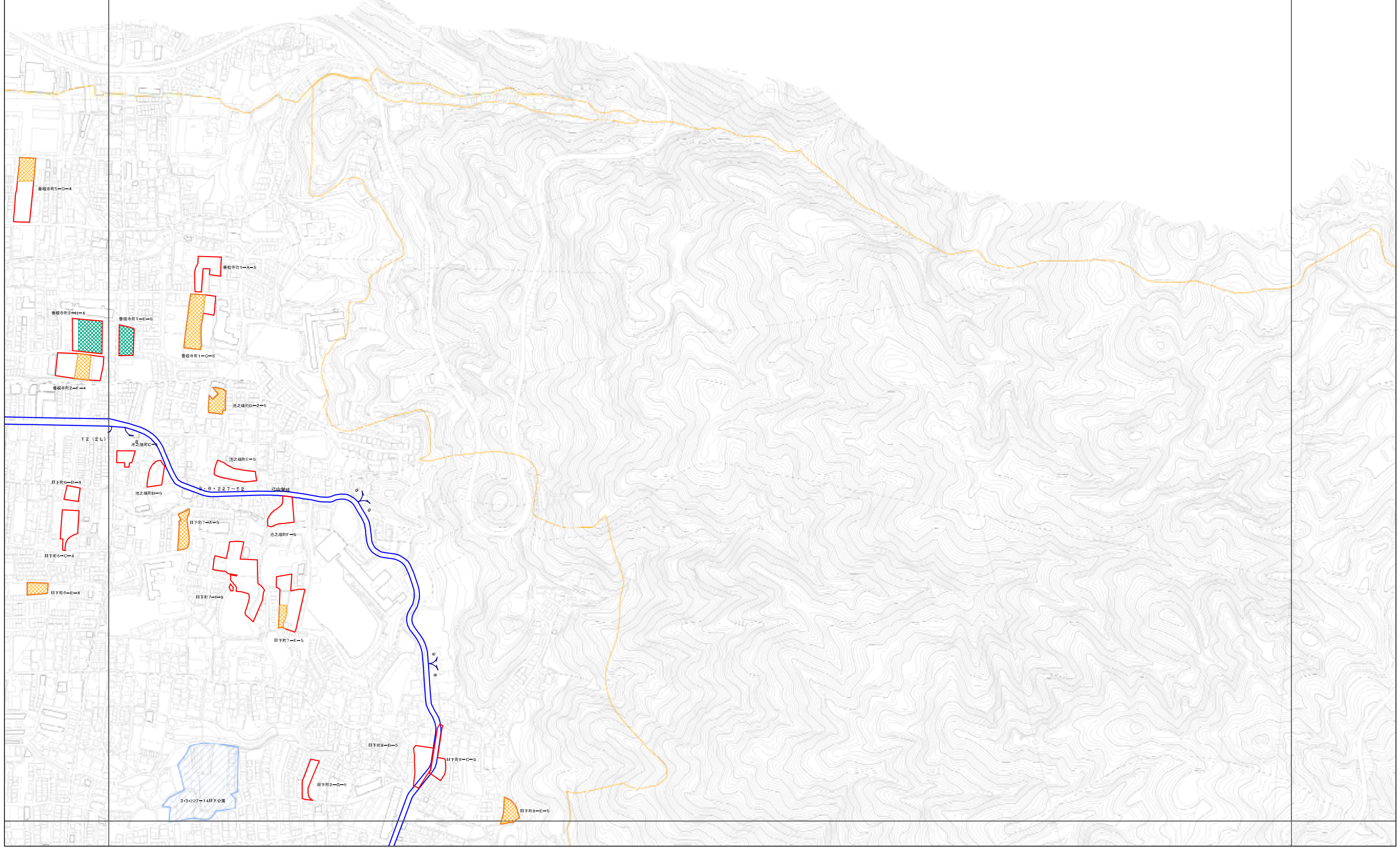

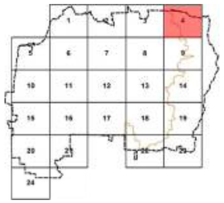

凡 例

- 都市計画 生産緑地地区
- 特定生産緑地 新規指定区域
- 特定生産緑地 既指定区域

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T．P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H609（7）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 5/24

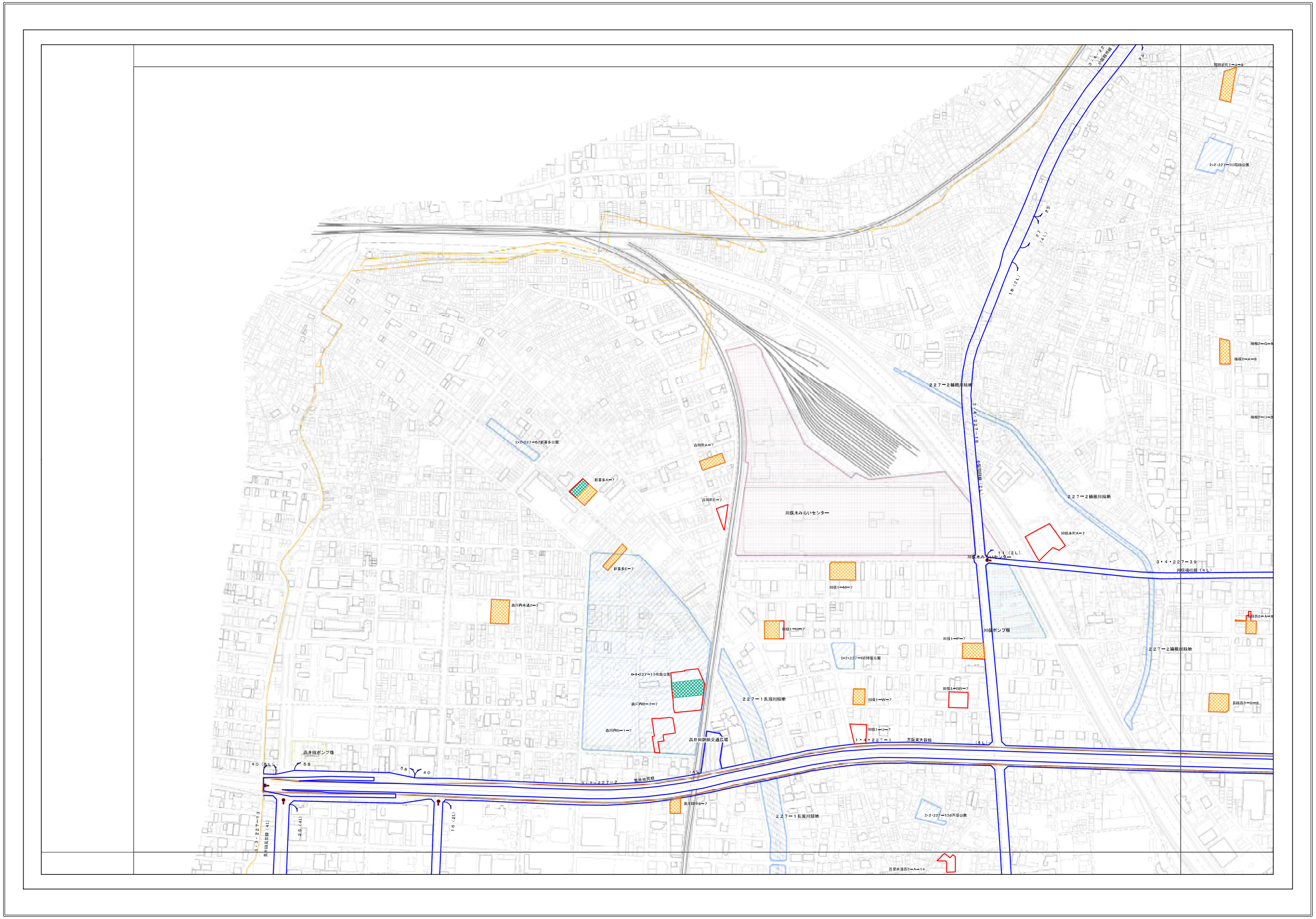

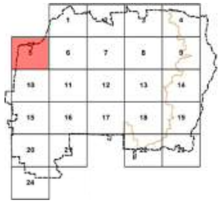

凡　例

都市計画
生産緑地地区

特定生産緑地
新規指定区域

特定生産緑地
既指定区域

H609（7）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H610（8）

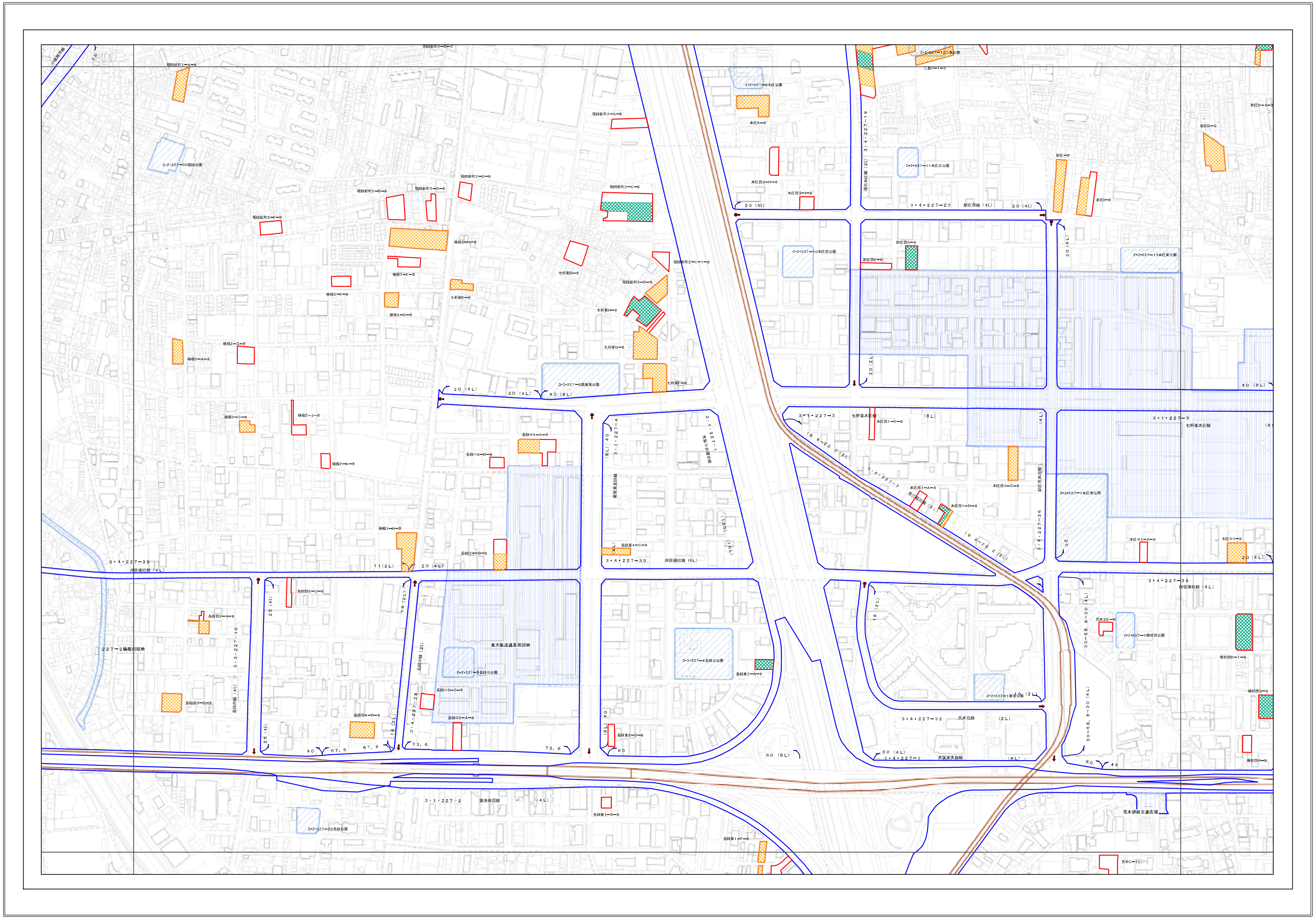

H610（8）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 6/24

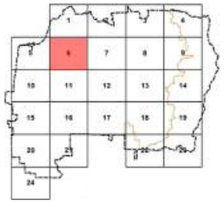

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H610（8）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）平11　近公 第292号
（承認番号）平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H611(9)

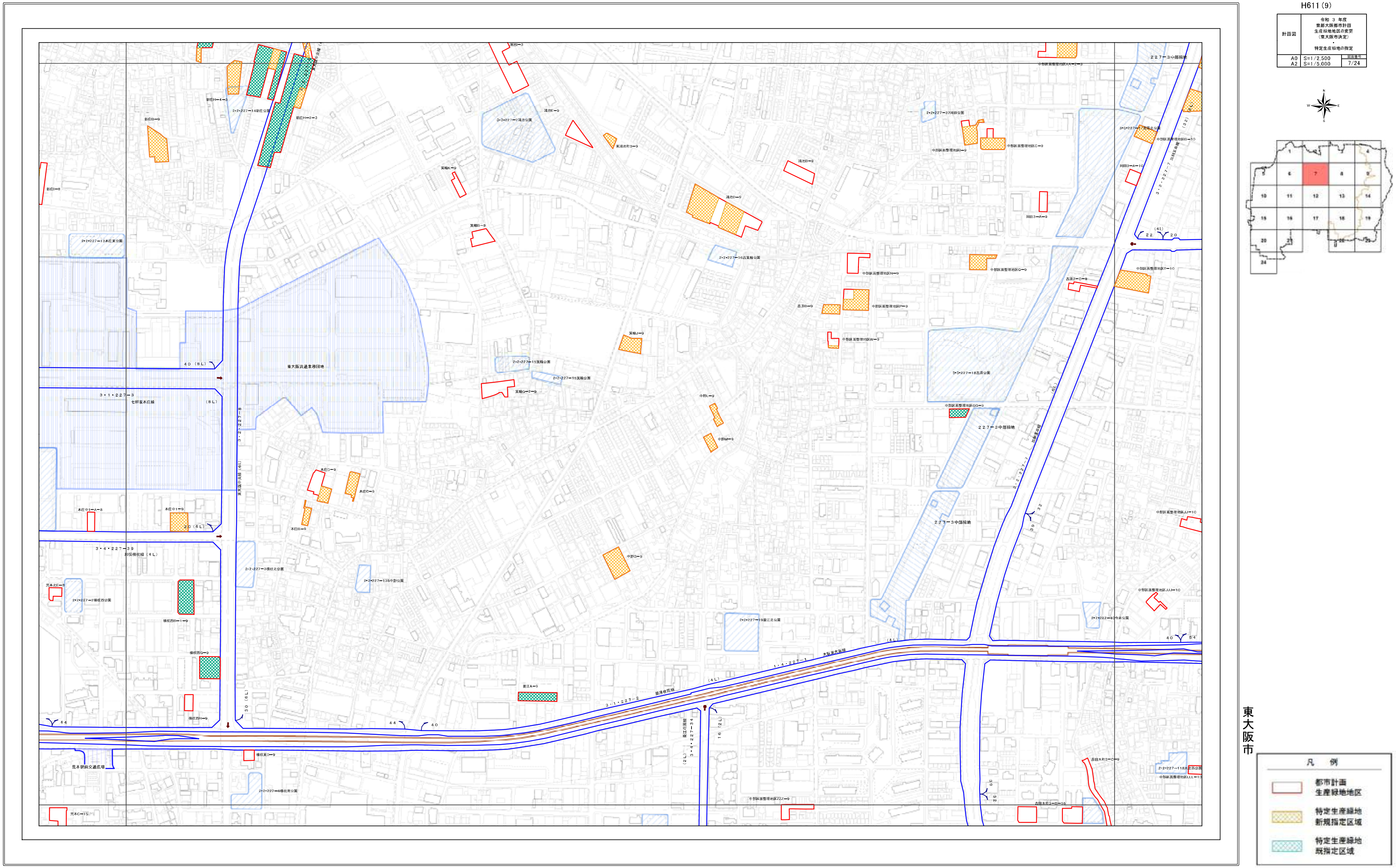

H611(9)

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 7/24

H611(9)

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H612（10）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 8/24

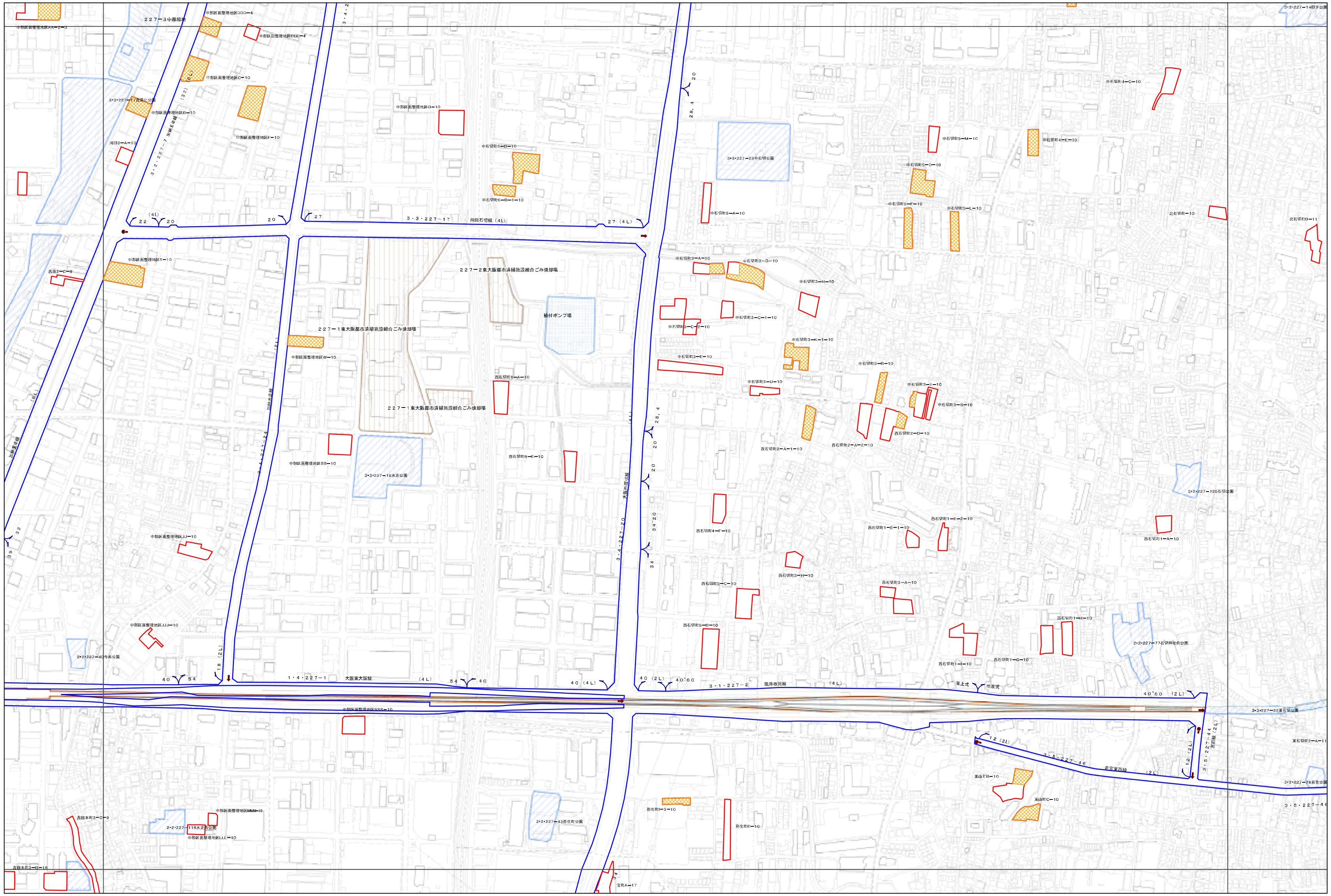

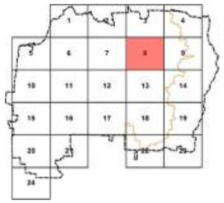

東大阪市

凡 例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

-55-

H612（10）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

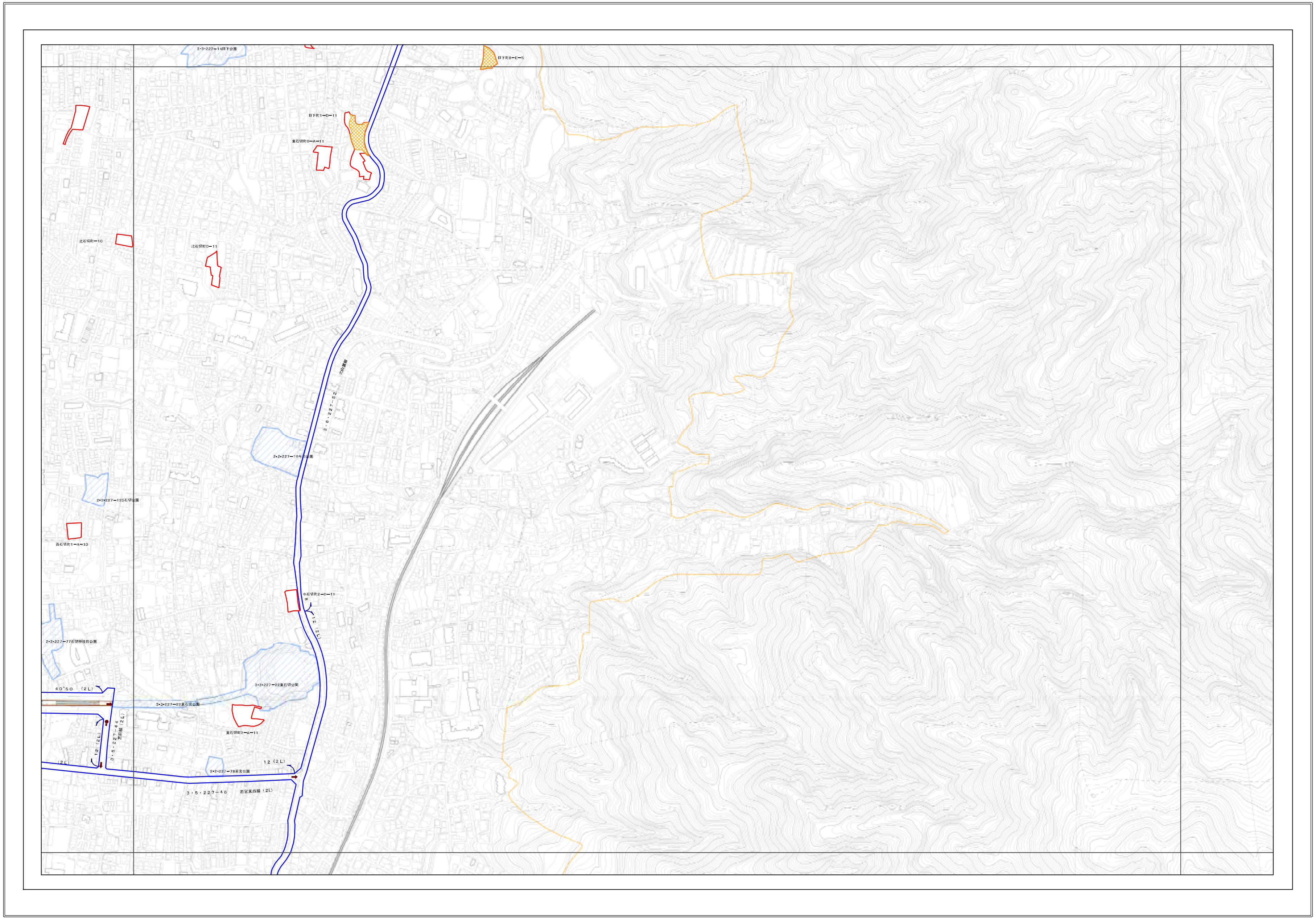

H709（11）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 9/24

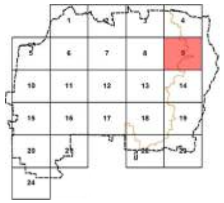

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11　近公 第292号
（承認番号） 平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H605（14）

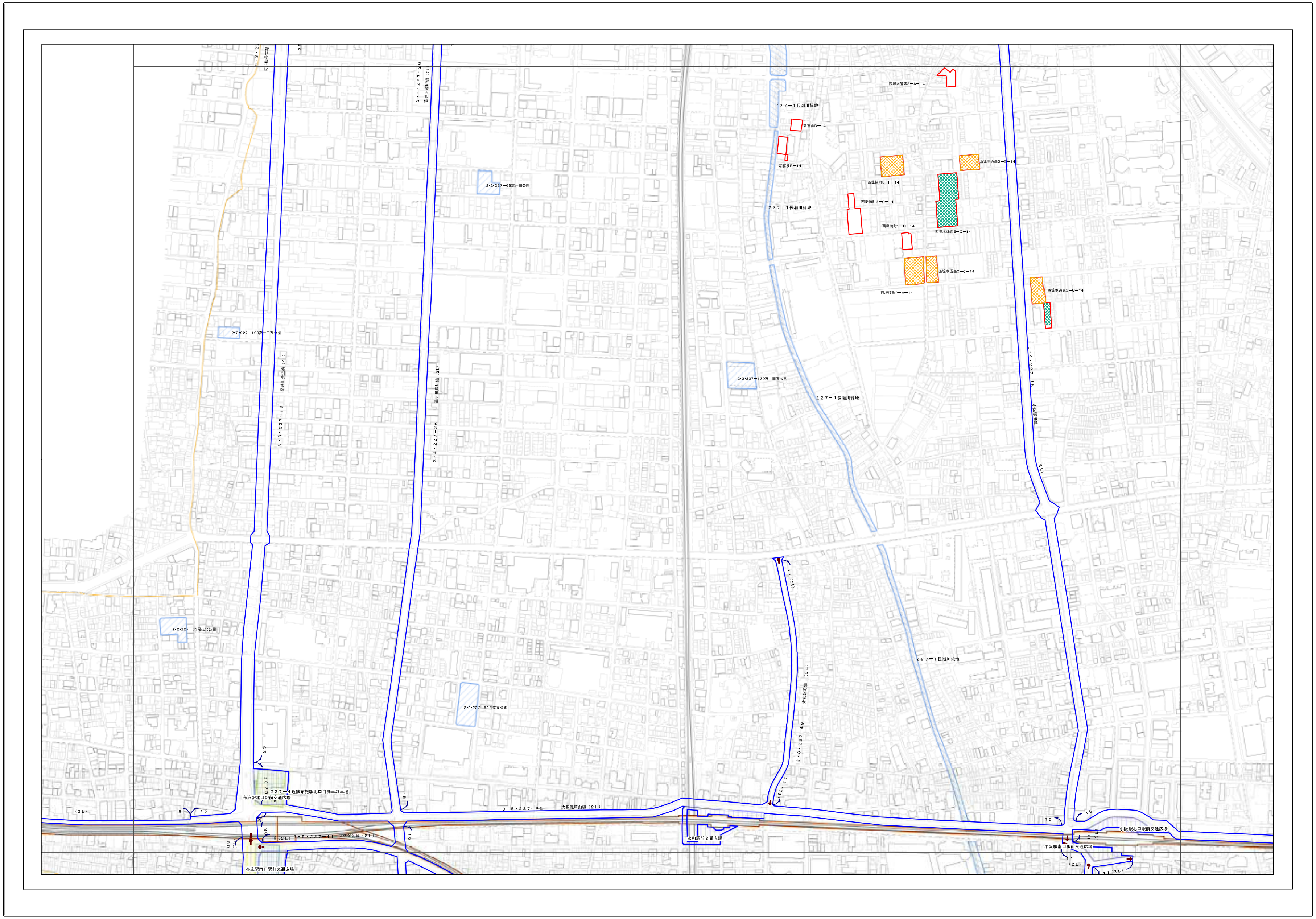

H605（14）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 10/24

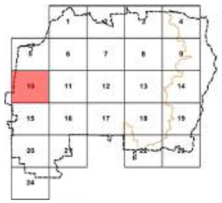

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H605（14）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

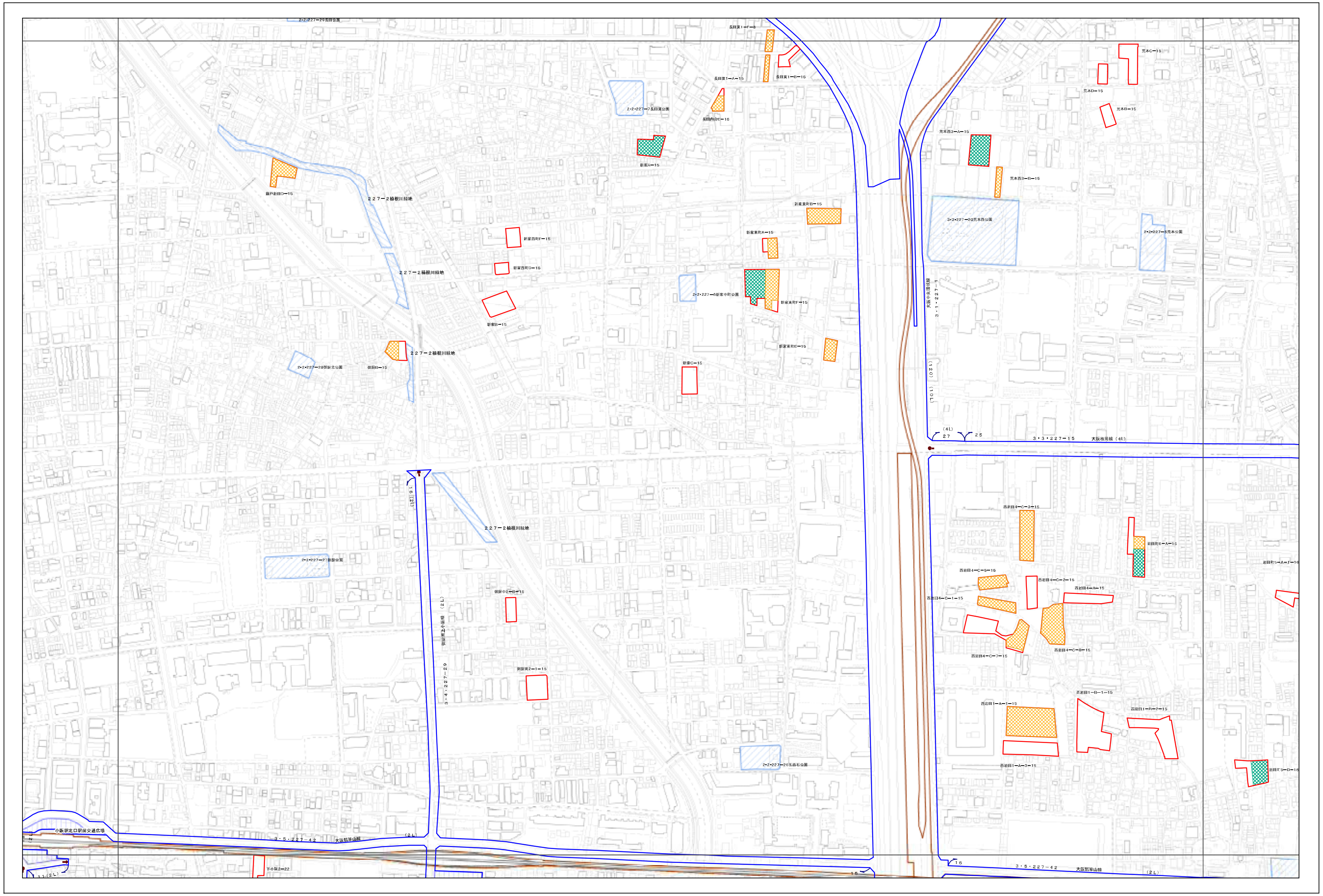

H606（15）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 11/24

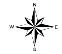

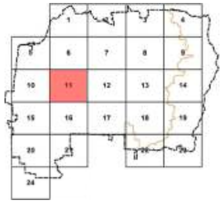

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H606（15）

A2 | S=1:5,000，A0 | S=1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T．P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）平11　近公 第292号
（承認番号）平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000，A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H607（16）

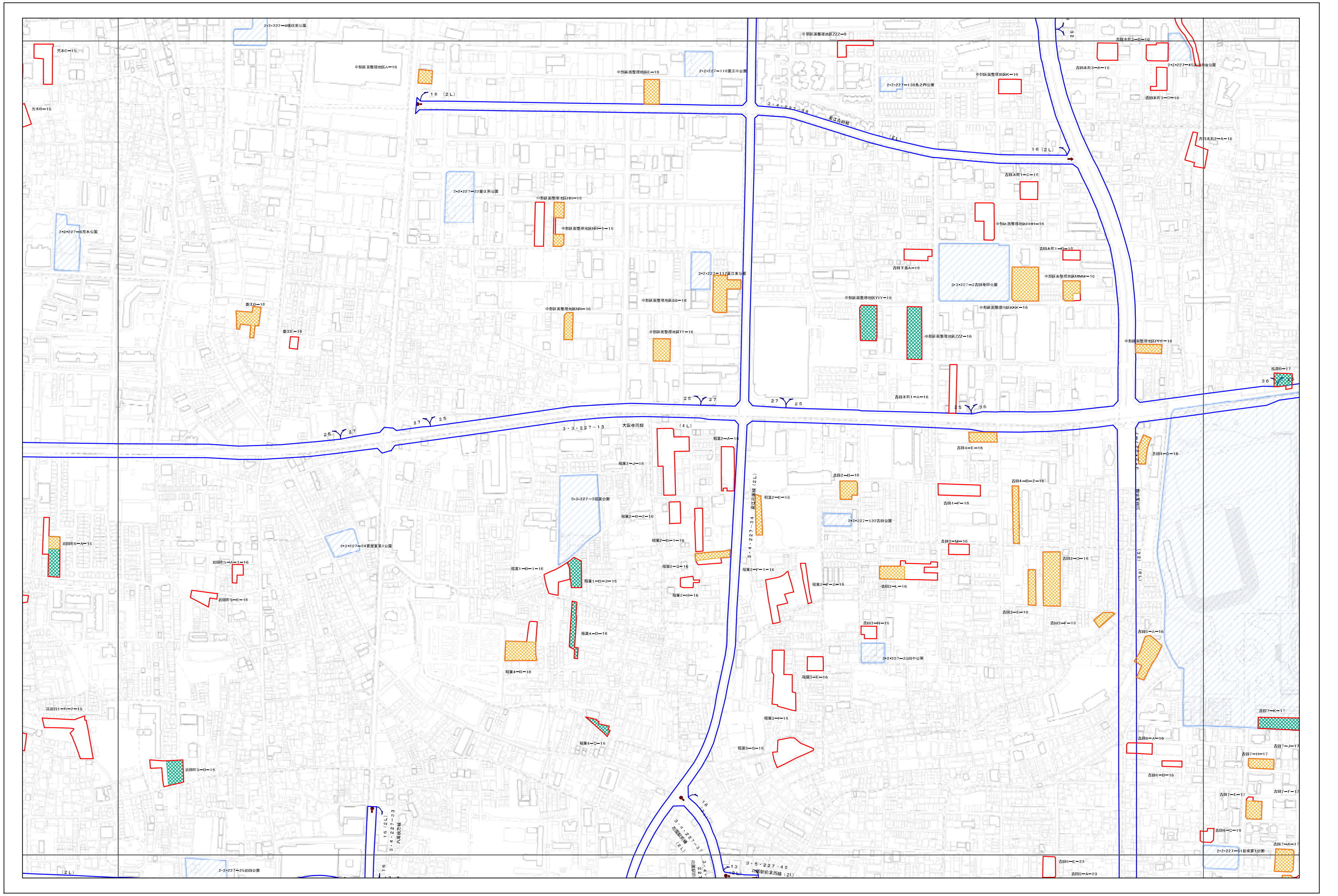

H607（16）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000
図面番号	12/24

凡 例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H607（16）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H608（17）

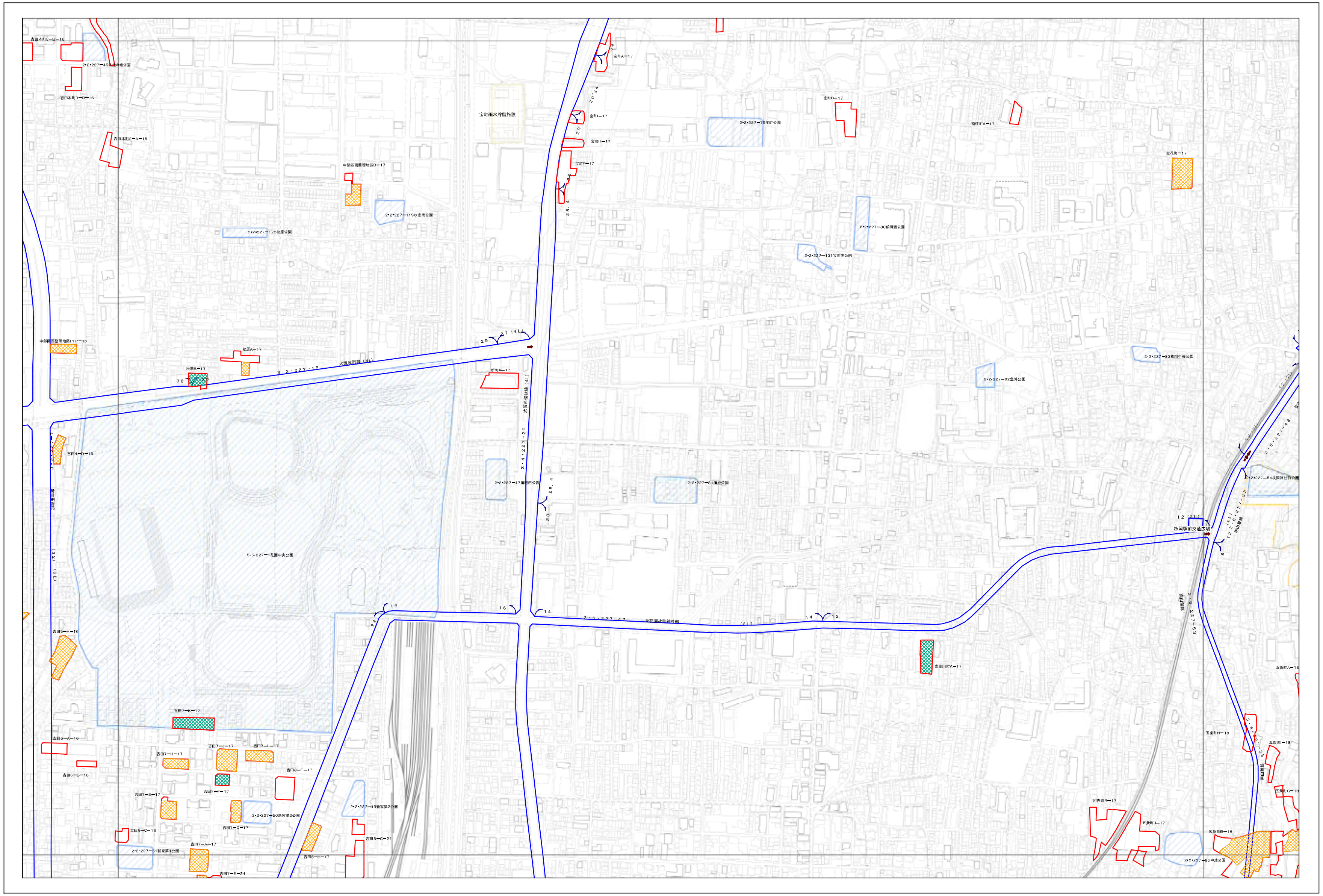

H608（17）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 13/24

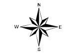

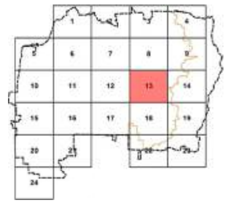

東大阪市

凡例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H608（17）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H705（18）

H705（18）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 14/24

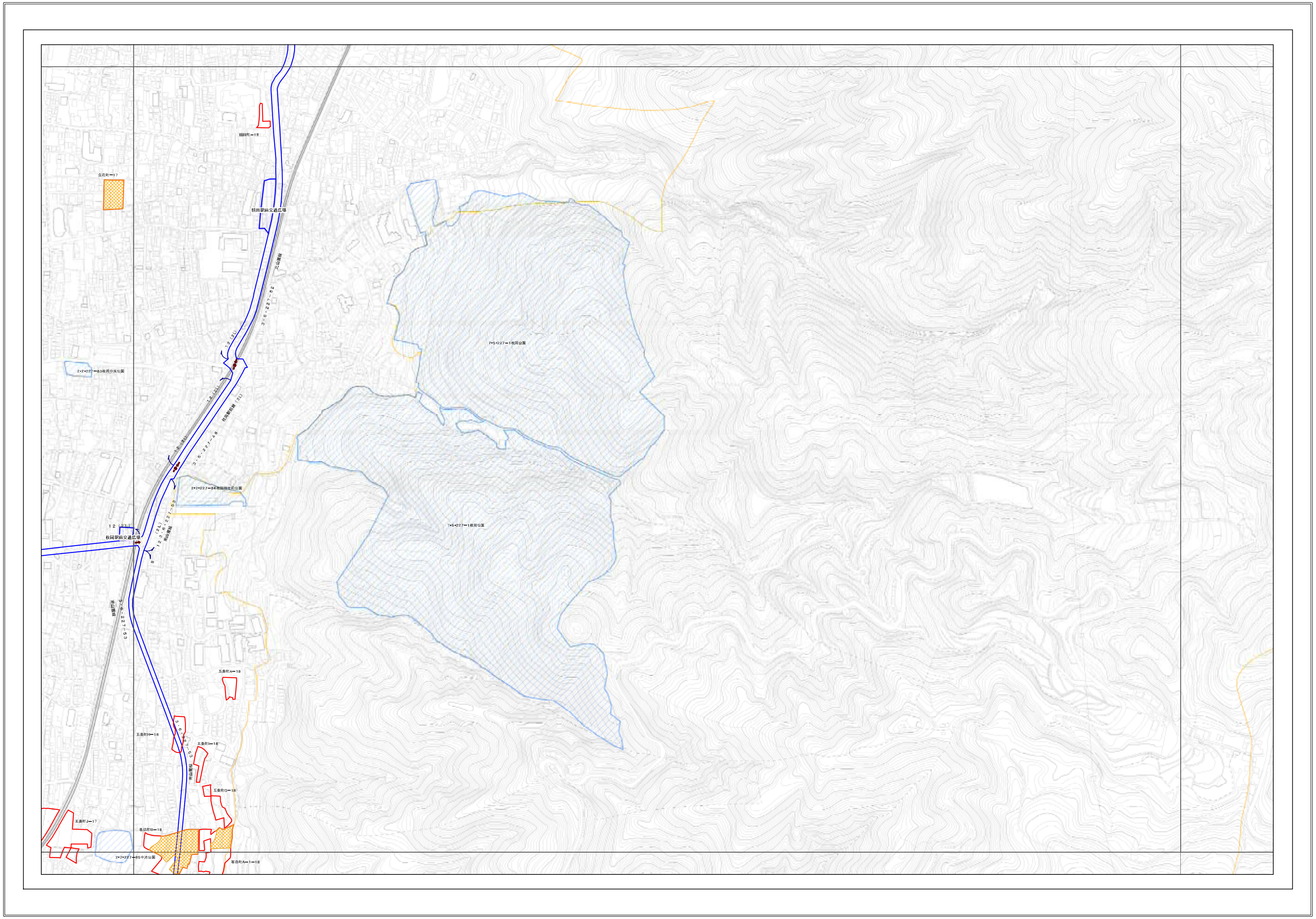

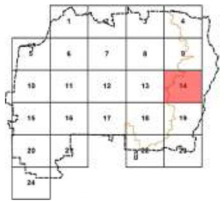

東大阪市

凡 例

都市計画
生産緑地地区

特定生産緑地
新規指定区域

特定生産緑地
既指定区域

H705（18）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H601（21）

H601（21）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 15/24

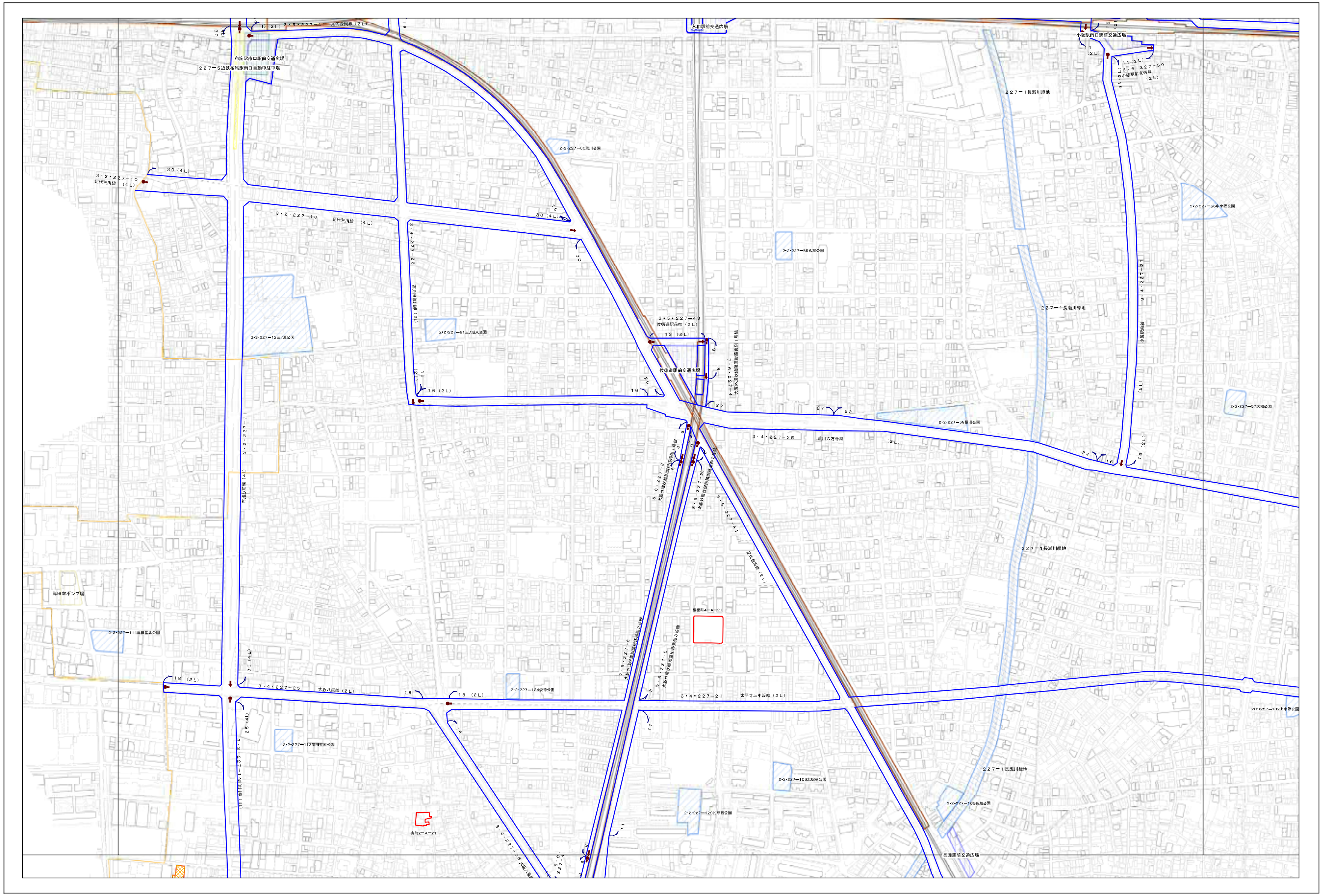

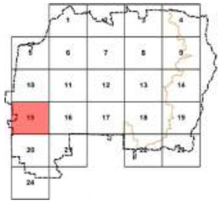

東大阪市

凡例

都市計画生産緑地地区

特定生産緑地新規指定区域

特定生産緑地既指定区域

H601（21）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H602（22）

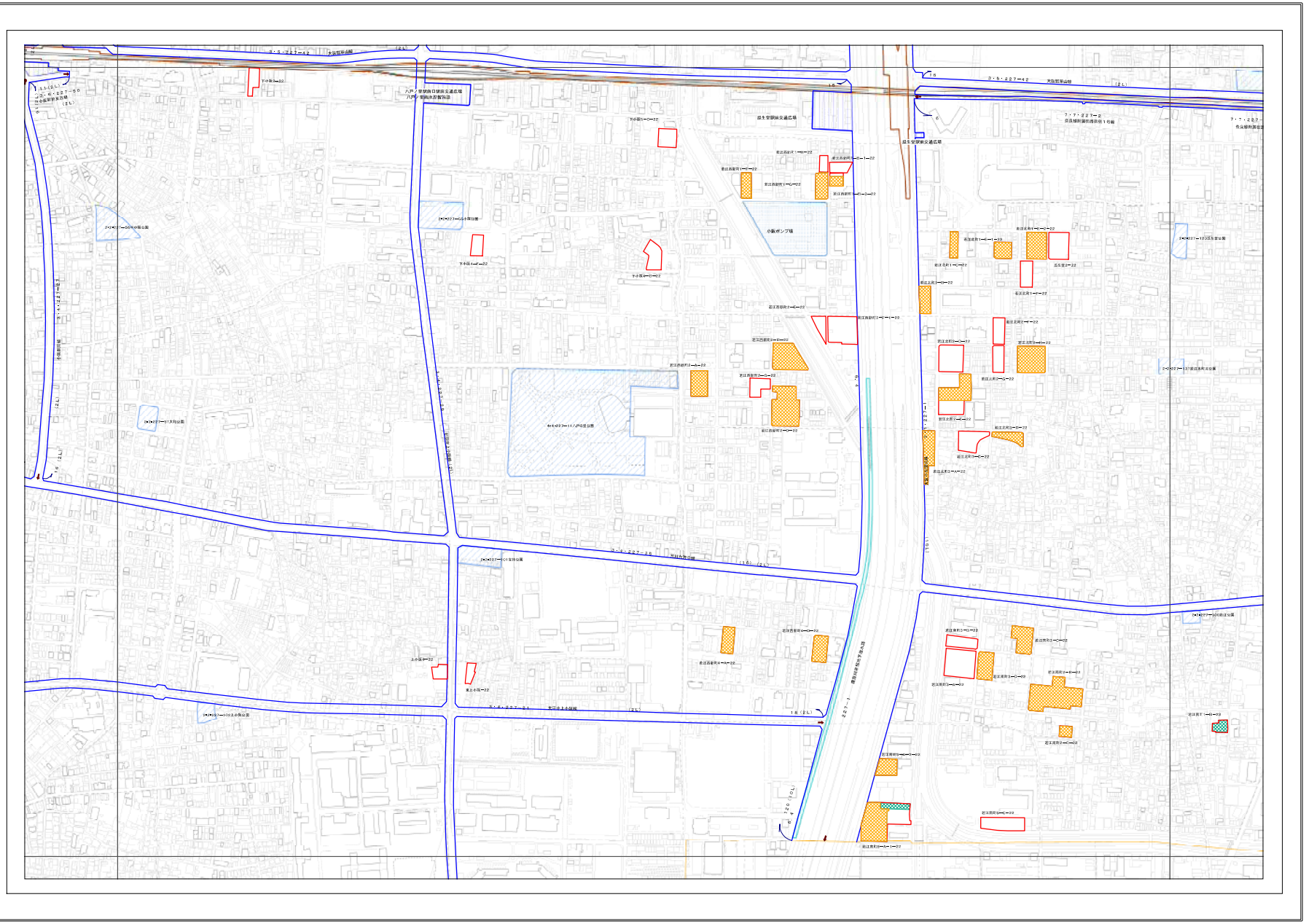

H602（22）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0	S=1/2,500	図面番号
A2	S=1/5,000	16/24

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H603（23）

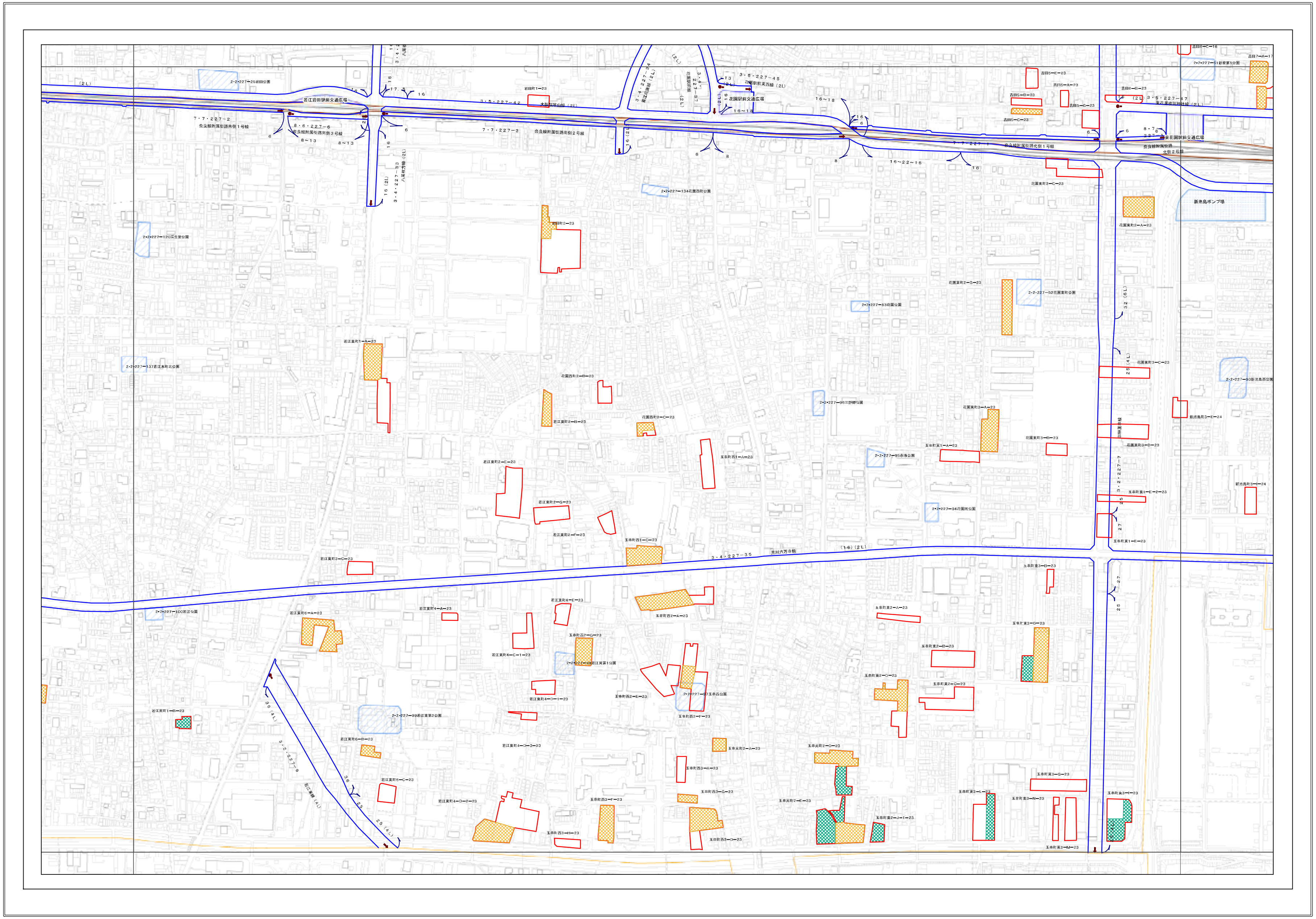

H603（23）

計画図	令和　3　年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 17/24

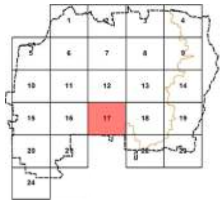

東大阪市

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H603（23）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号）　平11　近公 第292号
（承認番号）　平17　近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11　近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H604（24）

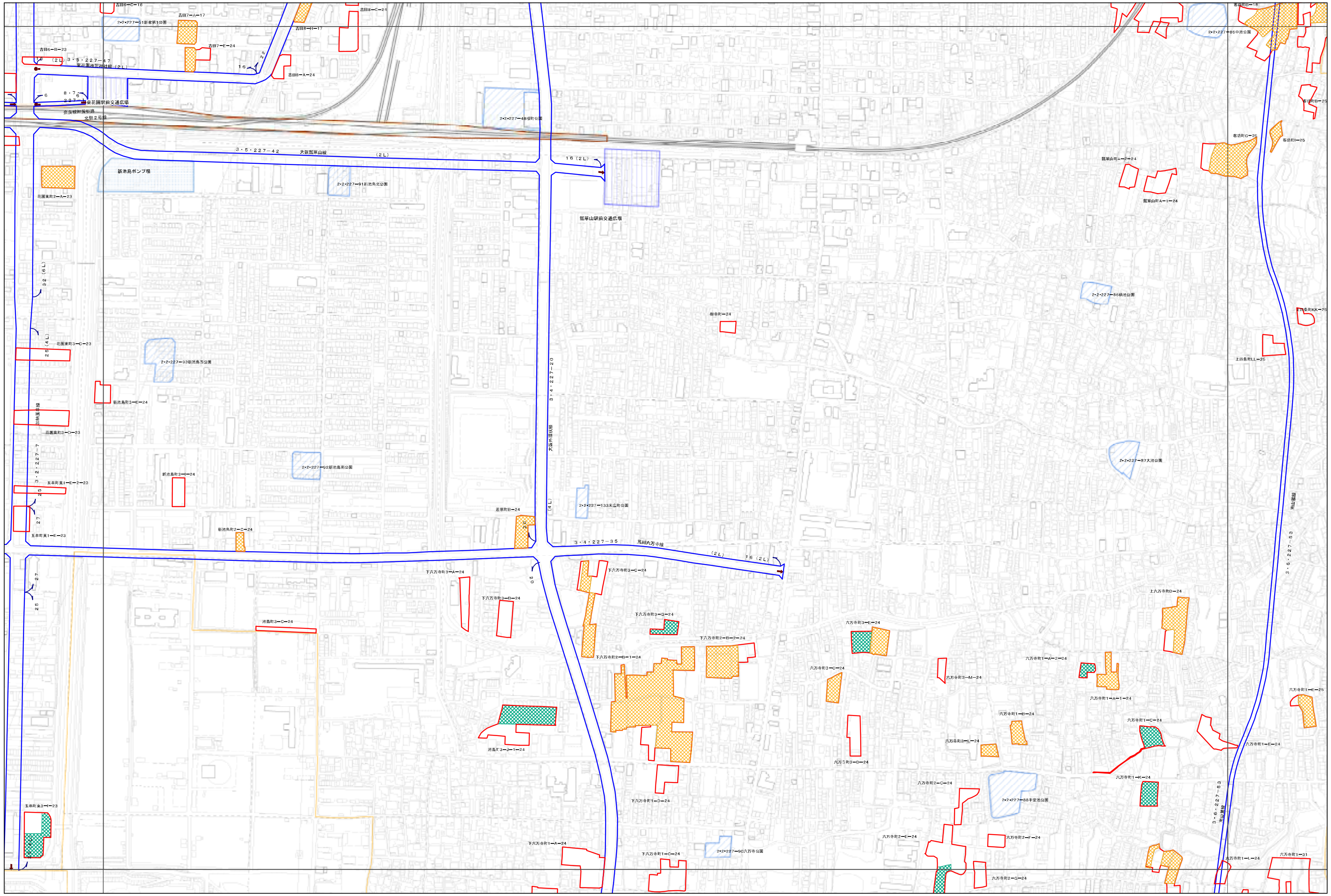

H604（24）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 18/24

凡 例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

H604（24）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

H701（25）

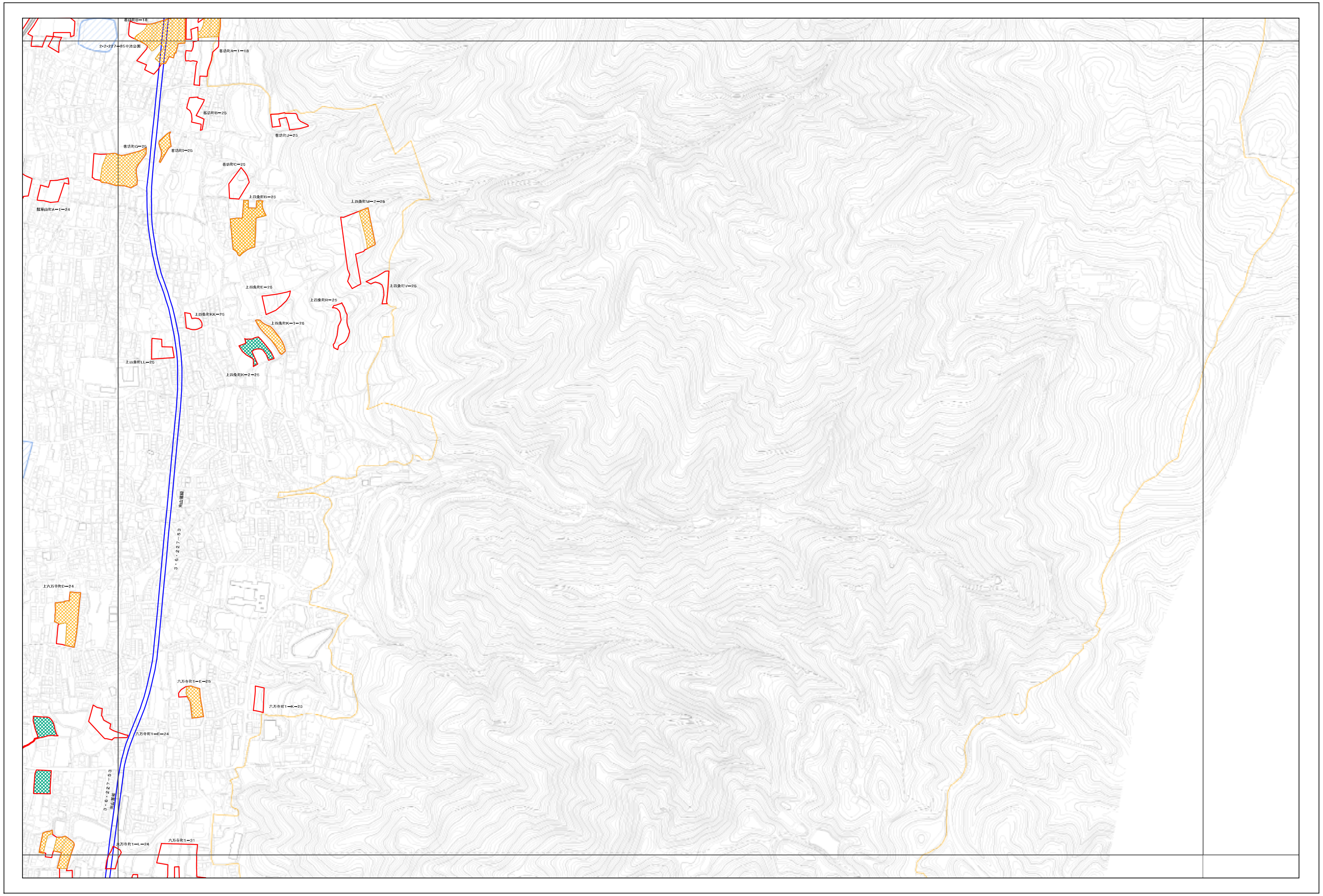

H701（25）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 19/24

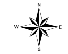

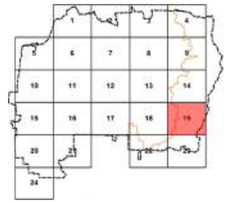

凡　例

- 都市計画 生産緑地地区
- 特定生産緑地 新規指定区域
- 特定生産緑地 既指定区域

H701（25）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

G613（27）

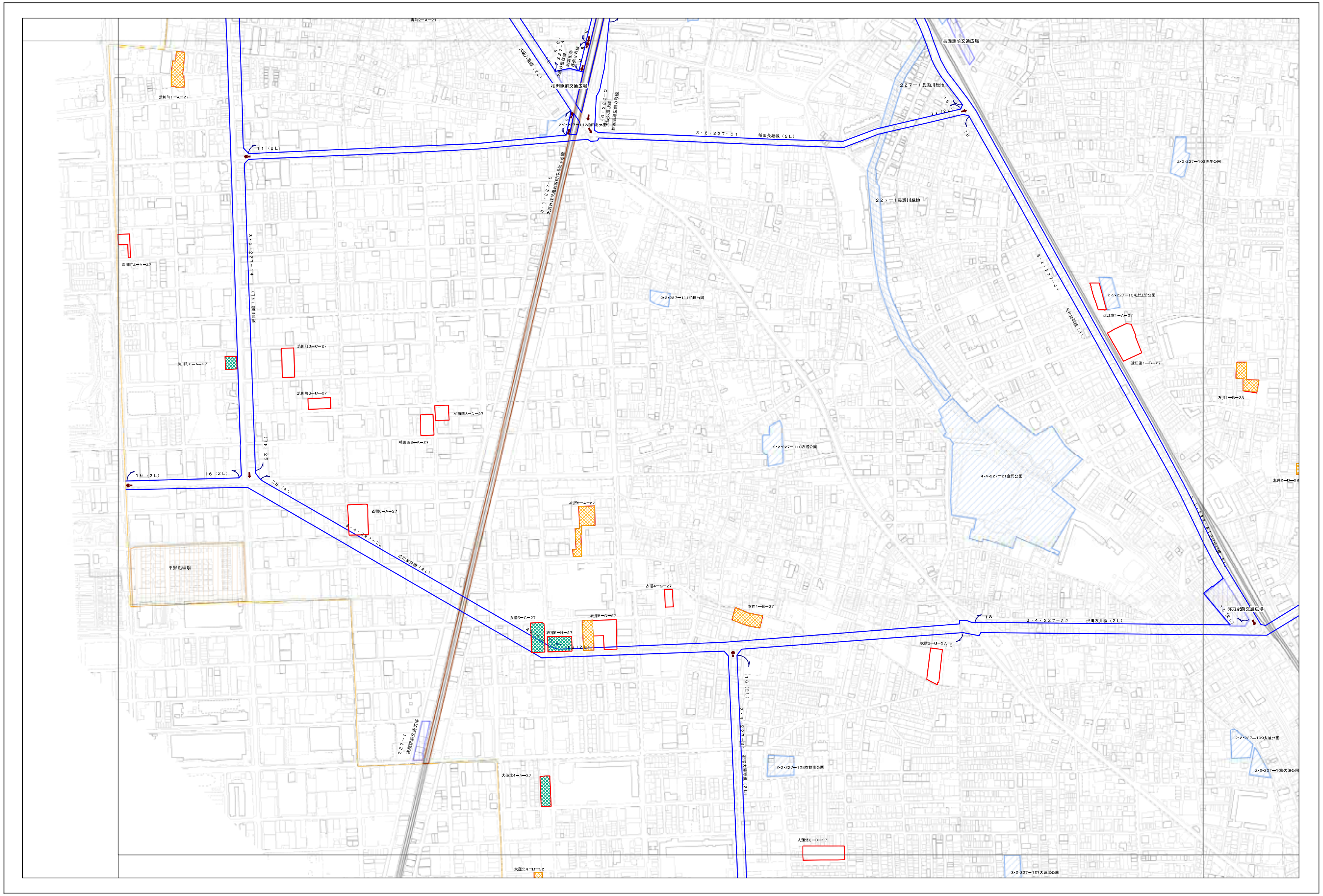

G613（27）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 20/24

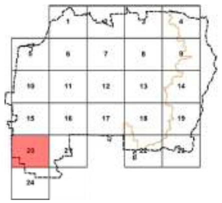

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

G613（27）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図(東大阪市)・特定生産緑地指定区域図

G614(28)

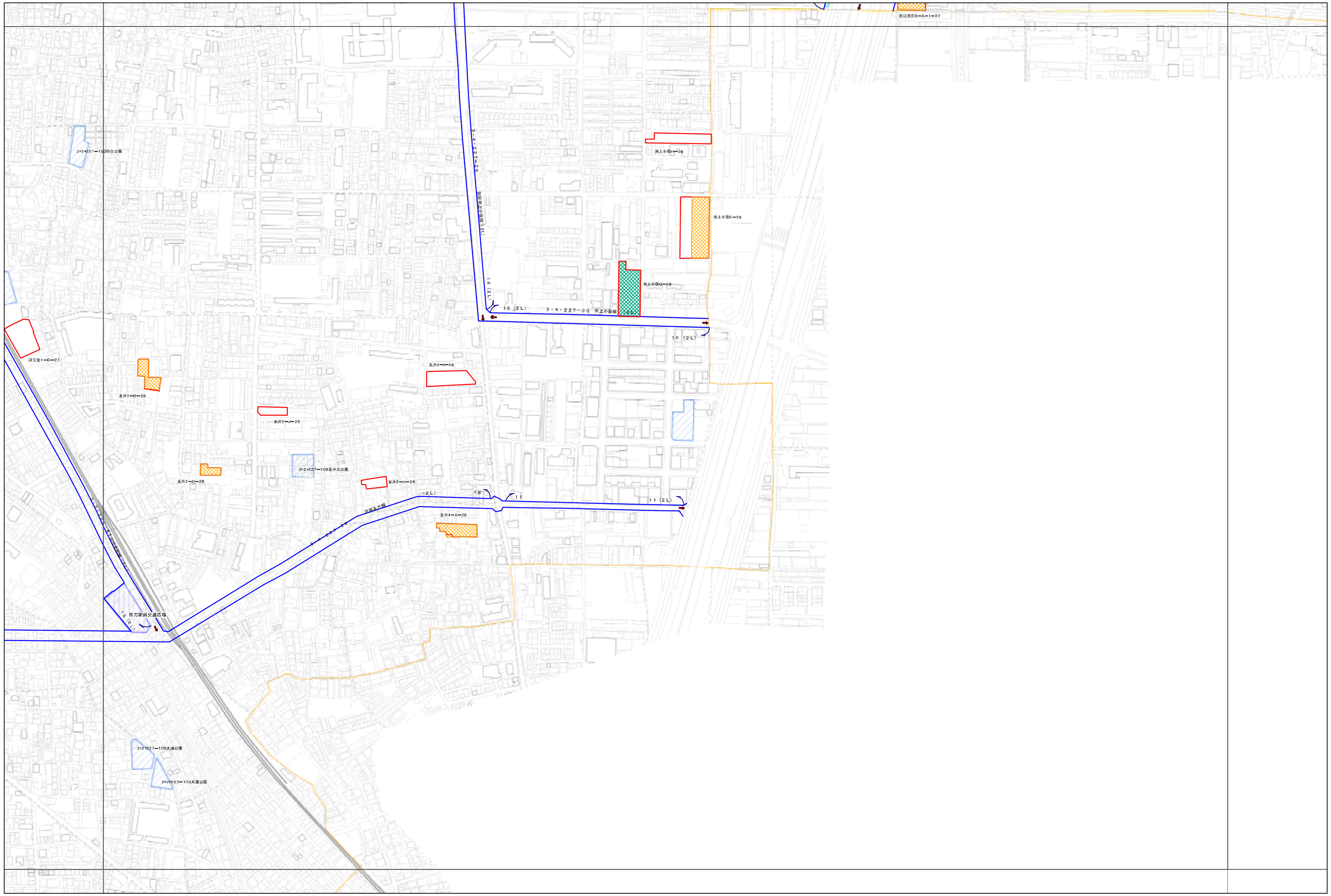

G614(28)

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 (東大阪市決定) ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 21/24

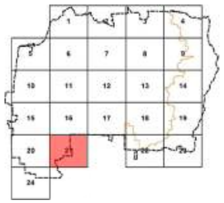

東大阪市

凡 例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

G614(28)

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系(測地成果2000)に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
((助言番号)平11 近公第198号)を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

G616（30）

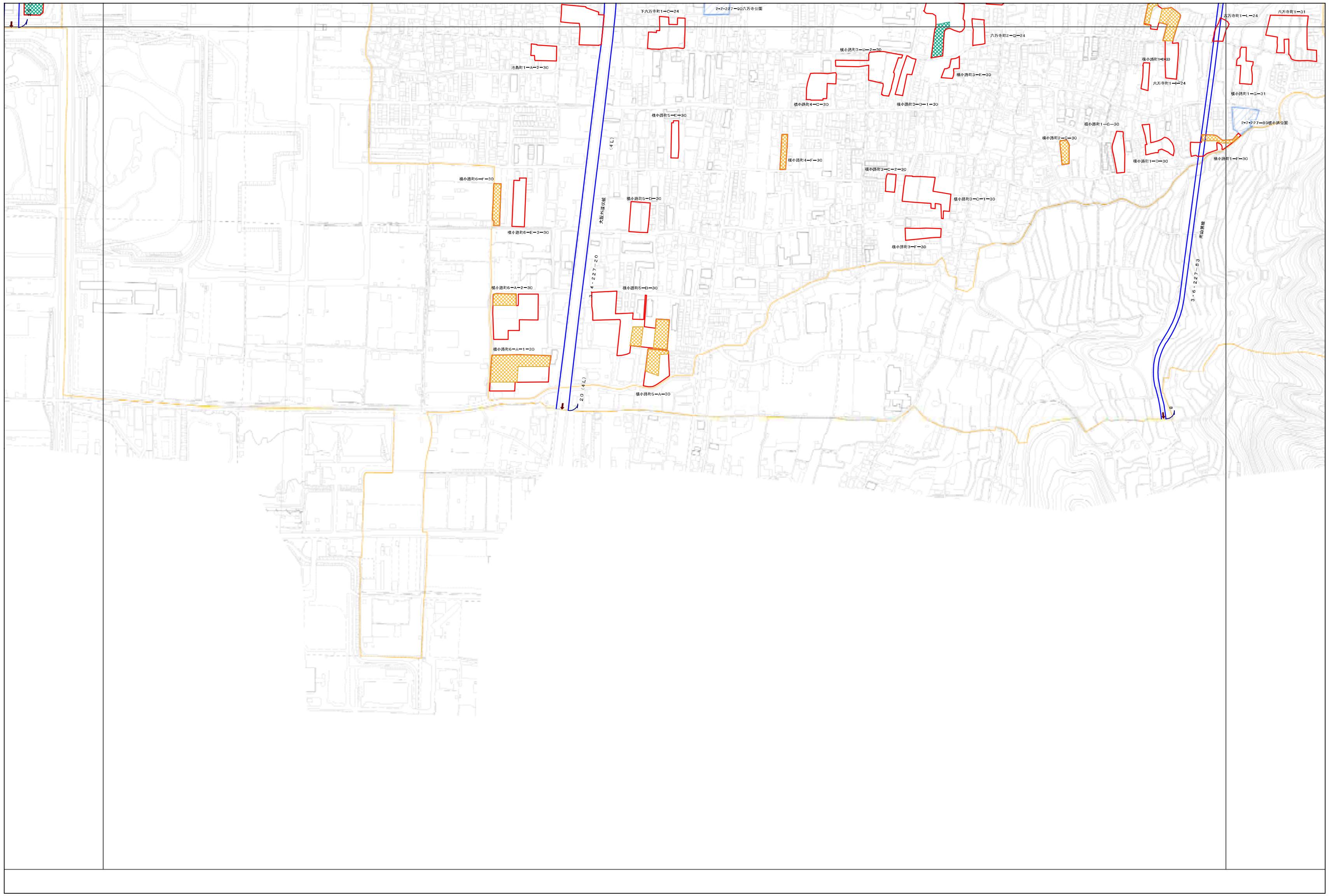

G616（30）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 22/24

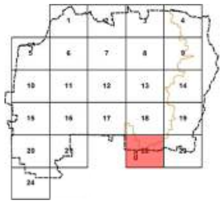

東大阪市

凡 例

- 都市計画 生産緑地地区
- 特定生産緑地 新規指定区域
- 特定生産緑地 既指定区域

G616（30）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0 50 100 200 300 400 500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T．P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

G713（31）

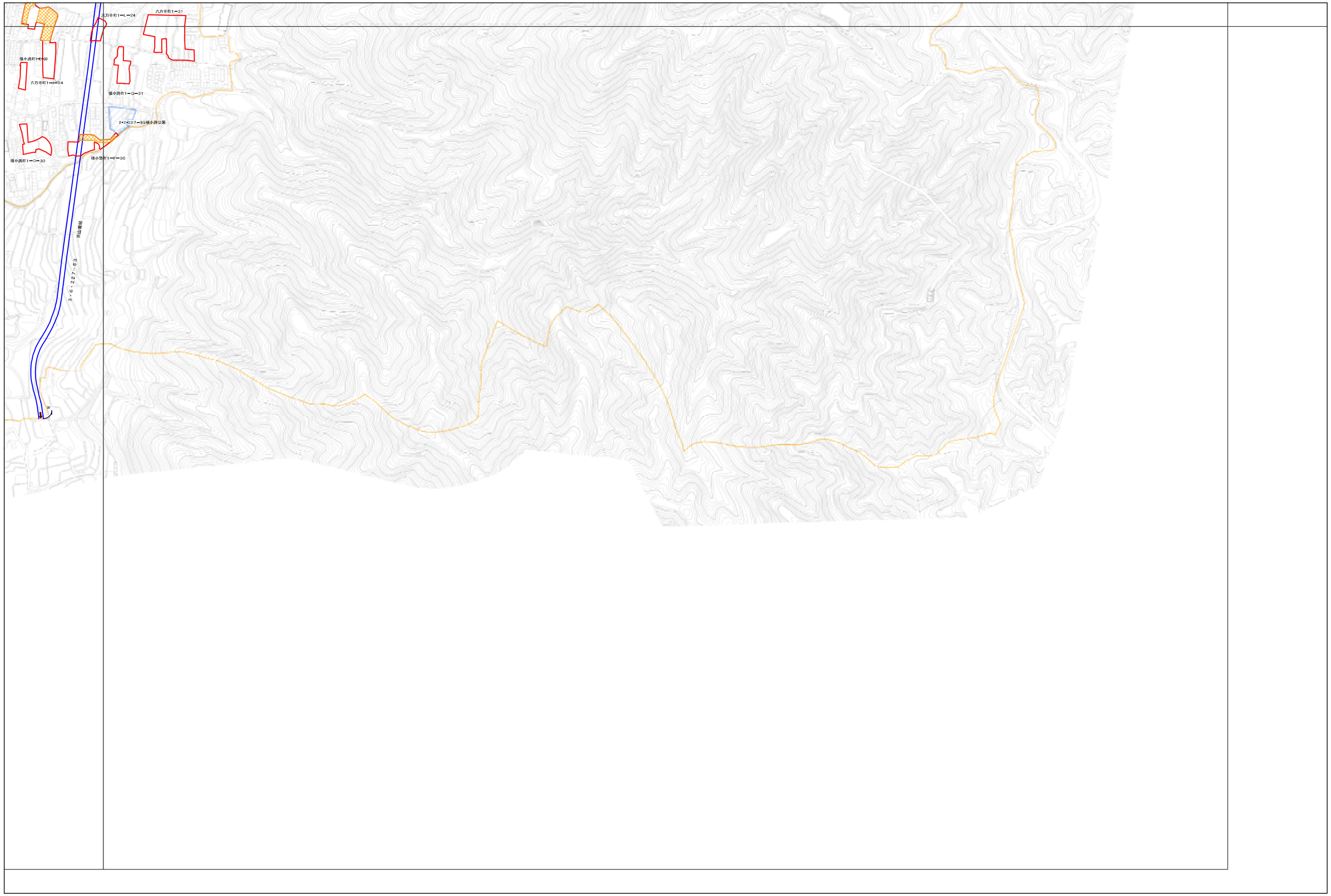

G713（31）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 23/24

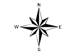

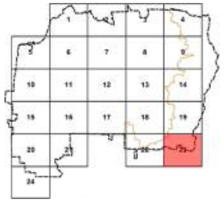

東大阪市

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

G713（31）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

東部大阪都市計画生産緑地地区図（東大阪市）・特定生産緑地指定区域図

A2 | S=1:5,000 , A0 | S=1:2,500

G609（32）

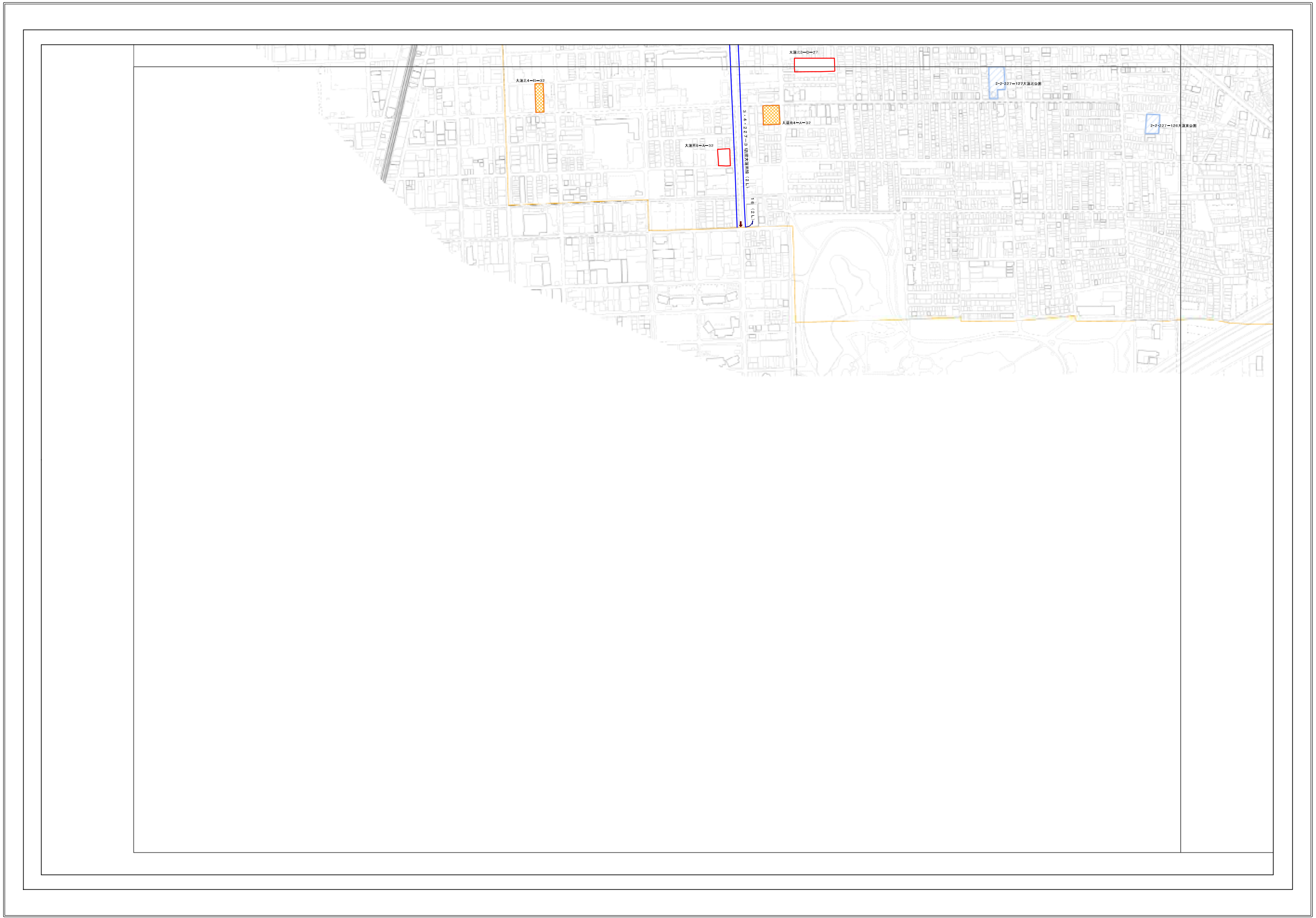

G609（32）

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

G609（32）

計画図	令和 3 年度 東部大阪都市計画 生産緑地地区の変更 （東大阪市決定） ・ 特定生産緑地の指定	
A0 A2	S=1/2,500 S=1/5,000	図面番号 24/24

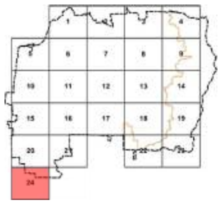

東大阪市

凡　例

- 都市計画生産緑地地区
- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域

A2 | S=1:5,000 , A0 | S= 1:2,500

0　50　100　200　300　400　500 m

座標系は平成14年国土交通省告示の規定
による第Ⅵ座標系
投影は横メルカトル図法
高さの基準は東京湾の平均海面（T. P）
等高線間隔は2メートル
座標値は世界測地系（測地成果2000）に対応

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（助言番号） 平11 近公 第292号
（承認番号） 平17 近公 第52号
大阪市内の地形については平成12年11月政策のDMデータ
（（助言番号）平11 近公第198号）を使用している。

理　由

生産緑地地区指定から３０年経過を迎える農地等において、良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有し、今後も継続的に適切な営農が見込まれる農地等について、特定生産緑地の指定をおこなうものである。

議　案　　第　３　号

令和３年１１月２６日

東大阪市都市計画審議会会長　様

東大阪市長　野　田　義　和

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）について（諮問）

標記のことについて、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり諮問します。

計 推 第 1781 号
令和 3 年 10 月 15 日

東 大 阪 市 長　様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
土地利用計画グループ 高橋、藤本
【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線6776）
【TEL】 06-6944-6776（直通）
【E-mail】FujimotoC@mbox.pref.osaka.lg.jp

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

１．都市再開発法第２条の３第１項第１号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表１のとおり」

２．都市再開発法第２条の３第１項第２号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表２のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
210-1	京阪牧野駅周辺地区	約6.4ha	枚方市	鉄道駅等を中心に地域の地区拠点にふさわしい商業・業務機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	京阪牧野駅周辺では、公共施設の整備に合わせて商業施設等の集積と都市型住宅の建設を促進するなど計画的な土地の高度利用と防災性の向上を図る。 都市計画道路の整備を促進し、交通環境の改善を図る。			
210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。		京阪枚方市駅周辺地区	
210-3	京阪光善寺駅周辺地区	約9.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業を契機に、地域の地区拠点にふさわしい商業・文化機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	鉄道の連続立体交差事業にあわせた商業・文化機能の集積により、生活利便性の高い地区拠点の形成を図る。 道路等の都市基盤施設の整備を促進し、鉄道駅へのアクセス性を向上させる。また、それに伴い交通環境の改善や歩行者空間の確保を図る。		京阪光善寺駅西地区	
215-1	京阪香里園駅周辺地区	約134ha	枚方市 寝屋川市	京阪香里園駅東側周辺の交通環境の改善を図るとともに、複合的な都市機能の集積と土地の有効かつ高度利用を進め、防災性の向上の図る。特に寝屋川市の北の結節点として、新たな魅力を備えた都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しく都市的なまちづくりを推進する。	地域の地形を考慮した土地の有効かつ高度利用を図り、商業、業務、居住、医療等の機能集積及び新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的なサービス業等の拠点を目指すとともに、老朽住宅の建て替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
215-2	京阪寝屋川市駅周辺地区	約244ha	寝屋川市	寝屋川市駅周辺は水と緑と文化性を備えた中心的な都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	都市基盤施設整備及び高度利用化により市民が誇りを持てるシンボル景観を創出した都市核の形成を図る。 寝屋川市役所周辺は中心業務拠点として商業・業務施設の集積を誘導する。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-3	京阪萱島駅周辺地区	約130ha	寝屋川市	京阪萱島駅周辺は第二京阪道路のインパクトを活用し、賑わいがあり市場性の高い都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的な商業・サービス業などの拠点をめざした都市核の形成を図る。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-4	JR寝屋川公園駅周辺地区	約56ha	寝屋川市	JR寝屋川公園駅周辺は府営寝屋川公園等の豊かな景観と第二京阪道路や都市計画道路等のアクセス性を活かした東の都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	地域資源や交通の利便性を有効活用するとともに、教育文化施設・医療施設・商業施設等の都市機能を集約し、駅を中心としたコンパクトで魅力あるまちづくりにより、東の都市核としての拠点形成を進める。			
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	老朽化した木造建築物等の建替えを促進し、良好な市街地への計画的な転換を図り、快適な居住環境の実現を目指す。 防災道路の整備を進めるとともに住宅等の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地形成に努める。 主要鉄道駅周辺は、地域の生活拠点として、生活文化機能の集積が図れるよう商業・業務機能、文化・交流機能の高度集積と再整備に努める。	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。		門真市北部地区	防災再開発促進地区

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
218-1	JR住道駅周辺地区	約46ha	大東市	商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設、防災機能の強化等を促進し、地域核にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。 建物の不燃化、耐震化の促進やオープンスペースの確保等、防災機能の強化を図る。		JR住道駅北地区	
227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では地域を支える商業、業務機能や日常生活で必要となる基礎的な生活支援機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。	鴻池新田地区（JR鴻池新田駅及び大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅周辺）		
					JRおおさか東線と大阪メトロ中央線の結節点である高井田駅周辺では公共施設の整備にあわせた商業、業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	高井田駅周辺地区		
					鉄道駅周辺では商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	JR徳庵駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	
					幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-2	東大阪市西部市街地	約1,300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務地にふさわしい商業、業務施設等の都市機能の集積を図り、地域の人びとが集まり交流するにぎわいのある空間の形成を目指す。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅周辺では東大阪市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 都市型住宅の建設を促進し、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	大阪モノレール（仮称）瓜生堂駅西部周辺地区		
					東大阪市の中心商業業務地として、公共施設の整備にあわせた行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄布施駅周辺地区（布施駅、小阪駅周辺）	近鉄布施駅周辺地区	
					鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 商業施設の集積がみられる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	
					地域を支える都市機能や日常生活で必要となる基礎的な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。	俊徳道駅周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	
					幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-3	東大阪市東北部市街地	約1，030ha	東大阪市	東大阪市の拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した中心拠点の形成を図る。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 大阪モノレール新駅周辺に位置する大規模公有地では、中心拠点にふさわしい各種機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。 東大阪市景観計画（市役所本庁周辺景観形成重点地区）に基づき、市の中心拠点にふさわしい良好な景観形成を図る。	東大阪市中心拠点地区 （長田・荒本駅周辺）	東大阪市中心拠点地区	
					鉄道駅周辺では計画的な用途転換により商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区		
					幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モノレール新駅周辺では都市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために、計画的な土地の高度利用を図る。 防災再開発促進地区では防災公共施設の整備、及び老朽建築物等の建替を促進し都市機能の更新を図る。	若江・岩田・瓜生堂地区	若江・岩田・瓜生堂地区	防災再開発促進地区
					鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせた行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	
					幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			
221-1	JR柏原駅周辺地区	約6.0ha	柏原市	中心市街地としての都市機能の更新と、健全で災害に強い居住環境の整備を図り活力ある街づくりを目指す。	JR柏原駅周辺は、住宅・商業・業務の適正な配置に配慮しながらそれぞれの用途が調和・共存できる環境を形成する。 近隣商業地域及び商業地域として商業機能の充実を図る。 当地区において、景観形成、商業、業務、文化、情報行政等の機能を充実させる。 都心の活性化を図るため都市型住宅の供給を促進する。		JR柏原駅東口地区	

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
210-2-1	京阪枚方市駅周辺地区	約2.9ha	枚方市	駅前広場の再整備とあわせて、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の導入により市民サービスの向上に寄与し、周辺の市街地環境と調和した、安全で快適な都市環境の形成を図り、魅力的で活気あふれる都市空間を形成する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・宿泊施設・行政施設等の立地を促進し、広域中心拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路枚方市駅前線の整備を図る。		市街地再開発事業		
210-3-1	京阪光善寺駅西地区	約1.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業にあわせ、地域の拠点にふさわしい生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図るとともに、これらの都市機能と調和した都市居住の誘導を図り、利便性が高く良好な居住環境の形成を促進する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・医療施設等の立地を促進し、地域拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路北中振線の整備を図る。		市街地再開発事業		
223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業 市街地再開発事業		防災再開発促進地区
218-1-1	JR住道駅北地区	約9.5ha	大東市	商業・業務機能の集積を促進し、地域核にふさわしい市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。建物の不燃化、耐震化の促進等、防災機能の強化を図る。	民間建設活動の誘導により、建物の共同化や不燃化を促進する。	地区内において、広場や道路等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図る。				

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及び徳庵駅前交通広場などを整備する。 JR学研都市線の立体交差化を推進する。				
227-2-1	近鉄布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。				
227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
227-2-3	近鉄弥刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、渋川友井線及び弥刀駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業機能等の都市機能の集積を図る。	商業機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
227-3-1	東大阪市中心拠点地区	約140ha	東大阪市	東大阪市の中心拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した拠点の形成を図る。	行政、文化、商業、業務機能等の都市機能に加え、都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪モノレールの整備を推進するとともに、若江稲田線などを整備する。				

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-4-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場などを整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		防災再開発促進地区
227-4-2	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び瓢箪山駅前交通広場などを整備する。				
221-1-1	JR柏原駅東口地区	約0.4ha	柏原市	柏原市の中心市街地の玄関口として、駅前広場、道路等の公共施設整備、駅前整備等都市機能の更新と土地の有効利用を図り、災害に強い活力のある街をつくる。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い商業・業務・公益施設・住宅等の建築物の整備に併せた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	JR柏原駅東口地区では、市街地再開発事業の実施にむけて検討する。	都市計画道路大県本郷線、柏原東駅前交通広場、柏原駅東線、法善寺築留線の整備の検討をする。	住宅市街地基盤整備事業により住環境の整備を図る。	市街地再開発事業(柏原駅東口地区)		

理　　由

都市再開発法第２条の３第１項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

位　置　図

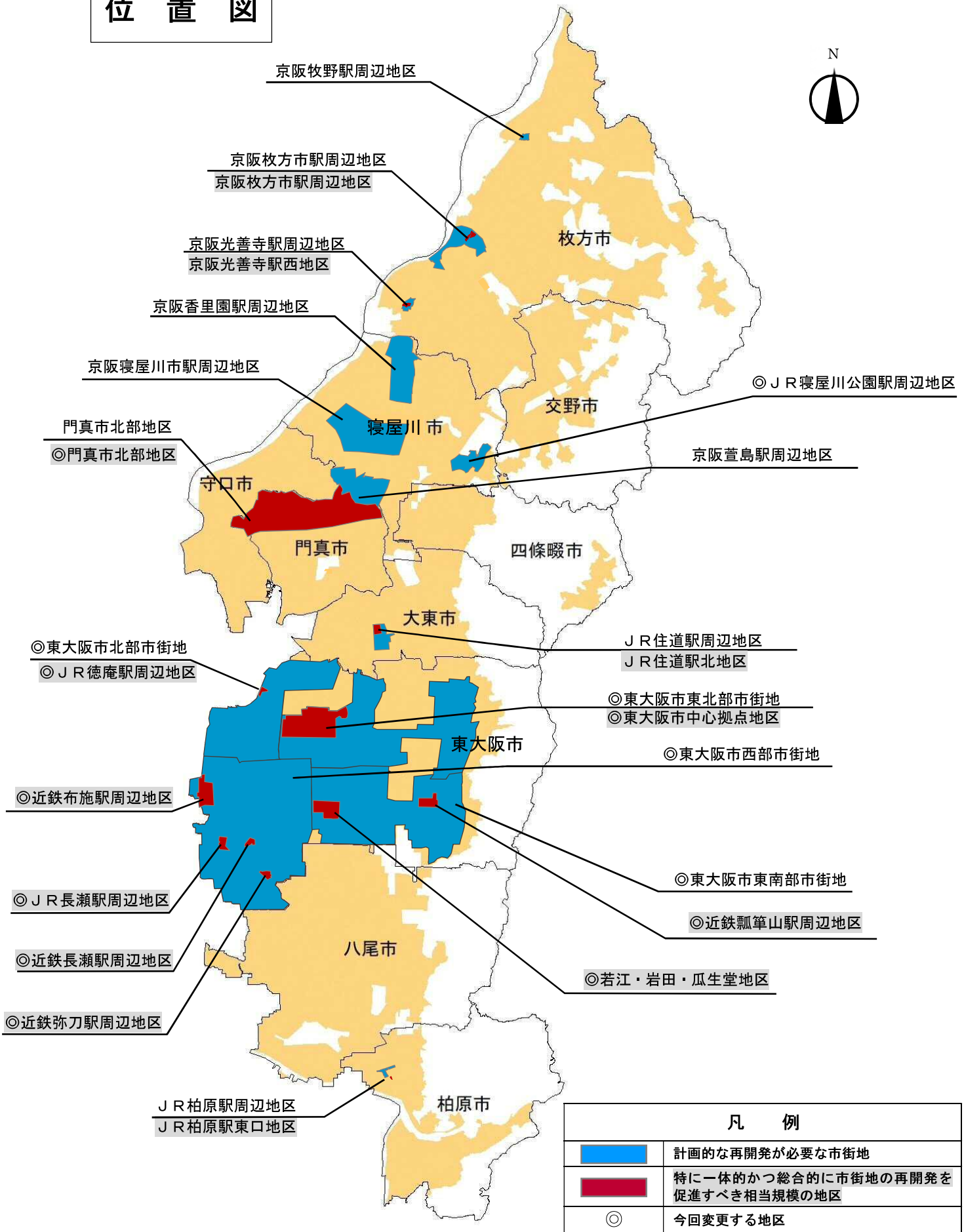

凡　例	
	計画的な再開発が必要な市街地
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
◎	今回変更する地区
	市街化区域

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前		（指定なし）							
変更後	215-4	JR寝屋川公園駅周辺地区	約56ha	寝屋川市	JR寝屋川公園駅周辺は府営寝屋川公園等の豊かな景観と第二京阪道路や都市計画道路等のアクセス性を活かした東の都市核の形成と災害に強く、心やすらぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	地域資源や交通の利便性を有効活用するとともに、教育文化施設・医療施設・商業施設等の都市機能を集約し、駅を中心としたコンパクトで魅力あるまちづくりにより、東の都市核としての拠点形成を進める。			
変更前	227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	JRおおさか東線と結節点となる高井田駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市北西部の沿道商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。	地下鉄高井田駅周辺地区		
						川俣水みらいセンターの活用、布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	川俣水みらいセンター周辺地区		
						鉄道駅周辺では駅前商業ゾーンとして商業機能の集積と土地の高度利用を図る。 徳庵稲田線及び交通広場などの整備を推進する。	JR徳庵駅周辺地区 JR鴻池新田駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	
						JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強い住まいとまちづくりを促進する。			
変更後	227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では地域を支える商業、業務機能や日常生活で必要となる基礎的な生活支援機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。	鴻池新田地区（JR鴻池新田駅及び大阪モノレール（仮称）鴻池新田駅周辺）		
						JRおおさか東線と大阪メトロ中央線の結節点である高井田駅周辺では公共施設の整備にあわせた商業、業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	高井田駅周辺地区		
						鉄道駅周辺では商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	JR徳庵駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	
						幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。			

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	227-2	東大阪市西部中心市街地	約1300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務ゾーンにふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	東大阪市の中心業務ゾーンとして、既存商店街の近代化、市街地再開発事業を促進するとともに公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 高井田長堂線、足代荒川線などの整備を推進する。	近鉄布施駅周辺地区	近鉄布施駅周辺地区	
						近鉄布施駅周辺地区と連たんする沿道商業ゾーンとして、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 小阪稲田線などの整備を推進する。	近鉄小阪駅周辺地区		
						都市型住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	八戸の里・西岩田地区		
						建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	近大・上小阪周辺地区		
						鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 足代金岡線及び交通広場などの整備を図る。 JRおおさか東線駅と結節する近鉄俊徳道駅・永和駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務施設の集積と計画的な土地利用の形成を図る。	近鉄俊徳道駅周辺地区 近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	
						住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 JRおおさか東線駅の設置及び連続立体交差事業に関連する公共施設の整備される地区及びその周辺では、商業・業務施設の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。 商業施設の集積がみられる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。	大蓮周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	
						JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。			
変更後	227-2	東大阪市西部市街地	約1300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務地にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図り、地域の人びとが集まり交流するにぎわいのある空間の形成を目指す。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	大阪モノレール新駅周辺では東大阪市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 都市型住宅の建設を促進し、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	大阪モノレール（仮称）瓜生堂駅西部周辺地区		
						東大阪市の中心商業業務地として、公共施設の整備にあわせた行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄布施駅周辺地区（布施駅、小阪駅周辺）	近鉄布施駅周辺地区	
						鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 商業施設の集積がみられる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	
						地域を支える都市機能や日常生活で必要となる基礎的な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。	俊徳道駅周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	
						幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。			

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	227-3	東大阪市東北部市街地	約1,030ha	東大阪市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。 主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	新都心（長田・荒本地区）では、中枢管理機能をはじめとして商業・業務機能などの集積と、計画的な土地の高度利用を図る。 近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により沿道商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。 居住環境の整備や土地利用の更新を図る。	長田・荒本地区	東大阪市新都心整備地区	
						近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により駅前商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区		
						住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	加納・吉原地区		
						幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			
変更後	227-3	東大阪市東北部市街地	約1,030ha	東大阪市	東大阪市の拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した中心拠点の形成を図る。 主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モノレール新駅及び既存鉄道駅周辺では来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために計画的な土地の高度利用を図る。 大阪モノレール新駅周辺に位置する大規模公有地では、中心拠点にふさわしい各種機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。 東大阪市景観計画（市役所本庁周辺景観形成重点地区）に基づき、市の中心拠点にふさわしい良好な景観形成を図る。	東大阪市中心拠点地区 （長田・荒本駅周辺）	東大阪市中心拠点地区	
						鉄道駅周辺では計画的な用途転換により商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区		
						幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線などの整備を推進する。	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	
						瓢箪山駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市東部の駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線及び交通広場などの整備を図る。住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	
						住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	池島地区		
						幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			
変更後	227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて、居住、商業、業務機能に加え、行政、文化、医療、子育て等の生活支援機能の集積を図り、都市の魅力を増大させるとともに、歩いて暮らせるまちの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モノレール新駅周辺では都市の中心拠点を補完するエリアとして、来訪者拡大を目的とした様々な都市機能を維持・誘導するために、計画的な土地の高度利用を図る。 防災再開発促進地区では防災公共施設の整備、及び老朽建築物等の建替を促進し都市機能の更新を図る。	若江・岩田・瓜生堂地区	若江・岩田・瓜生堂地区	防災再開発促進地区
						鉄道駅周辺では公共施設の整備にあわせた行政、商業、業務機能等の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。 住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	
						幹線道路が整備される地区では地区の状況に応じて、用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の協働による災害に強い住宅とまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表2　計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、 その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前	223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業		防災再開発促進地区
変更後	223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業 市街地再開発事業		防災再開発促進地区
変更前	227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及びJR徳庵駅前交通広場などを整備する。 JR学研都市線の立体交差化を図る。				
変更後	227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及び徳庵駅前交通広場などを整備する。 JR学研都市線の立体交差化を推進する。				
変更前	227-2-1	近鉄布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	東大阪市の地域核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。 民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。 地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
変更後	227-2-1	近鉄布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。				

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表2　計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前	227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
変更後	227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
変更前	227-2-3	近鉄弥刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、渋川友井線及び近鉄弥刀駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
変更後	227-2-3	近鉄弥刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、渋川友井線及び弥刀駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を推進する。				
変更前	227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能及び公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
変更後	227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業機能等の都市機能の集積を図る。	商業機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
変更前	227-3-1	東大阪市新都心整備地区	約140ha	東大阪市	東大阪地域の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。	行政・文化・商業・業務施設及び都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	計画的な土地利用の転換を図るため、民間の建設活動を適正に誘導する。 都市型住宅の建設を促進する。	地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
変更後	227-3-1	東大阪市中心拠点地区	約140ha	東大阪市	東大阪市の中心拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した拠点の形成を図る。	行政、文化、商業、業務機能等の都市機能に加え、都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪モノレールの整備を推進するとともに、若江稲田線などを整備する。				

新旧対照表　　※下線部が変更箇所

別表2　計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前	227-4-1	近鉄若江岩田駅周辺地区	約13ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線などを整備する。 近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				
変更後		(削除)										
変更前	227-4-2	近鉄河内花園駅周辺地区	約9ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				
変更後		(削除)										
変更前		(指定なし)										
変更後	227-4-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	防災街区整備地区計画を定め、地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場などを整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		防災再開発促進地区
変更前	227-4-3	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	東大阪市の地域核として、商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び近鉄瓢箪山駅前交通広場などを整備する。 近鉄奈良線の立体交差化を図る。				
変更後	227-4-2	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	行政、商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び瓢箪山駅前交通広場などを整備する。				

議　案　　第　４　号

令和３年１１月２６日

東大阪市都市計画審議会会長　様

東大阪市長　野　田　義　和

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）について（諮問）

標記のことについて、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり諮問します。

計 推 第 1782 号
令和 3 年 10 月 15 日

東 大 阪 市 長　様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴市の意見を求めます。

【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
土地利用計画グループ 高橋、藤本
【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線6776）
【TEL】 06-6944-6776（直通）
【E-mail】FujimotoC@mbox.pref.osaka.lg.jp

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

１．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第１号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要

「別表１のとおり」

２．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第２号の規定に基づく、「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要

「別表２のとおり」

別表1

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路萱島讃良線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路対馬江大利線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良質な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園等の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するため、各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業		
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		

別表1

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
209-2	東部地区	約150ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の改善、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場なども整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

別表2
防災公共施設の整備等の概要
①防災公共施設の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設の整備の方針	整備する防災公共施設の種類		当該防災公共施設の配置及び規模	当該防災公共施設の整備の概ねのスケジュール
				道路名	号数	延長及び幅員	
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1、2、4、6～9号	延長3,070m、幅員6.7m（一部9.2m）	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　2号壁面線	第3号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　3号壁面線	第5号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				都市計画道路萱島讃良線	第10号	延長1,350m、幅員18m	整備重要路線として、重点的な整備に努める。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第4号	延長2,120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第9号	延長5,380m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る	主要生活道路　岩田5号線	第1号	延長約80m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　岩田38号線	第2号	延長約150m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　桜橋通線	第3号	延長約210m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　若江42号線	第4号	延長約240m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路A号線	第5号	延長約170m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路B号線	第6号	延長約220m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路C号線	第7号	延長約120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備概要	防災公共施設と一体となって特定防火機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。

理　　由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、市街地の整備の方針を、都市計画区域マスタープランに位置づけがあるため、削除する。また、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」に係る計画の概要を変更するとともに、あわせて「防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他工作物」の整備に関する計画の概要を定める。

位　置　図

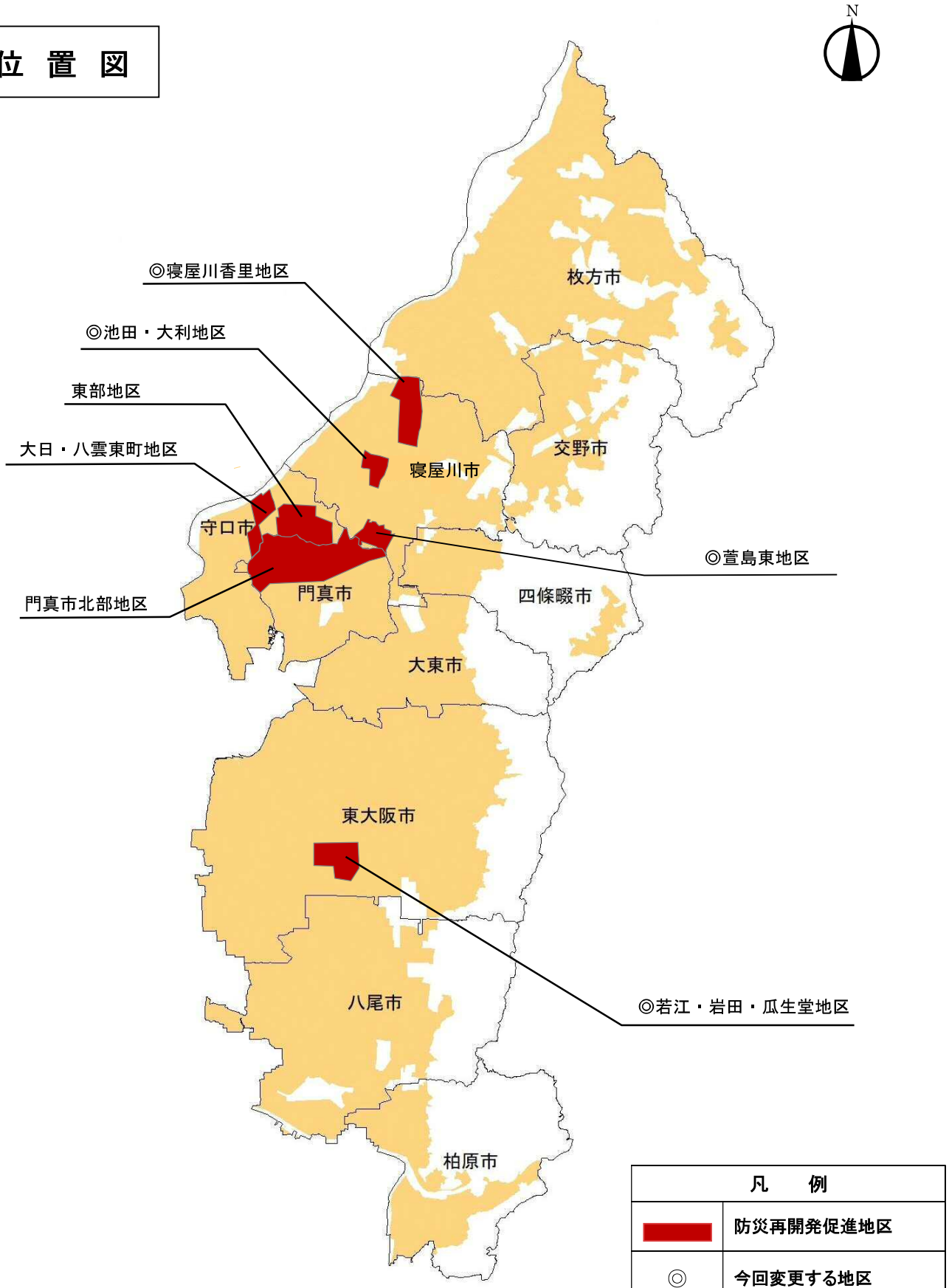
N
◎寝屋川香里地区
◎池田・大利地区
東部地区
大日・八雲東町地区
門真市北部地区
◎萱島東地区
◎若江・岩田・瓜生堂地区
枚方市
交野市
寝屋川市
守口市
門真市
四條畷市
大東市
東大阪市
八尾市
柏原市
凡　例
防災再開発促進地区
◎
今回変更する地区
市街化区域

新旧対照表

変更後	変更前
「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。 １．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第１号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（防災再開発促進地区）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要 「別表１のとおり」 ２．密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項第２号の規定に基づく、「防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他の工作物」の整備に関する計画の概要 「別表２のとおり」	「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。 本方針は、都市計画法第７条の２第１項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条第１項の規定に基づき、東部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示す。 １．市街地の整備の方針 1)市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率６０％以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。 2)市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、災害に対して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。 また、耐火建築物・準耐火建築物への建替え誘導にあたっては、その促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。 3)特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあっては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、

市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復･再生に努めるものとする。

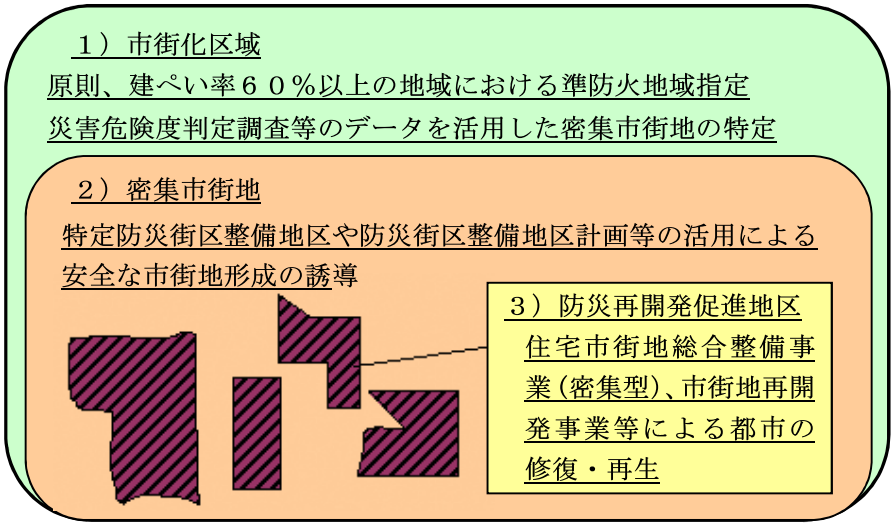

２．防災再開発促進地区

○　特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を別表に示す。

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前	215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路萱島讃良線及び都市計画公園萱島東公園を防災上の重要な道路及び公園として整備に努めるとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
変更後	215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路萱島讃良線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
変更前	215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路対馬江大利線を防災上の重要な路線として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
変更後	215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路対馬江大利線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表1　特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更前	215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	国道170号、府道京都守口線及び都市計画公園田井西公園を防災上重要な道路及び公園として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
変更後	215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設の整備を行うことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
変更前	227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	主要生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等の誘導や規制誘導等により建物の不燃化を図る。	主要生活道路や公園等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		
変更後	227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進するとともに、防災公共施設を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。 地域の核にふさわしい商業、業務機能等の都市機能の集積を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の改善、良好な住宅の供給を図る。 商業、業務機能等の都市機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進するとともに、瓜生堂駅前交通広場なども整備する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

新旧対照表 【新規】

別表2

防災公共施設の整備等の概要

①防災公共施設の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設の整備の方針	整備する防災公共施設の種類		当該防災公共施設の配置及び規模	当該防災公共施設の整備の概ねのスケジュール
				道路名	号数	延長及び幅員	
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1、2、4、6～9号	延長3,070m、幅員6.7m（一部9.2m）	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　2号壁面線	第3号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　3号壁面線	第5号		地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				都市計画道路萱島讃良線	第10号	延長1,350m、幅員18m	整備重要路線として、重点的な整備に努める。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第4号	延長2,120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る。	主要生活道路　1号壁面線	第1号～第9号	延長5,380m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区の防災性向上を図る	主要生活道路　岩田5号線	第1号	延長約80m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　岩田38号線	第2号	延長約150m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　桜橋通線	第3号	延長約210m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　若江42号線	第4号	延長約240m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路A号線	第5号	延長約170m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路B号線	第6号	延長約220m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
				主要生活道路　防災道路C号線	第7号	延長約120m、幅員6.7m	地区の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備概要	防災公共施設と一体となって特定防火機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-2	池田・大利地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区域内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区の不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。